

愛知県地域強靱化計画

愛 知 県

2025年3月改定

は じ め に

2024年1月1日、石川県能登地方で最大震度7を観測する令和6年能登半島地震が発生しました。本県では、地震発生直後から愛知県被災地域支援対策本部を立ち上げ、延べ約6,000人を派遣し、同じ中部圏域の仲間として、全力を挙げて支援に取り組んでまいりました。

8月には、日向灘を震源とする地震の発生に伴い、2019年の運用開始以来初めてとなる南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。また、本年1月には、地震調査研究推進本部において、南海トラフで今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率が80%程度に引き上げられるなど、この地域における地震の発生が強く意識されるところです。

一方、近年、頻発する集中豪雨や台風の強大化などによる風水害や土砂災害などの激甚化も懸念されており、2023年6月には、東三河地方を中心に大雨による浸水被害が発生し、2024年8月には、台風第10号に伴う大雨により蒲郡市で土砂災害が発生するなど、自然災害への備えの必要性が、改めて強く意識されています。

愛知県地域強靱化計画は、各地で頻発する地震や激甚化する風水害など、大規模自然災害が発生した場合にも、県民の皆様の生命や財産が守られ、愛知、名古屋を中核とした中部圏の社会経済活動が維持されるよう、今後の愛知県の強靱化に関する施策を計画的に推進していくための指針となるものです。今回、近年の災害の教訓や、国の最新の動向を反映し、新たな計画を策定いたしました。

愛知県は本計画に基づき、「県民の生命を最大限守る」、「地域及び社会の重要な機能を維持する」、「県民の財産及び公共施設、愛知県を始め中部圏全体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する」、「迅速な復旧復興を可能とする」の4つの基本目標を掲げ、愛知県の強靱化を推進してまいります。また、本計画には、愛知県の具体的なアクション項目を整理した「あいち防災アクションプラン」の章を設け、今後、実施期間5年間で取組を推進してまいります。

愛知県の強靱化の実現に向けて、国や県内市町村、民間事業者等の関係者と相互に連携し、「備えあれば憂いなし」を念頭に、これまで以上にしっかりと取り組んでまいります。

地域の強靱化を実効あるものとするためには、県民の皆様を含め、全ての関係者の叡智を結集し、総力をあげて取り組んでいくことが不可欠であると考えておりますので、今後ともより一層のご理解・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

2025年3月



愛知県知事
大村秀章

< 目 次 >

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

1. 1 国土強靱化の理念等	1
1. 2 計画の策定趣旨	1
1. 3 愛知県を強靱化する意義	2
1. 4 計画の位置づけ	3
1. 4. 1 対象とする区域	3
1. 4. 2 基本計画等及び各種計画との調和等	3

第2章 愛知県の地域特性等

2. 1 愛知県の地域特性	6
2. 2 愛知県に影響を及ぼす大規模自然災害	14
2. 2. 1 想定するリスクの考え方	14
2. 2. 2 地震・津波により想定される被害	14
2. 2. 3 豪雨・台風による過去の被害と想定される被害	22
2. 2. 4 その他の大規模自然災害による被害	31

第3章 計画の構成、基本目標等

3. 1 計画の構成	33
3. 2 愛知県の強靱化の基本目標等	34

第4章 脆弱性評価に基づく強靱化の推進方針

4. 1 脆弱性評価に基づく強靱化の推進方針	36
------------------------	----

第5章 具体的な取組

5. 1 県の取組（あいち防災アクションプラン）	40
5. 2 市町村及び関係団体の取組	41
5. 3 減災目標	41

第6章 計画の推進

6. 1 計画の推進	42
------------	----

別紙

I 強靱化の推進方針

I. 1 リスクシナリオごとの強靱化の推進方針	43
I. 2 施策分野ごとの強靱化の推進方針	92

II 県の取組（あいち防災アクションプラン）【別冊】

III 市町村及び関係団体の取組

III. 1 市町村及び関係団体の取組	127
---------------------	-----

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

1. 1 国土強靱化の理念等

2013 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行された。基本法では、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりの推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしている。

国の国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）では、これまでの様々な防災対策は一定の減災効果を果たしつつも、想定外とも言える大規模自然災害の歴史をふり返ると、甚大な被害により長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきたという事実があり、その反省から、とにかく人命を守り、また経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築するという事前防災及び減災、事前復興、さらには平時の経済成長や国際競争力の向上といった発想に基づき、国づくりに係る総合的な対応に継続的に取り組むことが重要であることを示している。

このため、基本計画では、国土強靱化の基本目標として、いかなる災害等が発生しようとも、① 人命の保護が最大限図られること、② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること、③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化、④ 迅速な復旧復興と位置づけ、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進することとしている。また、基本計画において、国土強靱化の理念を踏まえ、国土強靱化を推進する上での展開方向を定めている。

愛知県においても、南海トラフ地震による地震・津波災害を始め甚大な被害をもたらす大規模自然災害等の発生が危惧される中で、国土全体の強靱化における理念や基本的な方針はもとより、国の基本計画全体との調和を図りながら、愛知県の強靱化を推進しなければならない。そのため、本計画において、地域特性や想定される被害の様相も踏まえて愛知県の強靱化する意義を明らかにしたうえで、強靱化の基本目標や対策目標などの基本的な考え方、現状と課題、そして推進すべき施策を明確にすることが求められる。

1. 2 計画の策定趣旨

南海トラフにおいて、マグニチュード 8～9 クラスの地震が今後 30 年以内に 80%程度と高い発生確率で予測され、発生した場合には甚大な被害が想定される。また、地球温

暖化などを始めとする気候変動の影響として、近年、頻発する集中豪雨や台風の強大化などによる風水害や土砂災害などの激甚化や、渇水の深刻化が懸念されている。さらには、大雪災害による交通を始めとした都市機能の混乱や地域の孤立等の被害が日本各地で発生している。こうした様々な大規模自然災害に備え、ハード対策・ソフト対策の適切な組合せによる防災・減災対策を推進し、災害に強い地域づくりを目指す必要がある。

基本法で、地方公共団体においては国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有するものとされた。(第4条)

愛知県地域強靱化計画（以下「本計画」という。）は、県民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを通じて、地域の経済成長にも資するものとして、今後の愛知県の強靱化に関する施策を国全体の国土強靱化政策との調和を図りながら、国や県内市町村、民間事業者などの関係者相互の連携の下、総合的、計画的に推進する指針として策定するものである。

さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した強靱化施策の実施により強靱な地域づくりを図るため、女性や障害者などの意見を踏まえるなど、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れることとする。

1. 3 愛知県を強靱化する意義

後述する地域特性や本県において想定される被害も考慮したうえで、愛知県を強靱化する意義を以下に示す。

東日本大震災の発生を受け、2011年度から2013年度にかけて実施した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」（以下「地震被害予測調査」という。）では、南海トラフ沿いで発生する大規模な地震・津波により、甚大な被害が発生するおそれがあることがあらためて明らかとなった。また、愛知県は、明治以降のみを見ても、濃尾地震、昭和東南海地震、三河地震、また伊勢湾台風など、甚大な大規模自然災害等を経験している。

愛知県を強靱化する第1の意義は、巨大リスクである大規模自然災害等が発生した場合にも、県民の生命・財産と県民生活や地域産業を守るとともに、迅速な復旧・復興を果たし、愛知・名古屋を核とした中部圏の社会経済活動を確実に維持することである。

また、大規模自然災害等が発生しても機能不全に陥らない社会経済活動のシステムを確保することにより、県、市町村、民間事業者、経済団体等それぞれに、平時における状況の変化への対応力や、生産性・効率性の向上をもたらすことが期待される。

愛知県を強靱化する第2の意義は、日本の基幹的産業の中核として「モノづくり」でわが国の産業・経済をリードする愛知県として、平時における世界トップクラスの産業競争力を有する中部圏の持続的成長を促進するための県土づくりを実現し、国全体さら

には世界に貢献することである。このため、非常時における防災・減災等の効果のみならず、その施設や取組が平時に持つ意味を考慮して、日頃から有効に活用される対策となるよう工夫することが求められる。

さらには、愛知県の強靱化に向けた県土づくりは、この地域にもたらす効果のみならず、南海トラフ地震とともに発生が懸念されている首都直下地震などにより首都圏が被災した場合のバックアップ機能や、他の地域が被災した場合のサポート機能を備えることでもあり、国全体を視野に入れた代替性・冗長性を確保することに資するものとなる。また、愛知県が迅速に復旧・復興できない事態となれば、国土軸の東西分断や、国全体の産業・経済活動に与える影響は非常に甚大なものとなる。

このように、愛知県を強靱化する第3の意義は、首都圏が被災した場合のバックアップ機能を備えるなどの国全体の強靱化に大いに寄与することである。

愛知県の強靱化の推進に当たっては、これらの意義を常に念頭においた上で、この地域の重要性や地域特性等を鑑み、過去の自然災害の教訓や、女性や障害者などの多様な視点を踏まえ、ハード・ソフトの様々な対策に取り組んでいく。

1. 4 計画の位置づけ

1. 4. 1 対象とする区域

本計画の対象区域は、愛知県全域とする。

ただし、大規模地震や火山噴火等の広域にわたる大規模自然災害が発生した場合など、首都圏や周辺自治体等との広域連携が必要となる状況が生じる可能性を鑑み、国や関係自治体等の取組や県域外の地方公共団体との連携・協力を考慮した取組とする。

1. 4. 2 基本計画等及び各種計画との調和等

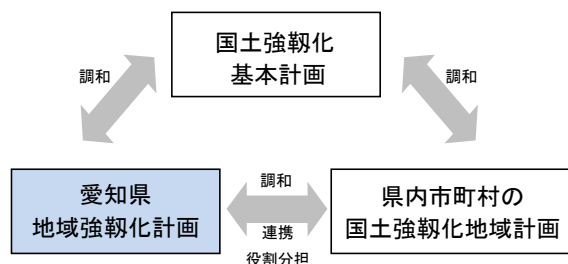
本計画は、基本計画及び県内市町村の国土強靱化地域計画との調和を保ちつつ、国土強靱化の観点から県における様々な分野の計画等の指針となるものであり、基本計画と同様に、いわゆる「アンブレラ計画」としての性格を有するものである。

(1) 基本計画及び各種計画との関係

ア. 基本計画、市町村の地域計画との関係

本計画は、基本計画と調和を図るとともに、県内市町村の地域計画とも調和を確保し、連携と役割分担を図る。

また、県内市町村の国土強靱化地域計画の策定を推進し、策定した市町村



の計画における強靱化施策と、本計画における個別具体的施策との調整を行うことにより、地域の強靱化のさらなる効果的な推進を図るものとする。

イ.「あいちビジョン 2030」を始めとする各分野の計画等との関係

本計画は、「あいちビジョン 2030」において位置づけた、県が対応すべき重要政策課題をはじめ、各分野の計画に位置づけられる取組等も踏まえて策定する。また、本計画を指針として、関係するその他の計画についても国土強靱化の観点から必要な見直しを行い、適切に反映させるものとする。

また、本県では、地方創生を実現するための総合的な計画として「愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を推進しており、国土強靱化及び地方創生の取組は、施策の効果が平時・有事のいずれを主たる対象としているかの点で相違はあるものの、双方とも、地域の豊かさを維持・向上させるという同じ目的を有するものである。このため、本計画は、「愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」と調和を図り策定する。

さらに、SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）には、2030 年を年限とする 17 の目標が掲げられており、その目標の一つに、「包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する」がある。本計画は、主にこの目標の達成にも資するものとする。

(2) 様々な主体の連携による取組の推進

この地域の強靱化を図るには、地域の脆弱性を総合的に検討し、地域全体で危機感や今後の地域づくりの方向性を共有するとともに、策定主体である県が実施すべき取組と、この地域の各主体が実施すべき取組を明らかにすることにより、関係機関が連携して取組を推進することが重要である。

このため、本計画においては、県が自ら担う取組だけでなく、この地域の強靱化にとって必要となる、民間事業者、NPO、国、市町村等の関係者による取組との連携・協力・調整を図りながら強靱化を実現する。

さらに、中部圏知事会をはじめとする様々な枠組みにおいて、近隣県等との広域連携を強化することにより、太平洋側と日本海側及び東日本と西日本を結ぶ中部圏の地勢を踏まえた広域的な交通基盤の確保・強化、高速道路の代替迂回路機能を確保・強化するための高規格幹線道路ネットワークの早期整備など、県境を越える広域課題の解決を図り、国土強靱化を推進する。

(3) 防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策及び国土強靱化実施中期計画

国は、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図る必要があること、また、国土強靱化の施策を効率的に進めるためにはデジタル技術の活用等が不可欠であることから、「激甚化する

風水害や切迫する大規模地震等への対策」、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」、「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、更なる加速化・深化を図ることとし、2025年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策を講ずる「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を2020年12月に閣議決定した。

この5か年加速化対策のうち、本県が実施するものについては、本計画における施策に位置づけることとし、ハード・ソフト対策の取組の加速を図ることとする。

さらに、2023年6月に改正された基本法では、中長期的かつ明確な見通しのもと、国土強靱化に関する施策を着実に推進するため、国において、「国土強靱化実施中期計画」を策定することが明文化された。5か年加速化対策が2025年度で完了することを踏まえ、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めるため、必要な事業規模と期間を盛り込んだ国土強靱化実施中期計画の策定に加えて、計画的な事業執行が可能となるよう当初予算による措置の上、必要な予算・財源を通常とは別枠で確保するよう国に働きかける。

また、国土強靱化実施中期計画の策定後は、計画に定められた施策のうち本県が実施するものについて、本計画に位置づけることとし、愛知県の強靱化を図っていく。

第2章 愛知県の地域特性等

2. 1 愛知県の地域特性

(1) 愛知県の地勢

愛知県は、日本のほぼ中央に位置し、南は太平洋に面し、西は三重県、北は岐阜県、北東は長野県、東は静岡県と接している。一般に東部及び北東部には山地が多く、西部及び西南部の一带には平野部が多い。豊橋平野からは西に渥美半島が伸びている。また、濃尾平野の東側は尾張丘陵からなり、南に伸びて知多半島を形成している。北部から北東部は長野県から木曽山脈が南に伸びて三河高原を形成し、標高 1,000m を超える山も少なくない。海岸線は太平洋、三河湾と接する渥美半島と三河湾、伊勢湾と接する知多半島により 594km の長さを有する。

県の北から北東にかけては、日本の屋根といわれる中部山岳が連なっているため、北東の風が吹きにくく、冬は日本海からの北西風が卓越し、夏は太平洋からの南東風が卓越する特徴がある。尾張地方は、日本海まで比較的距離も短く、冬期は関ヶ原などの山あいを通る季節風による降雪がしばしばみられ、積雪となることもある。県の南側は、太平洋に面しているため、低気圧などの通過時には、南海上から暖かく湿った気流が入りやすく、梅雨期や台風が接近・通過する時には、南斜面を中心に大雨になることがある。

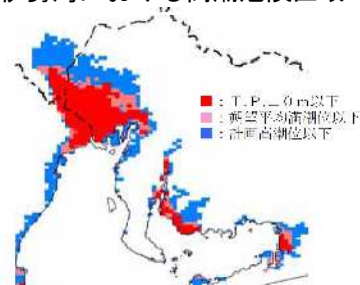
(2) 沖積平野と広大なゼロメートル地帯

愛知県の西部から南部にかけての一带では平野が分布する。洪積台地からなる平野（尾張丘陵西側の小牧台地、熱田台地、西三河平野の碧海台地、東三河の本野ヶ原、高師原、天伯原、渥美半島など）と、その前面に沖積平野（いわゆる濃尾平野、西三河の幡豆平野、東三河の豊川下流平野）が形成されており、その一部ではゼロメートル地帯が広がっている。特に、愛知県、岐阜県、三重県の三県にまたがる濃尾平野におけるゼロメートル地帯は、その広さは約 400 km²と日本最大である。

沖積平野では、地震による揺れが増幅され強い震度となるとともに、液状化の危険度が高くなる傾向がある。また、海岸や河川の堤防等が被災した場合には、ゼロメートル地帯を中心に、津波、高潮、洪水などにより広範囲が浸水するとともに、自然には排水されないことにより長期的に湛水するおそれがある。

1959 年 9 月の伊勢湾台風（台風第 15 号）では、県全体の浸水面積は 350 km²に達した。

伊勢湾における高潮危険区域

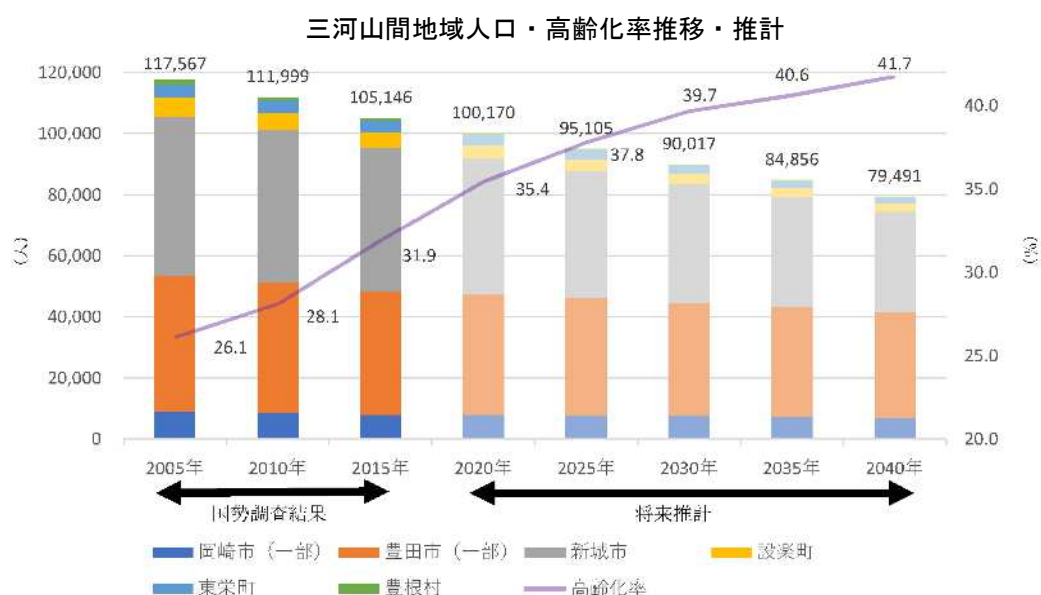


出典：国土交通省 HP 掲載「ゼロメートル地帯の高潮対策検討会」資料

そのうち一週間以上の湛水面積は約 231 ㎤に及び、県西部では全ての解消に 3 ヶ月程度を要した。このほか、太平洋からの津波では、渥美半島の太平洋沿岸や伊勢湾・三河湾の湾口近くの離島・沿岸部で高い津波となり、地震発生後から短い時間で津波が到達するおそれがある。津波高・津波到達時間ともに、県内で地域による違いが大きいことも本県の特徴の一つである。

(3) 三河山間地域

三河山間地域は、豊かな自然や魅力的な観光資源を有し、県土保全、水源の涵養、地球温暖化防止、木材の供給など重要な役割を担っている。一方で、土砂災害や大雪による人的・物的被害の発生が懸念されるほか、人口の減少による過疎化、高齢化及び少子化の一層の進行とともに集落機能が弱体化し、地域社会の維持が困難な地区も発生しつつあり、また、農林業の担い手の高齢化や後継者不足が進行するなど、地域の活力低下が深刻な状況にあることから、県全体で支えていく必要がある。



(4) 人口構造の変化

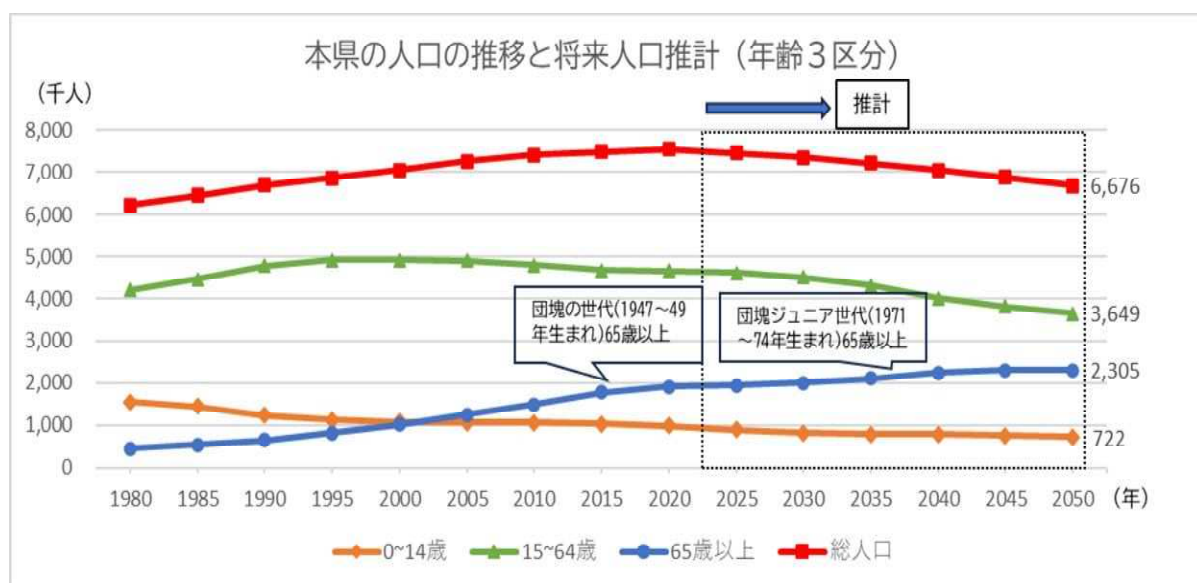
今後の愛知県の人口構造の変化について、県の 2050 年の年少人口（0～14 歳）は、72 万 2 千人と、2020 年と比較して 25 万 8 千人の減少、また、生産年齢人口（15～64 歳）も 364 万 9 千人と、100 万 6 千人、率にして約 22%の大幅な減少が見込まれている。一方、老年人口（65 歳以上）は、2020 年の 190 万 7 千人から、2050 年には約 21%増えて、230 万 5 千人となり、また、2030 年には、団塊の世代がすべて 80 歳代となり、介護等の支援が必要な高齢者も大幅に増加していく。また、2020 年の高齢化率は 25.3%と、全国の 28.6%に比べれば低い水準にあるものの、大都市地域である愛知県では、今後、全国を上回るペースで高齢者が増加していくと見込まれている。

さらには、こうした人口構造の変化とともに、家族の形態も大きく変容を遂げてい

くこととなる。高齢者の増加に加え、未婚化の流れが変わらなければ、今後、単身世帯が大きく増加し、社会の中心をなしてきた世帯の形態が核家族世帯から単身世帯へとシフトしていくと見込まれている。

県が 2023 年 10 月に策定した「愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略 2023-2027」では、人口減少局面に入ることは避けられないものの、人口減少にできる限り歯止めをかけ、人口減少下でも県内各地域が活力を維持し、すべての人が活躍でき、安心・快適に暮らせる社会を構築することを目指している。

なお、在留外国人が約 32 万 1 千人（2024 年 6 月末現在）と全国第 2 位の本県においては、在留資格「特定技能」などにより、今後、様々な国籍の外国人材の受入れが一層進んでいくと見込まれている。

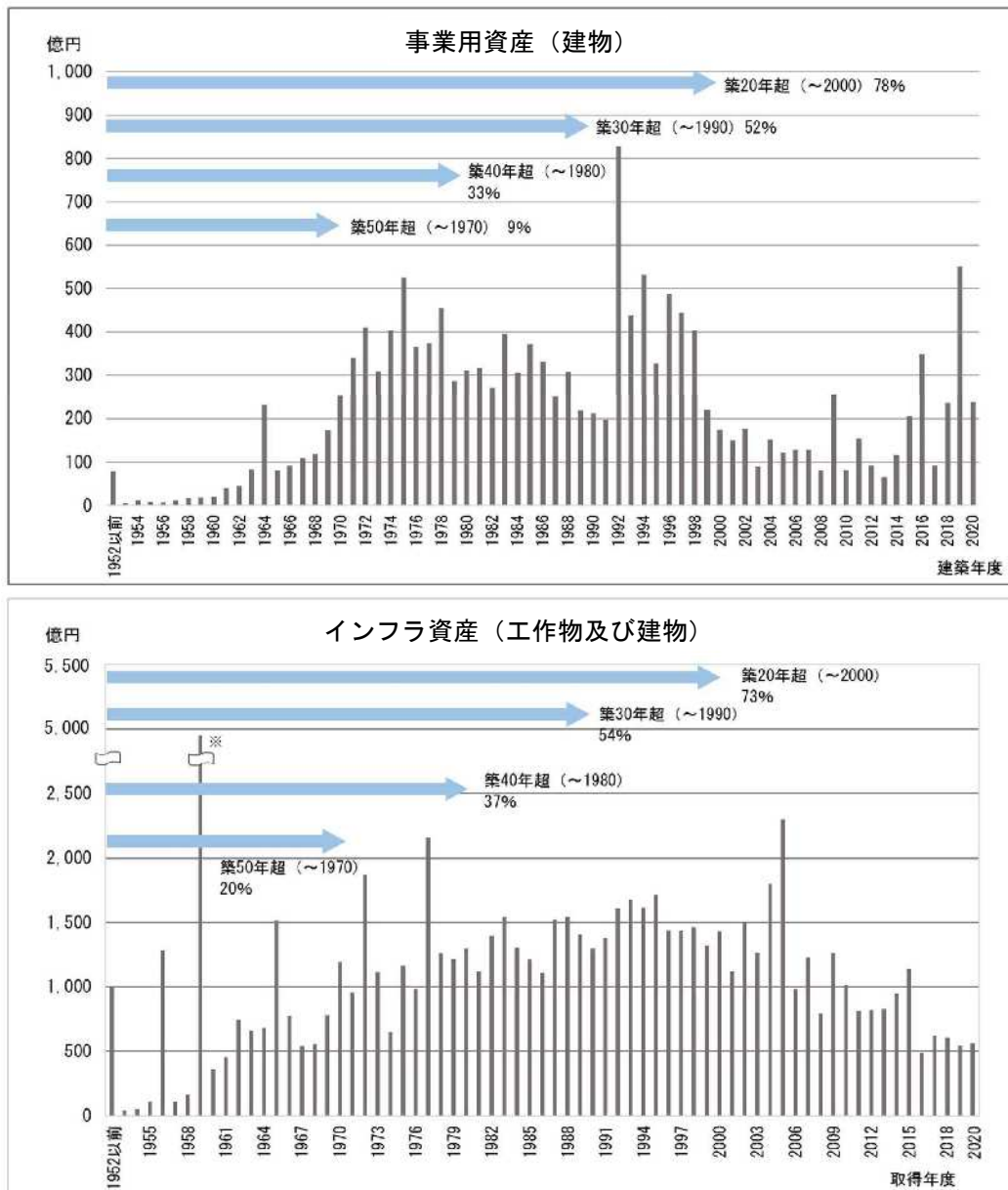


(5) 社会資本の老朽化

戦後の復興期から高度経済成長期にかけて、国と地方において学校、公営住宅等の公共施設（建築物）や道路、河川、港湾、上水道、下水道、工業用水道、漁港、農業水利施設等が集中的に整備されたが、これらの社会資本の老朽化が今後急速に進み、今後、多額の更新費用が必要となることが見込まれる。

本県では、2022 年 3 月に改訂した、愛知県公共施設等総合管理計画に基づき、急速に進む社会資本の老朽化に対して、戦略的な維持管理・更新を図っている。

【建築（取得）年度別再調達価額】



※1959年は道路台帳の整備を実施し、多くの道路の取得年次を設定したことにより、突出している。

出典：愛知県公共施設等総合管理計画

(6) 人口が集中する大都市地域

愛知県の総人口は、約 754 万人（2020 年国勢調査）で、東京都・神奈川県・大阪府に次いで全国第 4 位であり、全人口の約 6.0%を占める。また、人口密度は、1,458 人/㎢（全国第 5 位）である。三大都市圏として、首都圏と近畿圏の間で愛知県を中心に人口・産業が集積した中京圏が形成され、特に製造品出荷額等では、首都圏や近畿圏を上まわっており、日本経済を支える自動車関連をはじめとしたモノづくりの先進地域として、世界有数の産業力、経済力を備えた大都市圏となっている。さらに、大消費地に近いという立地条件や恵まれた自然条件の下で、全国有数の農業県となっている。

また、愛知県では、名古屋を中心とした社会的・経済的な結びつきが強く、一体性の強い産業集積を有する 80～100km 圏を「中京大都市圏」と位置づけ、首都圏に対抗しうる強みを発揮し、近畿圏や北陸圏にも後背圏を広げながら、国内外から人、モノ、カネ、情報を呼び込む存在感ある大都市圏の実現をめざしている。

さらには、リニア中央新幹線の全線開業によって、首都圏、中京圏、関西圏の三大都市圏が一体化した、人口 7 千万人のスーパー・メガリージョンの形成が期待されている。

【三大都市圏の比較】

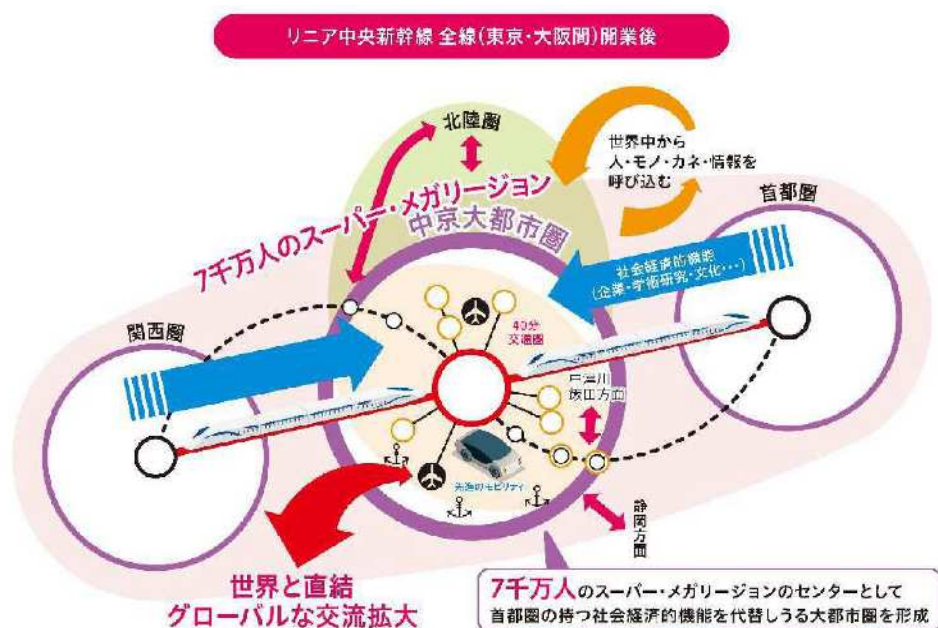
	首都圏 (東京都、神奈川県、 埼玉県、千葉県)	中京圏 (愛知県、岐阜県、三 重県、静岡県)	近畿圏 (大阪府、京都府、兵 庫県、和歌山県、奈 良県、滋賀県)
人口	36,914,176 人	14,924,613 人	20,541,441 人
製造品 出荷額等	57 兆 2,079 億円	89 兆 8,468 億円	58 兆 7,893 億円
年間商品 販売額	269 兆 9,530 億円	66 兆 3 億円	95 兆 3,096 億円

(人口) 2020 年国勢調査、

(製造品出荷額等) 2023 年経済構造実態調査 (製造業事業所調査)、

(年間商品販売額) 2023 年経済構造実態調査 (産業横断調査) より作成

【中京大都市圏のイメージ】



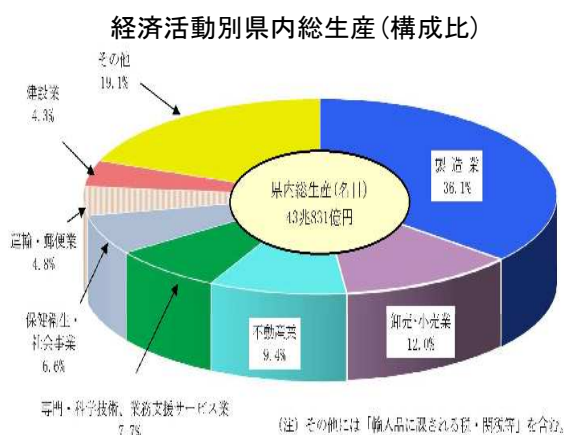
出典：あいちビジョン 2030

(7) モノづくり産業の集積

経済活動別県内総生産を見ると、愛知県では輸送用機械を始めとした製造業が占める割合が全国に比べ極めて高く、愛知県の産業構造の特徴となっている。2022 年の製造品出荷額等は 52 兆 4,098 億円で全国の 14.5%を占め、1977 年以降 46 年連続で全国第 1 位を維持し続けている。

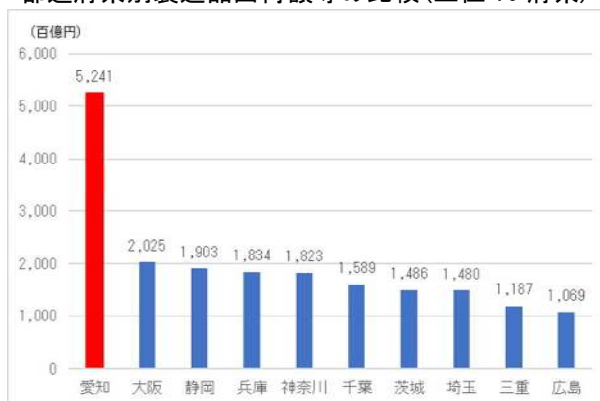
自動車産業を中心とした厚いモノづくり産業の集積を有する愛知県において、大規模な地震・津波、洪水、高潮等により、工場等の建物や設備の破損やライフラインの被災による生産ラインのストップ、交通網の被災による部品調達のストップなど、生産活動の停止を余儀なくされる事態に陥った場合は、愛知県の地域経済のみならず、国全体の経済活動に大きな損害を及ぼすことが予想される。

このため、企業内における防災・減災の取組を一層進めるとともに、早期に産業活動が復旧できるよう、ライフライン・道路・空港・港湾・情報通信など産業関連インフラの確保に向けた取組の推進が求められる。



出典：2022 年度あいちの県民経済計算

都道府県別製造品出荷額等の比較(上位 10 府県)



2023 年経済構造実態調査より作成

(8) 国内外との物流・交流ネットワークの要

愛知県は中部国際空港と県営名古屋空港の 2 つの空港、名古屋港、衣浦港、三河港の 3 つの主要な港湾を有し、国内外の物流・交流拠点としての機能を担っており、愛知県発の貨物年間出荷量は全国第 1 位である。また、名古屋港の 2023 年の輸出額は全国第 1 位、輸入額は全国第 3 位である。

さらに、愛知県は、首都圏と近畿圏を結ぶ、東海道新幹線、東名・名神高速道路、中央自動車道、東海北陸自動車道や全線開通を目指して建設が進む新東名・新名神高速道路等の高速交通ネットワークの中央に位置し、リニア中央新幹線の開業も予定されている。

このように、我が国の社会・経済活動を支える交通の要衝であるとともに、国内外との物流・交流ネットワークの機能を担う愛知県は、国土軸の結節点として、重要度の高い地域である。

都道府県別年間出荷量 TOP10
(年間調査 単位：千トン)

順位	発都道府県	出荷量	構成比
1	愛知県	183,326	7.9%
2	千葉県	128,786	5.6%
3	神奈川県	127,050	5.5%
4	大阪府	122,110	5.3%
5	北海道	117,072	5.0%
6	福岡県	105,884	4.6%
7	兵庫県	99,243	4.3%
8	茨城県	97,591	4.2%
9	埼玉県	87,258	3.8%
10	東京都	81,969	3.5%
	全国計	2,320,120	100.0%

2021年物流センサスより作成

令和5年全国港別貿易額順位（上位5港）（億円）

順位	港・税関名	輸出額	全国比
1	名古屋	151,870	15.1%
2	成田空港	150,468	14.9%
3	横浜	85,210	8.4%
4	神戸	75,116	7.4%
5	東京	74,624	7.4%
	全国計	1,008,730	100.0%

貿易収支
○全国
△9兆5,221億円
○名古屋港
7兆8,634億円

※貿易収支は、輸出額から輸入額を差し引いた額

順位	港・税関名	輸入額	全国比
1	成田空港	188,306	17.1%
2	東京	153,130	13.9%
3	名古屋	73,236	6.6%
4	横浜	63,849	5.8%
5	大阪	61,694	5.6%
	全国計	1,103,951	100.0%

※貿易額は、関税法施行例第1条別表第一及び第二に基づく開港又は税関空港を直轄する税関官署の貿易額を開港又は税関空港の貿易額として掲載。

名古屋税関 HP 掲載「全国港別貿易額順位表（令和5年）」より作成

(9) 洪積台地に立地する行政中枢機能

愛知県には、多数の国の地方支分部局や陸上自衛隊の駐屯地や航空自衛隊基地などが設置されており、さらには広域防災活動拠点や災害拠点病院などが充実している。

特に、熱田台地（洪積台地）の北西端に位置する名古屋市中区三の丸周辺には、県庁を始め災害発生時に中枢的な活動を担う国及び地方自治体の行政中枢機能が集中している。洪積台地は良好な地盤であり、県の地震被害予測調査結果において、この地域における浸水・津波被害の発生は想定されておらず、愛知県において大規模地震・津波災害が発生した場合には、三の丸地区周辺に位置する行政機関を中心に、国と連携した災害応急対策を実施することとなる。

(10) 「自律・分散・協調」型社会を実現できる地域

国は、基本計画の見直しに当たって考慮すべき主要な事項として、「自律・分散・協調」型社会の形成につなげることを述べている。

愛知県はモノづくり産業の集積に加えて、全国有数の農業県としても発展している。

2022年の農業産出額約3,114億円は、全国で8番目に高く、東京都と大阪府の約10倍程度であり、東京都、大阪府に次ぐ県内総生産を有する大都市地域である中、第1次・第2次・第3次産業がいずれも活発である。また、2023年の人口動態統計では、愛知県の出生率6.7（人口1000人に対する出生数）は全国で4番目に高く、東京都を0.3ポイント、大阪府を0.2ポイント上まわっている。そして、出生数と死亡数から求める自然増減率では、-4.5と全国で4番目に高い状況にある。本計画の初回策定時（2015年8月）には、「愛知・名古屋地域強靱化有識者懇談会」において、愛知県は単なる大都市圏であるだけでなく、「自由、地道、地元愛、自律性、地力」を持ち、東京に対する地方としての強みを有する地域であるとの指摘を受けている。

ここまで述べてきた地域特性等における強みを踏まえると、愛知県は東京一極集中の是正の受け皿となる有力な大都市地域であると言える。

国土全体の「自律・分散・協調」において、愛知県がその重要な担い手となるためにも、愛知県の強靱化を進め、国内外へ愛知県の強みをしっかりと発信する必要がある。

また、国土全体の視点だけでなく、県・市町村、地域コミュニティ、企業等の各主体が連携して、それぞれの地域や市町村の強靱化を進めることで、愛知県内における「自律・分散・協調」型社会を実現することが必要である。

2. 2 愛知県に影響を及ぼす大規模自然災害

2. 2. 1 想定するリスクの考え方

本計画で想定するリスクは、愛知県に被害が生じる地震・津波、豪雨・台風、洪水・高潮、土砂災害、大雪、火山噴火、異常渾濁の大規模自然災害を基本とし、災害の規模等は限定しない。一方で、愛知県の強靱化の現状と課題を把握して推進すべき施策を設定する上では、地震・津波や高潮などの具体的な被害想定や、過去の災害事例等を参考とした。なお、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性についても配慮する。

また、大規模地震や火山噴火等により、首都圏が被災した場合のバックアップ機能や、他地域が被災した場合のサポート機能の充実により国全体の強靱化に寄与する意義を鑑み、愛知県に直接的な被害が生じないものの、間接的な影響がある他地域の大規模自然災害等も考慮する。

2. 2. 2 地震・津波により想定される被害

県の地震被害予測調査（2014.5公表）においては、南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震として、規模の異なる2つの地震・津波モデルによる被害を想定している。この調査結果による南海トラフ地震で想定される被害の概要は次のとおりである。

①「過去地震最大モデル」

過去に発生したことが明らかで規模の大きい宝永地震、安政東海地震、安政南海地震、昭和東南海地震、昭和南海地震の5地震を重ね合わせたモデル

（本県の地震・津波対策を進めるうえで軸となる想定として位置づけられるもの）

②「理論上最大想定モデル」

あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル

（主として「命を守る」という観点で補足的に参照するもの）

【建物被害（全壊・焼失）】

地震の区分	過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
揺れによる全壊	約47,000棟	約242,000棟
液状化による全壊	約16,000棟	約16,000棟
浸水・津波による全壊	約8,400棟	約22,000棟
急傾斜地崩壊等による全壊	約600棟	約700棟
地震火災による焼失	約23,000棟	約101,000棟
合 計	約94,000棟	約382,000棟

- 注 1) 端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合がある。
- 注 2) 過去地震最大モデルは、季節時間帯別に 3 ケース想定したうち、県全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となる場合（冬夕方 18 時）。
- 注 3) 理論上最大想定モデルは、地震及び津波のケース別に複数想定したうち、県全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となる場合（地震：陸側ケース、津波：ケース⑦、季節時間帯：冬夕方 18 時）。

【人的被害（死者）】

地震の区分	過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
建物倒壊等による死者	約 2,400 人	約 14,000 人
（うち屋内収容物移動・転倒、 屋内落下物）	（約 200 人）	（約 1,000 人）
浸水・津波による死者	約 3,900 人	約 13,000 人
（うち自力脱出困難）	（約 800 人）	（約 5,500 人）
（うち逃げ遅れ）	（約 3,100 人）	（約 7,100 人）
急傾斜地崩壊等による死者	約 50 人	約 70 人
地震火災による死者	約 90 人	約 2,400 人
合 計	約 6,400 人	約 29,000 人

- 注 1) 端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合がある。
- 注 2) 過去地震最大モデルは、季節時間帯別に 3 ケース想定したうち、県全体の死者数の合計が最大となる場合（冬深夜 5 時）。
- 注 3) 理論上最大想定モデルは、地震及び津波のケース別に複数想定したうち、県全体の死者数の合計が最大となる場合（地震：陸側ケース、津波：ケース①、季節時間帯：冬深夜 5 時）。

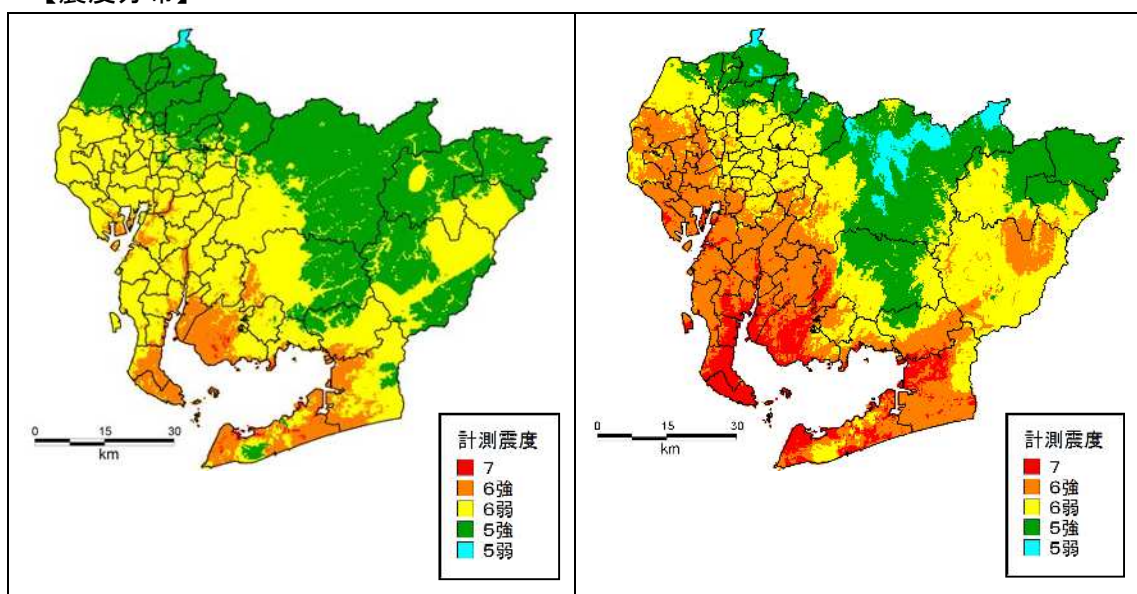
(1) 強い揺れ、液状化に伴う被害

過去地震最大モデルでは、平野部や半島部において、広い範囲にわたり震度 6 強以上の強い揺れが想定され、一部の地域で、震度 7 の非常に強い揺れが想定されるところもある。また、尾張西部、西三河南部、東三河を中心に、液状化危険度が高い地域が広がっている。

理論上最大想定モデル（陸側ケース）では、平野部や半島部において、非常に広い範囲にわたり震度 6 強以上の強い揺れが想定され、広い範囲で震度 7 の非常に強い揺れが想定される。震度 7 が想定される地域は、知多、西三河、東三河に広がっている。また、尾張西部、西三河南部、東三河の平野部を中心に、液状化危険度が高い地域が広がっている。

特に強い揺れによる建物被害（全壊・焼失）、人的被害（死者）については、いずれのケースにおいても県全体の被害量のほぼ半数以上を占める。

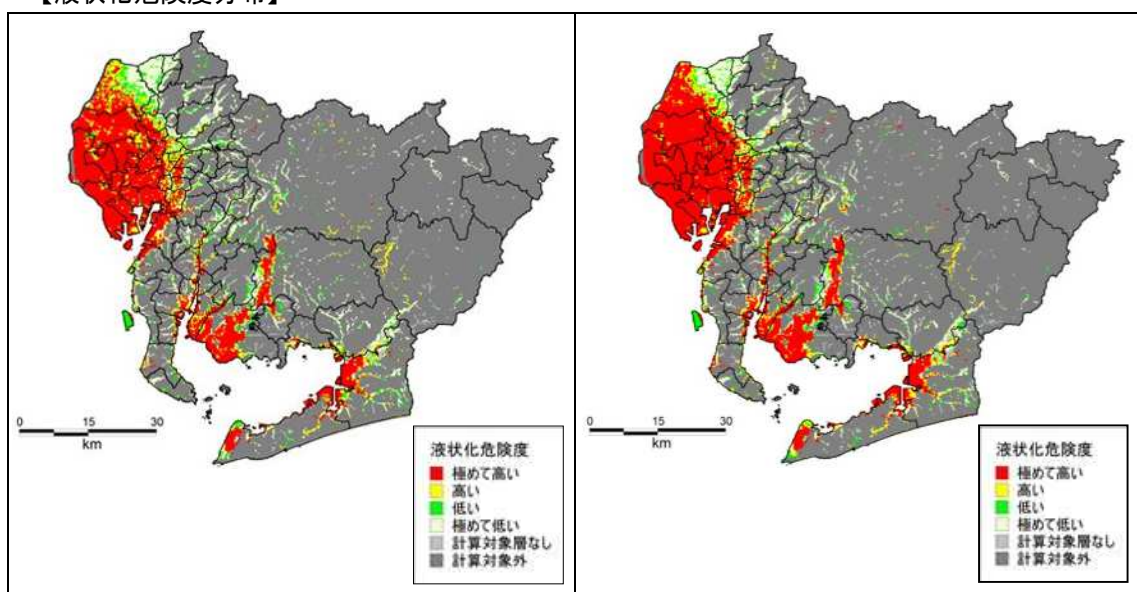
【震度分布】



「過去地震最大モデル」

「理論上最大想定モデル」(陸側ケース)

【液状化危険度分布】



「過去地震最大モデル」

「理論上最大想定モデル」(陸側ケース)

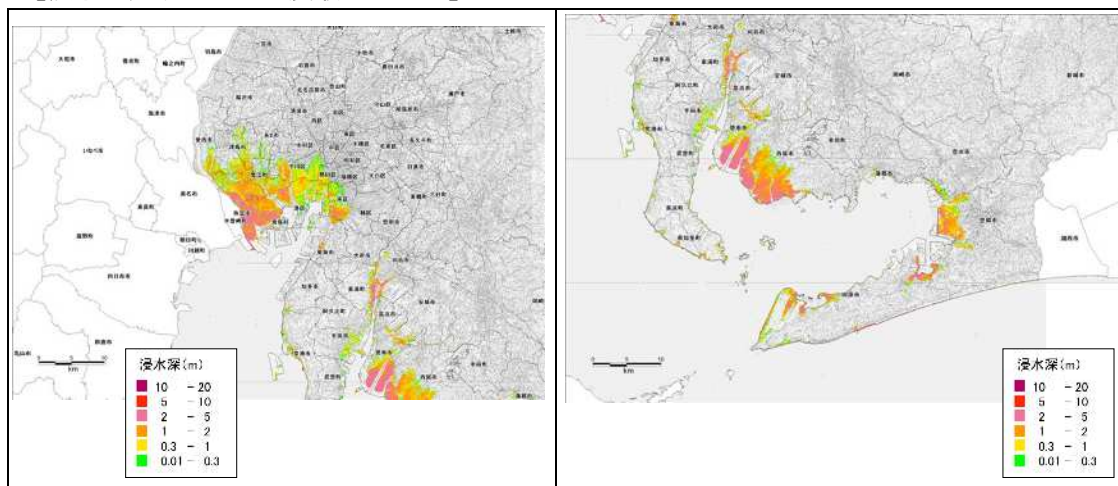
(2) 広範囲に渡る浸水・津波に伴う被害

過去地震最大モデルでは、渥美半島の外海では最短で約9分後に津波（津波高30cm）が到達し、最大の津波高は10.2mと想定される。理論上最大想定モデルでは、渥美半島の外海では最短のケースで約5分後に津波（津波高30cm）が到達し、最大の津波高は21mと想定される。堤防等の被災を考慮した結果、ゼロメートル地帯において広い範囲が浸水する結果となっている。また、揺れ、液状化により堤防等が被災した場合には、河川や海岸付近で津波到達前から浸水が始まる地域があると想定される。

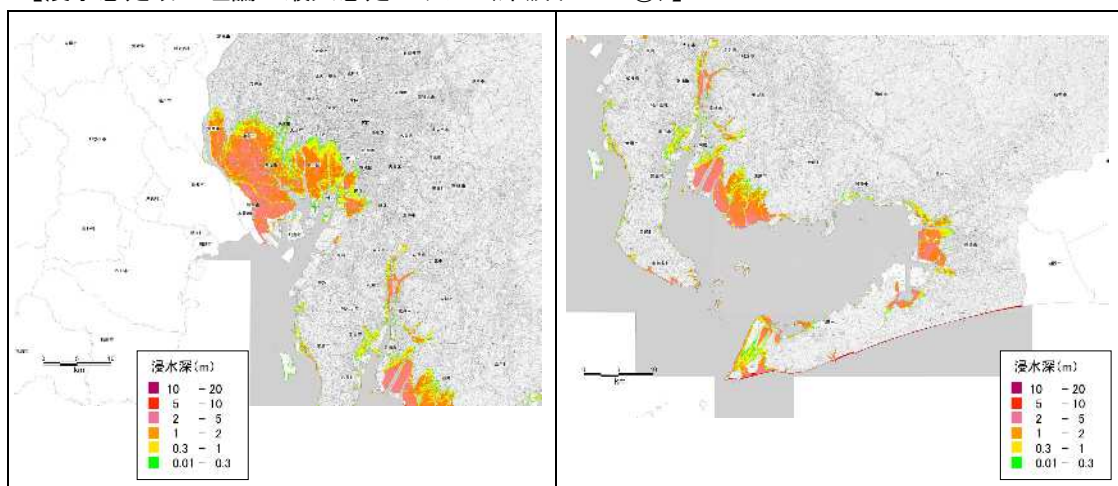
広大なゼロメートル地帯や低地部をかかえる愛知県においては、強い揺れや液状化

により、堤防等の被災による浸水域が拡大することに伴い、建物被害、人的被害の被害量が拡大する。

【浸水想定域：過去地震最大モデル】



【浸水想定域：理論上最大想定モデル（津波ケース①）】



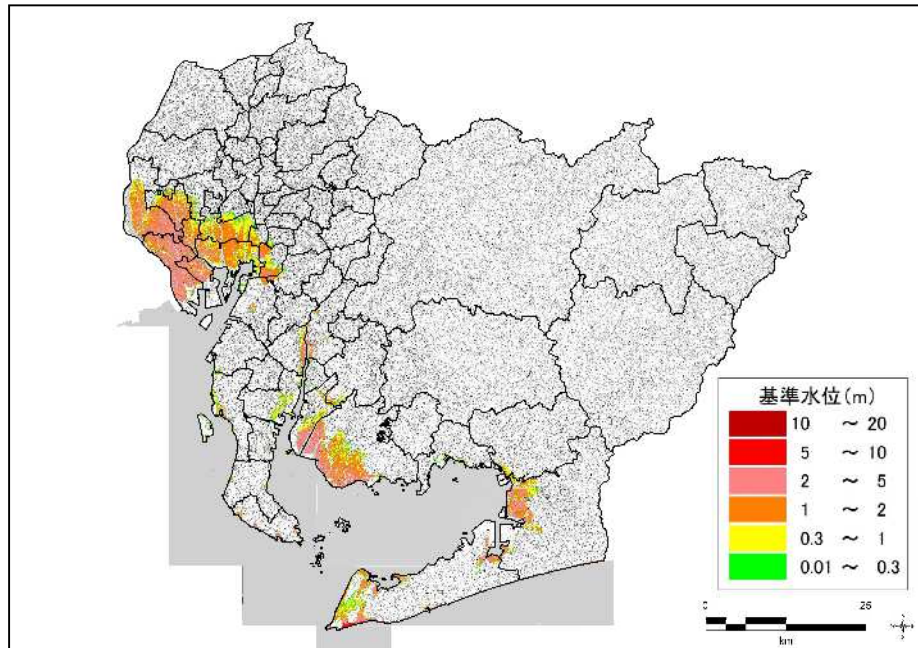
なお、国においては、被害想定公表から10年が経過することから、2022年度から被害想定の見直しに着手している。これを踏まえて、本県においても、2024年度から南海トラフ地震に係る被害想定の見直しに着手している。

＜津波災害警戒区域の指定＞

東日本大震災による甚大な津波被害を受け、最大クラスの津波が発生しても「なんとしても人命を守る」という考えの下、ハード・ソフトの施策を総動員する「多重防衛」の発想により、地域活性化も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を推進する、「津波防災地域づくりに関する法律」が2011年12月に施行された。

この法律に基づき、本県では、最大クラスの津波が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波による人的被害を防止することを目的とした津波災害警戒区域を、2019年7月30日に26市町村において指定した。

【津波災害警戒区域の指定範囲（概要図）】



津波災害警戒区域では、津波発生時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるとして、市町村の地域防災計画に定められた避難促進施設（地下街、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）の管理者に避難確保計画の作成等が義務づけられる。

＜長周期地震動＞

想定される南海トラフの地震においては、長周期地震動による影響も懸念される。

長周期地震動は、揺れが1往復するのにかかる時間（周期）が長い地震動で、超高層建築物（高さ60メートル超）等に大きな影響を及ぼすおそれのある地震動である。

地盤の柔らかな堆積層が厚く分布している濃尾平野では、揺れの継続時間が長時間となる可能性があり、超高層建築物や石油タンク等に大きな影響が出るおそれがあることが指摘されている。また、室内への影響として、固定されていない多くの家具の転倒やオフィス機器等の移動により、人的な被害が発生するおそれがあることも指摘されている。

＜活断層で起きる地震＞

南海トラフ地震がおおよそ100～150年前後の周期で発生しているのに対し、活断層で起きる地震は、その平均活動間隔が1,000年程度から長いものでは数万年程度とされている。大きな地震を発生させる活断層の存在のすべてが解明されておらず、いつどこで発生してもおかしくない状況にある。現にこの地域でも、1891年には、活断層で起きる地震としてはわが国最大規模の濃尾地震（震源：現在の岐阜県本巣市）が、1945年には昭和東南海地震の37日後に三河地震（震源：三河湾）が発生し、そ

れぞれ愛知県内でも大きな被害が記録されている。

2016年4月には、熊本県熊本地方を震源とした「平成28年（2016年）熊本地震」が発生し、九州各県を始めとした広範囲に大きな被害をもたらした。この地震は、観測史上初めて、同一地域において震度7の地震がわずか28時間の間に2度発生したという特徴があった。

2024年1月には、石川県能登地方を震源とする「令和6年能登半島地震」が発生し、石川県を中心に新潟県、富山県等、広い範囲に甚大な被害をもたらした。この地震は、被災地が山がちな半島であり、三方を海に囲まれ、地理的に制約がある中でアクセスが困難であること、高齢者が多い地域であることなどの地理的・社会的特徴があった。

南海トラフ地震

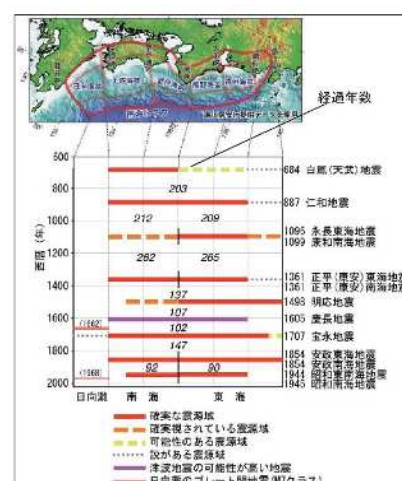
南海トラフ地震は、この地域に大きな被害をもたらす地震として、これまでに繰り返し発生してきたことが明らかになっている海溝型地震である。江戸時代以降は地震・津波の被害に関する記録が比較的よく残されており、1707 宝永地震以降の5つの地震（1707 年宝永地震（M8.6）、1854 年安政東海地震（M8.4）・安政南海地震（M8.4）、1944 年昭和東南海地震（M7.9）、1946 年昭和南海地震（M8.0））については、歴史記録から発生の事実が確実なものとされている。

このように、南海トラフ地震は、これまでおよそ100～150年前後の周期で発生してきており、昭和東南海地震、昭和南海地震からすでに相当の期間が経過しているため、現時点でその発生の切迫性が非常に高まっていると考えられている。地震の発生パターンには多様性があり、次に発生する南海トラフ地震の規模や様相については様々な可能性があるが、周期的に、繰り返し発生してきていることは歴史記録からも科学的な知見からも明らかであり、近い将来、必ずまた発生する地震であると考えられている。

1944 年の昭和東南海地震及び翌 1945 年の三河地震（活断層型地震）以降、愛知県内では、大きな揺れを記録する地震を経験していないが、繰り返し発生してきた南海トラフ地震の歴史を鑑みながら、近い将来必ずまた発生する地震に対して、地震防災対策をより強力に推進する必要がある。

さらに、過去数百年の経験をもとに考えられていた地震像をはるかに上回る規模の地震として発生し、結果として甚大な被害をもたらすこととなった東日本大震災の教訓が

南海トラフの地震の歴史



南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）について/地震調査研究推進本部 に加筆

ら、発生の実事が確実なものとされている宝永地震以降の地震に加え、想定外をなくするという観点で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震についても念頭に置く必要がある。

なお、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の規定に基づき、県内全 54 市町村が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に、豊橋市・田原市・南知多町が「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されている。

また、気象庁は、2019 年 5 月、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合や、地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合等に発表される「南海トラフ地震臨時情報」の提供を開始した。2024 年 8 月、日向灘を震源とする地震の発生を受けて、気象庁は「南海トラフ地震の想定震源域では、新たな大規模地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まっている」とし、運用開始後初となる「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表した。2025 年 1 月には、日向灘を震源とする地震の発生を受けて、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表したが、調査の結果、「南海トラフ地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まったと考えられる現象ではない」とし、「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」を発表した。

【南海トラフ地震の長期評価】

領域または 地震名	長期評価で予想した 地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率（算定基準日：2025 年 1 月 1 日）		
		10 年以内	30 年以内	50 年以内
南海トラフ	M8～M9 クラス	30%程度	80%程度	90%程度もしくはそれ以上

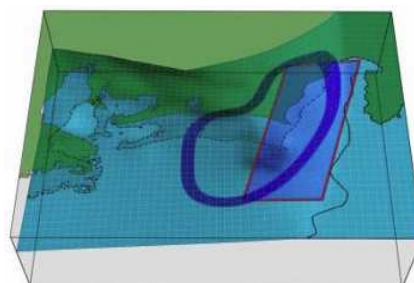
（地震調査研究推進本部公表の活断層及び海溝型地震の長期評価結果）

これまでの地震防災対策

この地域で繰り返し発生してきた地震に対する、国及び本県のこれまでの地震防災対策の流れを以下に示す。

1976 年に東海地震の発生可能性が地震学会において研究発表されたことを受けて、国において 1978 年 6 月に大規模地震対策特別措置法（以後、「大震法」という。）が制定され、翌 1979 年 9 月には東海地震に係る地震防災基本計画が策定された。大震法では、大規模地震発生の可能性が特に高く、発生した場合に

2002年度に拡大した想定東海地震の震源域



- ：新たな想定震源域
- ：中央防災会議（1979）による想定震源域

出典：東海地震に関する専門調査会報告／中央防災会議

被害が著しいと考えられる地域を『地震防災対策強化地域(以後、「強化地域」という。)]』として指定することとされており、本県では当時の新城市が強化地域に指定された。

その後、東海地震の想定震源域の見直しに伴い、2002年4月に強化地域の大幅な見直しが行われ、本県では58市町村(当時、合併により現在は39市町村)が指定を受けることとなっている。

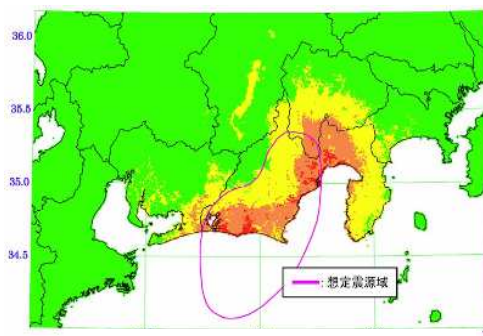
さらに、同時期には東南海・南海地震についての地震防災対策も検討されており、2002年7月に東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が制定され、2003年12月には『東南海・南海地震防災対策推進地域(以後、「推進地域」という。)]』の指定がなされ、本県においては78市町村(当時、合併により現在は51市町村)が指定を受けることとなった。

こうした流れを受けて、国は2003年5月に東海地震、12月に東南海・南海地震に対する政府の地震対策の方針を定めた「地震対策大綱」を決定し、2005年3月には、被害想定結果を踏まえ、東海地震及び東南海・南海地震に対する地震対策を実行する上での戦略計画である「地震防災戦略」を決定した。この「地震防災戦略」では、東海地震及び東南海・南海地震で想定される人的被害・経済被害を10年間で半減することを目標として定めている。

一方、本県の地震防災対策については、以前は所管部局それぞれで個別に実施していたが、2002年4月に強化地域が拡大し、県内の多数の市町村が指定されたのを契機に、地震対策を総合的に取りまとめた行動計画として、第1次あいち地震対策アクションプラン(以後、「第1次アクションプラン」という。)を策定し、同時期に県庁内の組織として、防災課・消防課の2課体制とする防災局を設置した。(その後、部組織へ格上げされ、再編により現在は防災安全局、4課2課内室の体制)。

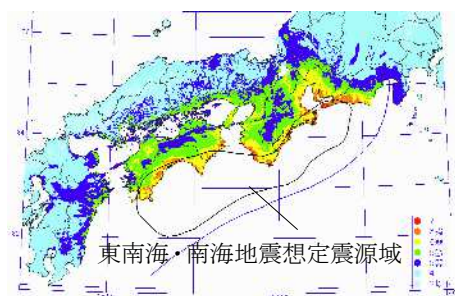
その後、国の地震防災戦略において、地方においても地域目標の設定が求められたことから、本県では第1次アクションプランを引き継ぐ形で、地域における具体の減災目標を掲げた第2次あいち地震対策アクションプラン(以後、「第2次アクションプラン」という。)が2007年度からスタートした。第2次アクションプランでは、2002、2003年度に本県で実施した被害想定をベースに、国の減災目標と整合させる形で、人的被害・経済

東海地震の想定震源域と震度分布



出典：東海地震に係る被害想定
結果／中央防災会議

東南海・南海地震の想定震源域と震度分布



東南海・南海地震に係る被害想定結果／中央防災会議 に加筆

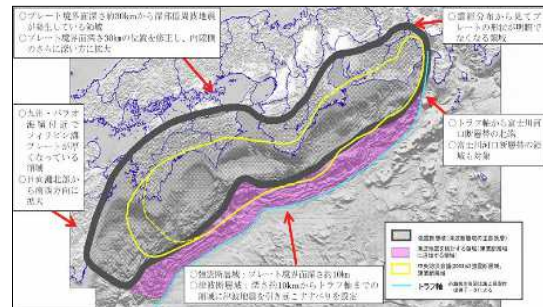
被害の半減以上を減災目標として掲げている。

この第2次アクションプランは、2004年3月に制定した愛知県地震防災推進条例において、「知事が、地震防災に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、地震防災の施策の実施に関する総合的な計画として策定するもの」として位置づけられている。

その後、2011年の東日本大震災を受けて、国は「南海トラフ巨大地震」の被害想定を実施し、2013年11月には南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法を制定した。また、2014年3月には大規模地震防災・減災対策大綱及び南海トラフ地震防災対策推進基本計画を決定している。

本県でも、こうした流れを受けて、また南海トラフ地震の発生切迫性がより高まってきたことから、東日本大震災の教訓及び本県被害予測調査の結果等を踏まえ、複数の地震・津波規模を設定し対策を充実するなど、第2次アクションプランを抜本的に見直す形で、第3次あいち地震対策アクションプラン（以後、「第3次アクションプラン」という。）を策定した。

その後、第3次アクションプランの計画期間が終了するにあたり、近年の風水害の頻発化等を踏まえ、これまで地震対策に特化したプランとして策定していたアクションプランを、風水害対策を含めた総合的な防災対策のプランへとリニューアルし、愛知県地域強靱化計画における強靱化の推進方針に基づく県の具体的なアクション項目を整理した「あいち防災アクションプラン」において、引き続き、地震防災対策を推進することとした。



「南海トラフ巨大地震」の震源モデル

出典：南海トラフの巨大地震による津波高・震度分布等／内閣府)

2. 2. 3 豪雨・台風による過去の被害と想定される被害

近年、短時間豪雨の発生回数が全国的に増加傾向にあるなど、雨の降り方は局地化、集中化している。さらに今後、地球温暖化等に伴う気候変動により、極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性が非常に高いと予測されている。このため、風水害、土砂災害が頻発・激甚化することが懸念される。

(1) 洪水・内水

近年では、2000年の東海豪雨、2008年の8月末豪雨、2011年9月の台風第15号、2023年6月2日の大雨などによる浸水被害などが発生した。特に、2000年9月の東海豪雨では、名古屋地方気象台の観測値において、時間最大雨量93mm、総雨量は年間降

雨量の約 1/3 にあたる 567mm を記録し、新川を始め県内河川の 20 箇所が破堤、315 箇所が越水し、死者 7 名、負傷者 107 名、床上・床下浸水 62,000 戸以上の被害を受けている。

全国的に見ると、2015 年 9 月の関東・東北豪雨では、台風第 17・18 号の影響で南から湿った空気が長時間にわたって流れ込み、幅 100km～200km の南北に伸びた降雨域のなかに多数の線状降水帯が近接して発生したことにより、北・東日本太平洋側を中心に記録的な大雨となり、栃木県と茨城県を流れる鬼怒川で堤防が決壊するなど、関東・東北地方の広範囲で甚大な被害が発生した。さらに、2018 年の西日本豪雨では、前線や台風第 7 号の影響により、日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となり、岡山県では、高梁川の支川（小田川）が本川の高梁川に合流する際に、本川水位が高いために支川の水位が広範囲で上昇する「バックウォーター現象」等が長時間継続したこと等により小田川等の堤防決壊が生じ、倉敷市真備町を中心として大規模な浸水被害が発生した。2019 年の東日本台風（台風第 19 号）では、広範囲に短時間で記録的な大雨が降り、関東・東北地方を中心に計 74 河川、140 箇所です堤防が決壊するなど河川が氾濫し、西日本豪雨を超える浸水被害が発生した。令和 2 年 7 月豪雨では、日本付近に停滞した前線の影響で、暖かく湿った空気が継続して流れ込み、各地で記録的な大雨となり、球磨川や筑後川等の大河川での氾濫が相次いだほか、土砂災害、低地の浸水等により、人的被害や物的被害が多く発生した。このように、洪水による被害が全国的に頻発している。

洪水が河川の堤防の決壊や河川からあふれた水に起因する浸水であるのに対し、下水道その他の排水施設や河川等に雨水を排水できないことにより発生する浸水、いわゆる内水についても、頻繁に被害が発生している。また、都市部への資産集中や地下空間利用の進展等都市機能の高度化が進むことにより、こうした浸水に対する被害ポテンシャルは増大している。

2021 年 5 月に水防法が改正され、洪水予報河川及び水位周知河川に加え、それ以外の一級・二級河川のうち、住宅等の防護対象のある全ての河川で洪水浸水想定区域を指定し、洪水浸水想定区域図を公表することが定められた。

このため、洪水予報河川（5 河川）及び水位周知河川（23 河川）を含む県下全域 297 河川において、2024 年度までに洪水浸水想定区域を指定した。

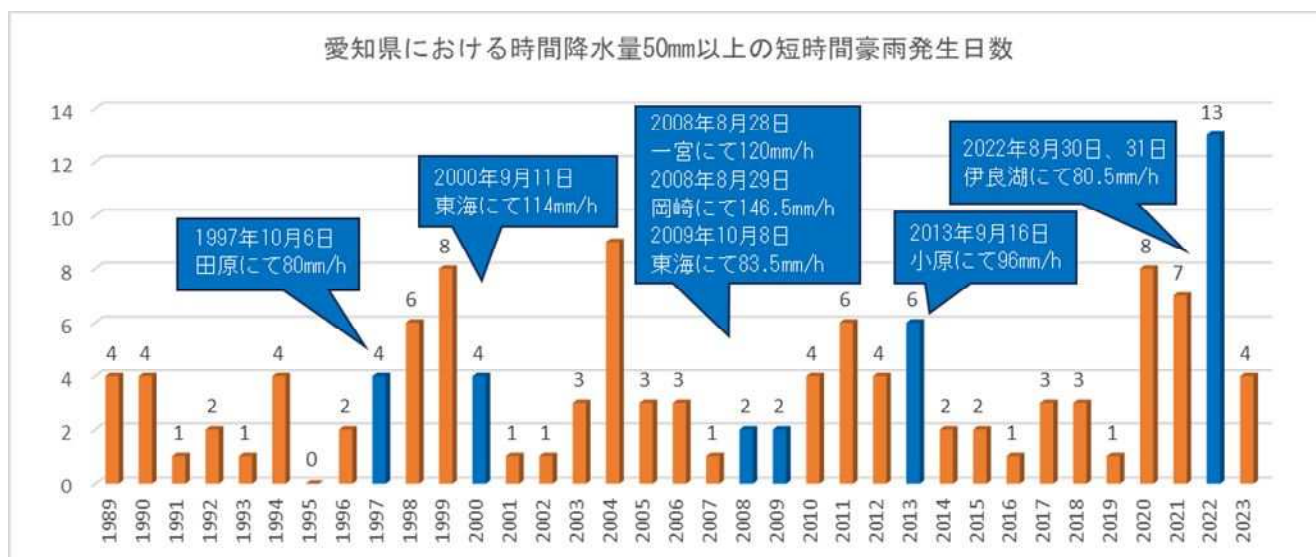
また、内水についても、2015 年 5 月の水防法改正を受け、内水により相当な損害を生ずるおそれのある排水施設を指定するとともに、その施設に雨水を排除できなくなった場合、又はその施設から河川等に雨水を排除できなくなった場合の浸水想定区域を指定、公表していく必要がある。

【近年の豪雨の発生傾向】

- ・短時間豪雨の発生回数は、全国的に増加傾向にある。
- ・愛知県内においても、1時間あたりの降水量 50mm 以上の雨は過去 30 年間ほぼ毎年観測されており、その観測日数は増加傾向にある。また、深刻な被害が予想される時間降水量 100mm 以上の雨は、1997 年、2000 年、2009 年、2013 年に 1 日ずつ、2008 年には 2 日観測されている。



出典：気象庁「過去の気象データ」により作成



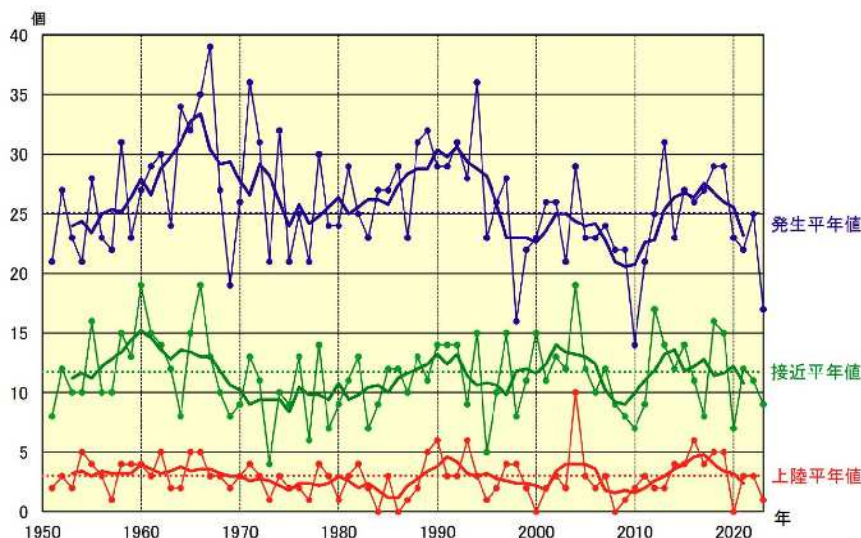
出典：気象庁「過去の気象データ」により作成

※過去 30 年間に於いて、愛知県内のいずれかのアメダス観測地点において短時間豪雨が観測された日数をグラフ化。（時間降水量 80mm 以上の雨を観測した年は、棒グラフを青色で表示）

【近年の台風の発生傾向】

- ・2023年の台風の発生数は平年より少ない17個（平年値25.1個）だった。
- ・2023年の日本への台風の接近数は9個（平年値11.7個）で平年より少なく、上陸数は1個（平年値3.0個）だった。

＜台風の発生数、日本への接近数・上陸数の経年変化＞



出典：気象庁「気候変動監視レポート2023」

※細線は各年値、太線は5年移動平均値、点線は平均値（1991～2020年）の30年平均値）を示す。

【国土交通省管理の洪水予報河川と関係市町村】

河川名	関係市町村
木曽川水系 木曽川	名古屋市、一宮市、津島市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村
木曽川水系 長良川	愛西市
庄内川水系 庄内川・矢田川	名古屋市、一宮市、瀬戸市、春日井市、小牧市、稲沢市、清須市、北名古屋市、あま市、大治町、豊山町、蟹江町
矢作川水系 矢作川	岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町
豊川水系 豊川	豊橋市、豊川市、新城市
豊川水系 豊川放水路	豊橋市、豊川市

【県管理の洪水予報河川・水位周知河川と関係市町村】

区分	河川名	関係市町村
洪水予報河川	庄内川水系 新川	名古屋市、清須市、北名古屋市、あま市、豊山町、大治町、蟹江町
	天白川水系 天白川	名古屋市
	日光川水系 日光川	名古屋市、一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市、蟹江町、飛島村
	境川水系 境川	刈谷市、大府市、豊明市、東浦町
	境川水系 逢妻川	刈谷市、豊田市、知立市
水位周知河川	庄内川水系 八田川	名古屋市、春日井市、北名古屋市、豊山町
	庄内川水系 矢田川	名古屋市、瀬戸市、尾張旭市
	庄内川水系 香流川	名古屋市、長久手市
	庄内川水系 内津川	名古屋市、春日井市
	天白川水系 扇川	名古屋市、東海市
	山崎川水系 山崎川	名古屋市
	庄内川水系 大山川	名古屋市、小牧市、北名古屋市、豊山町
	庄内川水系 五条川	名古屋市、一宮市、小牧市、稲沢市、岩倉市、清須市、北名古屋市、あま市、大治町
	庄内川水系 青木川	一宮市、稲沢市、岩倉市、清須市
	日光川水系 領内川	一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、蟹江町
	日光川水系 蟹江川	名古屋市、津島市、愛西市、あま市、蟹江町
	日光川水系 福田川	名古屋市、稲沢市、清須市、あま市、大治町、蟹江町
	阿久比川水系 阿久比川	半田市、阿久比町
	矢作川水系 矢作古川	西尾市
	矢作川水系 乙川	岡崎市、西尾市、幸田町
	矢作川水系 広田川	岡崎市、西尾市、幸田町
	猿渡川水系 猿渡川	刈谷市、知立市
	矢作川水系 籠川	豊田市
	境川水系 逢妻女川	豊田市、みよし市、刈谷市
	音羽川水系 音羽川	豊川市、豊橋市
	柳生川水系 柳生川	豊橋市
	梅田川水系 梅田川	豊橋市
	佐奈川水系 佐奈川	豊橋市、豊川市

※関係市町村は、洪水浸水想定区域が該当する市町村を記載。

(2) 高潮

内湾に位置する三河湾・伊勢湾沿岸では地形形状から、台風等により高潮が発生しやすい特性を備えており、特に湾奥部ではその現象が顕著である。過去には、1953年の台風第13号、1959年の伊勢湾台風により大規模な高潮が発生し、未曾有の大災害を経験し、多くの海岸保全施設や河川管理施設がその復興工事により築造された。また、近年では、2009年10月に来襲した台風第18号により、三河湾を中心に伊勢湾台風に匹敵する高潮が発生し、三河港のコンテナが流出するなど大きな被害を受けた。

こうした中、県民へ高潮の浸水リスク情報を提供するとともに、市町村における高潮ハザードマップの作成を支援するため、「愛知県沿岸部における津波・高潮対策検討会」での検討結果を受け、2014年11月に高潮浸水想定を作成した。

また、2015年の水防法改正を受けて、想定し得る最大規模の高潮として、日本に接近した台風のうち既往最大規模の台風が、満潮時に潮位偏差が最大となる経路を通過した場合に発生し得る高潮を想定した「高潮浸水想定区域図」を2021年に指定・公表した。

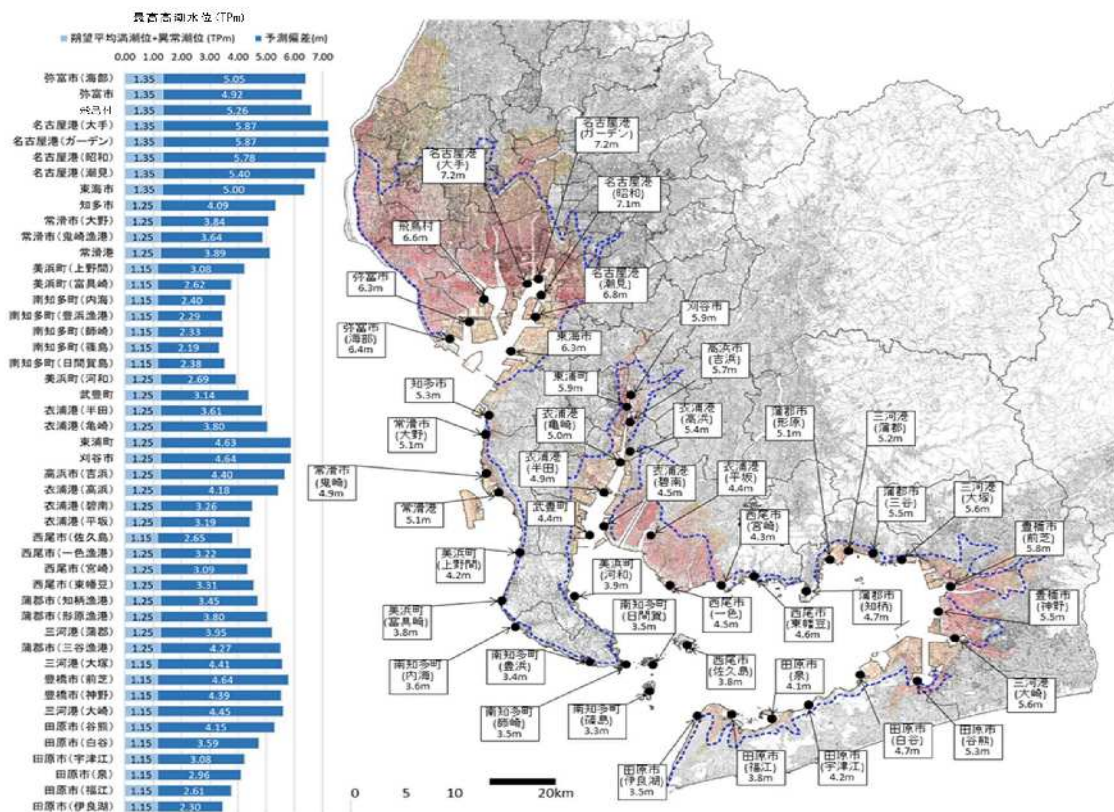
【高潮浸水想定概要】

- ・ 想定台風ケース

〔規模〕 室戸台風級（日本に上陸した既往最大規模）

〔コース〕 愛知県沿岸に対し最も高潮の影響があるコース

- ・ 代表地点における最高高潮水位（下図表）



【市区町村別の浸水面積】

	浸水面積 (ha)	最大浸水深 (m)
名古屋市	13,676	9.9
豊橋市	5,738	9.9
一宮市	3,253	3.4
半田市	1,618	5.7
豊川市	1,461	7.7
津島市	2,363	5.7
碧南市	2,207	7.2
刈谷市	1,045	8.1
安城市	35	1.4
西尾市	6,929	9.4
蒲郡市	985	4.3
常滑市	1,333	4.4
稲沢市	4,037	8.4
東海市	1,730	8.5
大府市	323	5.8
知多市	1,021	4.4
知立市	96	4.7
高浜市	317	5.5
豊明市	88	4.6
田原市	3,363	5.6
愛西市	5,635	9.9
清須市	1,059	5.9
北名古屋市	499	3.4
弥富市	4,355	9.9
あま市	2,477	5.2
曾山町	6	2.7
大治町	608	6.5
蟹江町	1,054	5.7
飛島村	2,011	9.8
阿久比町	21	3.6
東浦町	838	6.9
南知多町	353	2.4
美浜町	350	3.2
武豊町	536	3.7
	71,420	

(3) 土砂災害

愛知県は 6 割以上が山地丘陵地で占められ、地質的にも脆弱な風化花崗岩類、第三紀層が多く分布し、また、中央構造線などの断層もあり、土砂災害の生じやすい特質を持っている。

一方、土地利用についても山腹斜面やがけ地近くまで宅地化が進んでいるため、土砂災害の危険箇所を多く抱えている。

過去には、1972 年の 7 月豪雨、1989 年 9 月の恵南東加茂豪雨、2000 年 9 月の東海豪雨などにより広域的、同時多発的な土砂災害が発生しており、今後も大規模な土砂災害に見舞われるおそれがある。

2014 年 8 月に発生した広島土砂災害では、土砂災害防止施設の効果が再確認される

とともに、施設整備の立ち遅れや、土砂災害の危険性が住民に十分認識されていなかったことが明らかになった。

2021年7月に発生した熱海市伊豆山地区土砂災害では、大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生したことにより、甚大な人的・物的被害が発生した。

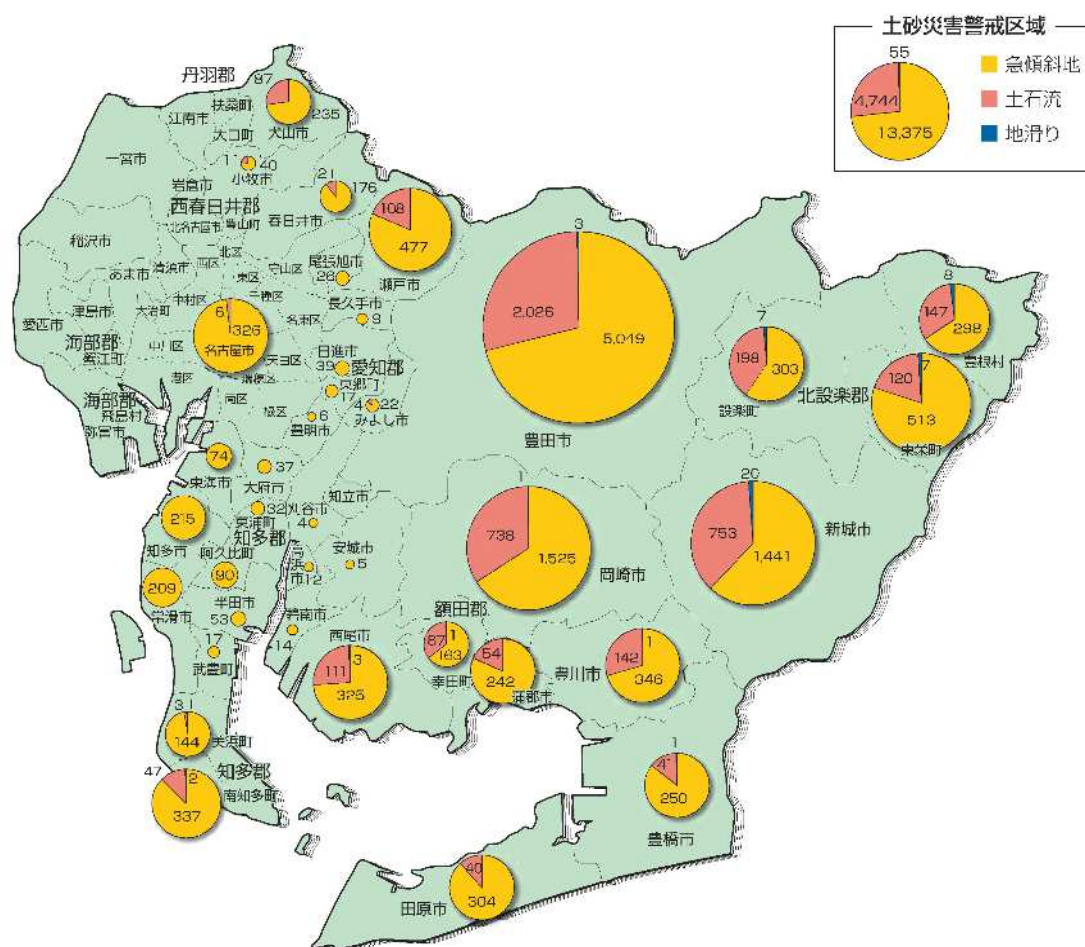
2024年8月には、令和6年台風第10号の接近に伴う断続的な降雨により、蒲郡市竹谷町大久古において土砂崩れが発生し、人的被害及び住家被害が発生した。

本県でも、土砂災害防止施設の整備を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定推進や土砂災害警戒情報その他の防災情報の提供、避難訓練を始めとする啓発活動により、平時及び異常気象時において、土砂災害の危険性の住民への周知を図り、市町村が行う警戒避難体制の整備に対し、支援を行っていく必要がある。

一方、多数の死傷者が発生するのみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まるような大規模な深層崩壊については、県内のほとんどの地域で発生の可能性は低いとされているが、未解明な事項が多く、知見は限られており、今後とも、国等からの技術情報に注視していく必要がある。

なお、土砂災害は豪雨や台風のみならず、地震等によっても引き起こされることにも留意する必要がある。2018年9月に発生した北海道胆振東部地震では、200箇所を超える土砂災害が発生し、その崩壊面積は、明治以降、我が国において発生した主要な地震災害の中で最も多い13.4km²に達した。特に厚真町においては、大規模な土砂崩れが広範囲で発生し、同町吉野地区では山裾の住宅が土砂に巻き込まれるなど、多数の人的被害が発生した。

【土砂災害警戒区域等】



令和6年4月1日現在

	土石流	地滑り	急傾斜地の崩壊	合 計
土砂災害警戒区域	4,744区域	55区域	13,375区域	18,174区域
土砂災害特別警戒区域	3,647区域	—	12,664区域	16,311区域

土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

急傾斜地の崩壊

- イ 急傾斜地（傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域）
- ロ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

土石流

土石流の発生のおそれのある渓流において、谷の出口から下流の勾配が2度以上ある区域

地滑り

- イ 地滑り区域（地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域）
- ロ 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに対応する距離（250mを超える場合は250m）の範囲内の区域

土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域。

出典：令和6年度あいちの砂防

2. 2. 4 その他の大規模自然災害による被害

(1) 大雪

2014 年 2 月 13 日に南西諸島で発生した低気圧の影響で、西日本から北日本にかけての太平洋側を中心に広い範囲で雪が降り、関東甲信及び東北地方で記録的な大雪となった。岩手県、秋田県、群馬県、埼玉県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、宮崎県であわせて死者 24 名となったほか、九州から北海道にかけての広い範囲で住家損壊等が発生した。

愛知県内においても、2 月 14 日未明から雨や雪が降り始め、14 日 11 時に名古屋で最深積雪 7cm を観測した。特に三河山間地域においては、相当量の降雪があり、倒木、電柱の倒壊、電線の断線を引き起こし、長期の停電状態が継続し、また、多数の道路で通行止めとなり、一時は住民の孤立化が発生した。

2014 年大雪による県管理道路の被害状況



国道 151 号（豊根村上黒川地内）



県道古真立津具線（設楽町津具地内）

(2) 異常渇水

短時間豪雨の発生回数が全国的に増加傾向にある一方で、年間の降水の日数は逆に減少しており、毎年のように取水が制限される渇水が生じている。また、将来においても無降水日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加が予測されており、地球温暖化に伴う気候変動により、渇水が頻発化、長期化、深刻化し、さらなる渇水被害が発生することが懸念されている。

1994 年の渇水では、九州北部、瀬戸内海沿岸、東海地方を中心とした地域の各地で上水道の供給が困難となり、時間指定断水などの給水制限が実施された。愛知県においては、8 月 17 日から 8 月 31 日まで知多半島等の 21 市町で実施された時間給水（最長 19 時間断水）により、最大約 39 万世帯（約 118 万人）に影響があった。

また、工業用水では操業短縮による減産分等により約 303 億円の被害が発生したほか、農業水産関連では、果樹、野菜、水陸稲などを中心に渇水や干ばつによる被害と高温による家畜やあさりなどのへい死による被害額は約 21 億円に達した。

1994 年のダム枯渇写真（中部地方整備局ＨＰより）



(3) 火山噴火

2014 年 9 月 27 日の御嶽山噴火においては、死者 58 名、行方不明者 5 名の人的被害（2015 年 8 月 6 日現在）が発生した。牧尾ダム貯水池では、上流の濁沢川から火山由来の濁水が流入することにより、水素イオン濃度（pH）の低下等が確認されたが、下流河川における水質上の大きな問題は生じていない。今回の噴火では木曽川の水利に影響を与えていないが、さらに大規模な噴火が発生した場合には、下流河川の水質が悪化し、生活用水や工業用水等の取水に影響が生じる可能性がある。また、2015 年には、口永良部島や箱根山、桜島、阿蘇山などで噴火が発生している。

こうした中、噴火災害が発生する前の予防的な観点から、活動火山対策の更なる強化を図り、住民や登山者等の生命及び身体の安全を確保することを目的として、2024 年 4 月に活火山法が改正された。この改正により、登山者等に関する情報の把握や、火山現象に関する迅速かつ的確な情報の伝達等についての規定が強化された。

なお、富士山が噴火した場合には、風向きによっては、噴煙や火山灰の影響により首都圏等に大きな被害が発生することが想定されている。さらに、遠方の火山が噴火した場合には、噴出物による空港運用への影響等も考慮する必要がある。

2014 年御嶽山噴火（中部地方整備局ＨＰより）

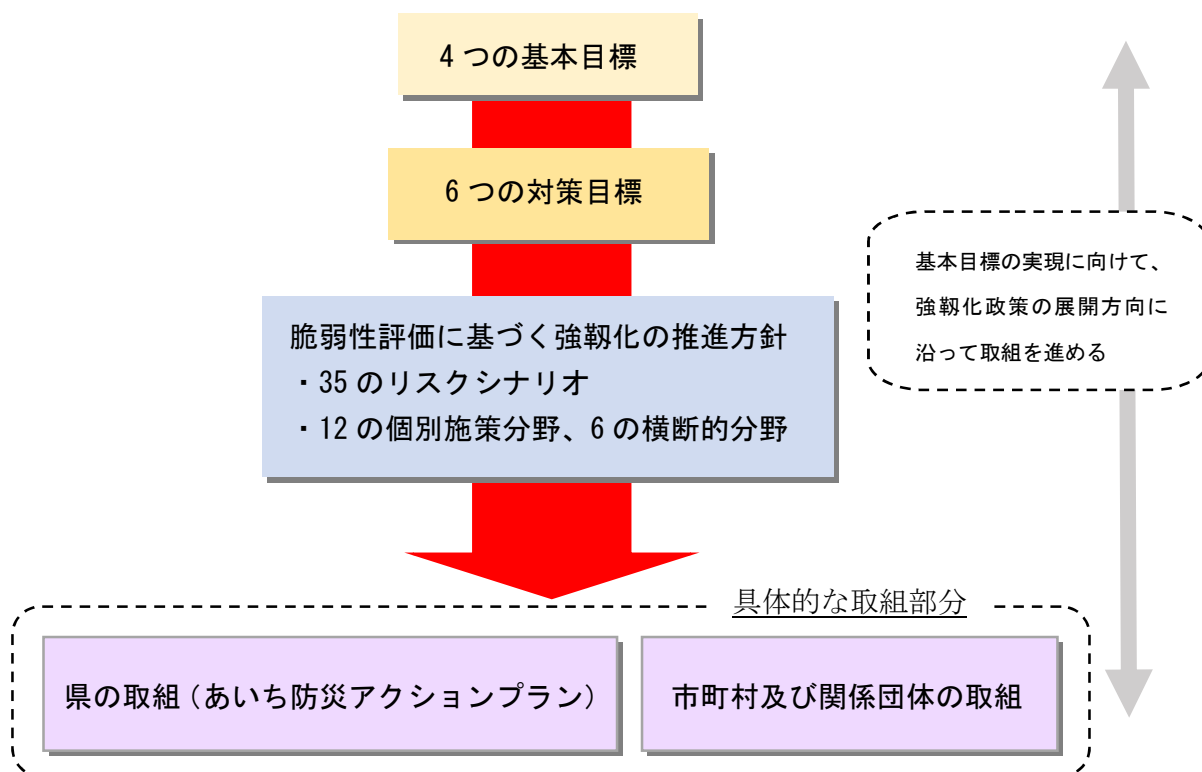


第3章 計画の構成、基本目標等

3. 1 計画の構成

本計画の構成を以下に示す。

- ①第1章に掲げた愛知県を強靱化する意義を実現するため、4つの基本目標を設定
- ②第2章に示した愛知県の地域特性等を踏まえ、4つの基本目標を基に、強靱化を実現するために事前に備えるべき目標として、6つの対策目標を設定
- ③6つの対策目標の実現に向けて、その妨げとなるものとして、35の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定するとともに、12の個別施策分野及び6の横断的分野（施策分野）を設定し、愛知県の強靱化の取組の現状分析・進捗状況の評価を実施し、脆弱性を評価
- ④脆弱性評価の結果、明らかになった課題に対し、リスクシナリオを回避するため、国、県内市町村、関係団体、民間企業などの関係者と連携して取組を進めるにあたっての強靱化の推進方針を策定
- ⑤強靱化の推進方針に基づく県の具体的なアクション項目を、
あいち防災アクションプランとして整理
また、県以外の取組は、市町村及び関係団体の取組として整理



3. 2 愛知県の強靱化の基本目標等

(1) 基本目標

第1章に掲げた「巨大リスクである大規模自然災害等が発生した場合にも、県民の生命・財産と県民生活や地域産業を守るとともに、迅速な復旧・復興を果たし、愛知・名古屋を核とした中部圏の社会経済活動を確実に維持すること」を始めとする愛知県を強靱化する意義を実現するため、国が基本計画に位置づけた国土強靱化の推進における4つの基本目標も踏まえて、次の4つの基本目標を位置づけた。

- 1 県民の生命を最大限守る。
- 2 地域及び社会の重要な機能を維持する。
- 3 県民の財産及び公共施設、愛知県を始め中部圏全体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
- 4 迅速な復旧復興を可能とする。

(2) 対策目標

第2章に示した愛知県の地域特性等を踏まえ、4つの基本目標を基に、強靱化を実現するために事前に備えるべき目標として、6つの対策目標を設定した。

1 あらゆる自然災害に対し、750万人県民の直接死を最大限防ぐ

大規模自然災害発生時には、県民の命が危険にさらされることになる。

大規模地震に伴う建物の倒壊や火災、津波の発生、洪水・高潮に伴う浸水や土砂災害の発生、暴風雪や豪雪等の発生など、その要因は様々である。

大規模自然災害発生時においても、広大なゼロメートル地帯や三河山間地域、半島・離島等、愛知県の地域特性に対応し、「あらゆる自然災害に対し、750万人県民の直接死を最大限防ぐ」ことを目標に、対策を推進する。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

大規模自然災害発生時には、迅速な救助・救急活動の実施や、医療・福祉の提供、生活に必要な衣食住の確保、生活環境の維持などが必要となる。

大規模自然災害発生時においても、「救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ」ことを目標に、対策を推進する。

3 必要不可欠な行政機能を確保する

大規模自然災害発生時には、災害応急対策を実施することとなる県や市町村などの地方行政機関や、警察の機能維持などが必要となる。

大規模自然災害発生時においても、「必要不可欠な行政機能を確保する」ことを目標に、対策を推進する。

4 「産業首都あいち」の経済活動を機能不全に陥らせない

大規模自然災害発生時、日本一のモノづくり県である愛知県において、その生産活動の停止を余儀なくされる事態に陥った場合には、愛知県のみならず、国全体の経済活動に大きな影響を及ぼすこととなる。

大規模自然災害発生時においても、『産業首都あいち』の経済活動を機能不全に陥らせない」ことを目標に、対策を推進する。

5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

大規模自然災害発生時には、情報通信サービスや電気・ガス・水道等の供給確保、交通ネットワークの機能維持など、社会機能が失われないことが重要となる。

大規模自然災害発生時においても、「情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる」ことを目標に、対策を推進する。

6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

大規模自然災害の発生後、社会・経済の迅速な復興を図るためには、平常時から、復興計画を策定しておくなど、復興に向けたビジョンを持つことや、復興を支える人材の確保が必要である。

大規模自然災害発生後においても、「社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する」ことを目標に、対策を推進する。

(参考) 強靱化政策の展開方向

国においては、基本計画の中で、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に防災・減災、強靱化の取組を進めていくことが重要であるとし、国土強靱化政策の展開方向を設定している。これを踏まえて、本県においても、次の展開方向に沿って取組を進める。

- 1 県民の生命と財産を守る防災インフラ（河川・ダム、砂防・治山、海岸等）の整備・管理**
- 2 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化**
- 3 デジタル等新技術の活用による強靱化施策の高度化**
- 4 災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化**
- 5 地域における防災力の一層の強化（地域力の発揮）**

第4章 脆弱性評価に基づく強靱化の推進方針

4. 1 脆弱性評価に基づく強靱化の推進方針

6つの対策目標の実現に向けて、その妨げになるものとして、「35の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定するとともに、6の個別施策分野及び12の横断的分野（施策分野）を設定し、愛知県の強靱化の取組の現状分析・進捗状況の評価を実施し、脆弱性を評価した。

また、脆弱性評価の結果、明らかになった課題に対し、リスクシナリオを回避するため、国、県内市町村、関係団体、民間企業などの関係者と連携して取組を進めるにあたっての強靱化の推進方針を策定した。

(1) リスクシナリオの設定

国土強靱化基本計画で設定されている35のリスクシナリオ及び愛知県の地域特性等を踏まえ、起きてはならない最悪の事態として、35のリスクシナリオを設定した。

対策目標	リスクシナリオ
1 あらゆる自然災害に対し、750万人県民の直接死を最大限防ぐ	1-1 大規模地震に伴う、住宅や建築物等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮等に伴う市街地等の大規模な浸水による多数の死傷者の発生
	1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
	1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-2 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
	2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生
	2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-5 想定を超える大量の帰宅困難者等の発生による混乱
	2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生
3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱
	3-2 首都圏での中央官庁機能の機能不全による行政機能の大幅な低下
	3-3 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

4 「産業首都あいち」の経済活動を機能不全に陥らせない	4-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
	4-2 コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発等に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
	4-3 海上輸送の機能停止による海外貿易、複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響
	4-4 金融サービス等の機能停止による県民生活・商取引等への甚大な影響
	4-5 食料等の安定供給の停滞に伴う、県民生活・社会経済活動への甚大な影響
	4-6 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
	4-7 農地・森林等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下
5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
	5-3 都市ガス供給・石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
	5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止
	5-5 太平洋ベルト地帯の幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
	6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
	6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備等が進まず復興が大幅に遅れる事態
	6-5 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
	6-6 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	6-7 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

(2) 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定

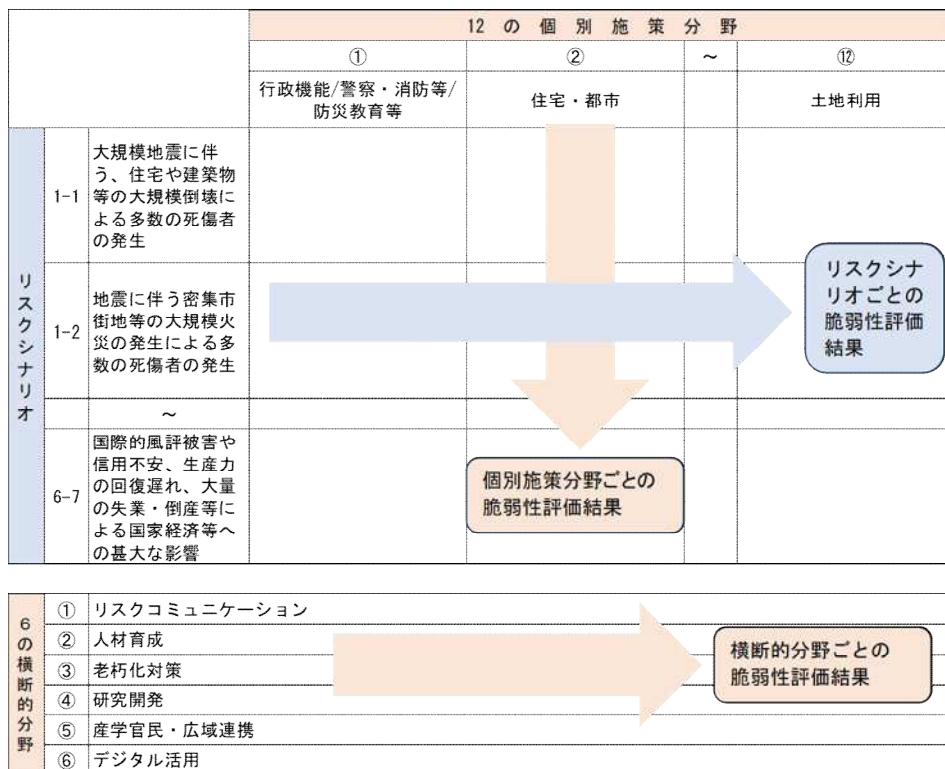
国土強靱化基本計画において設定された 12 の個別施策分野及び 6 の横断的分野（施策分野）を踏まえ、12 の個別施策分野及び 6 の横断的分野（施策分野）を設定した。

個別施策分野		
①行政機能/警察・消防等/防災教育等		
②住宅・都市	③保健医療・福祉	④エネルギー
⑤金融	⑥情報通信	⑦産業・経済
⑧交通・物流	⑨農林水産	⑩県土保全
⑪環境	⑫土地利用	

横断的分野		
①リスクコミュニケーション		②人材育成
③老朽化対策	④研究開発	⑤産学官民・広域連携
⑥デジタル活用		

(3) 脆弱性の評価

国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考に、愛知県の強靱化の取組の現状分析・進捗状況の評価を実施し、脆弱性を評価した。



(4) 強靱化の推進方針

脆弱性評価の結果、明らかになった課題に対し、リスクシナリオを回避するための強靱化の推進方針を（1）リスクシナリオごと、（2）施策分野ごとに整理した。

なお、強靱化の推進方針については、別紙Ⅰに掲載した。

複合災害への対応

令和6年能登半島地震の被災地では、復興の途上にあった9月20日に大雨が襲い、仮設住宅が浸水するなど、甚大な被害が発生した。

強靱化の推進にあたっては、複合災害の発生可能性についても十分に配慮する必要がある。

第5章 具体的な取組

5. 1 県の取組（あいち防災アクションプラン）

強靱化の推進方針に基づく県の具体的なアクション項目を「あいち防災アクションプラン」として整理した。

（1）実施期間

2025 年度（令和 7 年度）～2029 年度（令和 11 年度）

（2）施策体系

本計画の 6 つの対策目標を踏まえ、対策の柱 1～6 を設定した。これに加えて、全ての対策目標に跨る県の取組を位置づける、対策の柱 7 を設定した。

また、対策の柱ごとに、リスクシナリオに基づく小分類を設けた上で、必要なアクション項目を整理した。

あいち防災アクションプラン「対策の柱」

- 1 直接死を防ぐ
- 2 迅速な人命救助を実施するとともに関連死を防止する
- 3 必要不可欠な行政機能を確保する
- 4 経済活動を機能不全に陥らせない
- 5 社会インフラの被害軽減と早期復旧を図る
- 6 迅速かつ強靱な姿での復興を目指す
- 7 人材育成・連携・新技術の活用によって地域防災力を高める

（3）進捗管理指標

目標を伴う進捗管理指標125項目を設定した。

（4）あいち防災アクションプラン

あいち防災アクションプランの全文は、別紙Ⅱに掲載した。

5. 2 市町村及び関係団体の取組

強靱化の推進方針に基づく市町村及び関係団体（「愛知・名古屋地域強靱化推進会議」の各構成員等）の取組については、別紙Ⅲに掲載した。

県民の一人ひとりの取組

南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等が発生した場合、広域かつ甚大な被害が発生するとともに、支援を行う自治体自身も被災し、「公助」による人的・物的支援が困難となる可能性がある。

愛知県の強靱化を実現するためには、県、国、県内市町村、関係団体、民間企業などの関係者が連携して取組を進めるとともに、県民一人ひとりの取組も必要不可欠である。

このことについて、行政・地域・住民が認識を共有し、県民一人ひとりが災害を「他人事」ではなく「自分事」として捉え、「自らの命は自らが守る」、「地域住民で助け合う」という意識を持ち、いざという時に迅速かつ適切な避難行動が取れるように、また、避難生活の長期化に備え、日頃から備えておくことが必要である。

県民の皆様一人ひとりに、住宅・建築物の耐震改修や家具の転倒防止対策、消防団への加入、自主防災組織への参加、防災ボランティアへの参加など、「自助」・「共助」の取組を進めていただけるよう、働きかけていく。

5. 3 減災目標

具体的な取組の実施により、達成すべき減災目標を設定した。

本県に影響を及ぼす大規模自然災害の内、最も甚大と想定される南海トラフ地震の被害に対して設定した。

＜「地震被害予測調査」における過去地震最大モデルの地震・津波の被害と減災目標＞

死者数	約 6,400 人→約 1,200 人	(約 8 割減)
建物の全壊・焼失棟数	約 94,000 棟→約 47,000 棟	(約 5 割減)

【参考】

2022 年度に実施した減災効果検証の結果

死者数	約 6,400 人→約 3,200 人	(約 50%減)
建物の全壊・焼失棟数	約 94,000 棟→約 74,000 棟	(約 21.3%減)

国の南海トラフ巨大地震被害想定の見直し、及び本県において実施している南海トラフ地震被害予測調査の結果に応じて、必要が生じた場合には見直しを行う。

第6章 計画の推進

6. 1 計画の推進

愛知県の強靱化を着実に推進するため、PDCA サイクルを通じて、本計画の不断の点検・改善を行う。

(1) 計画の推進

本計画の推進に当たっては、愛知県地域強靱化推進本部を中心とした全庁的な体制の下、県内市町村、関係団体、民間企業などの関係者との連携・協力・調整により取組を進める。また、各分野の有識者や関係者による意見・助言を受ける場を設け、取組の進捗状況を確認する。

(2) 計画の見直し

本計画については、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を考慮し、概ね5年毎に全体を見直すこととする。また、地域活性化、地方創生との連携など、国の強靱化施策等の動向を踏まえるとともに、年度の進行管理を行う中で、新たに実施すべき事業が出てきた場合なども適宜、見直しを実施する。

なお、現在、国において南海トラフ巨大地震被害想定の見直しが行われており、近く、調査結果が取りまとめられる見込みである。また、これを受け、南海トラフ地震防災対策推進基本計画が見直される予定である。本県においても2024年度から、国の調査と整合を図りつつ南海トラフ地震被害予測調査を実施しており、これらの調査結果に応じて、必要が生じた場合には、本計画の見直しを行うこととする。

I 強靱化の推進方針

I. 1 リスクシナリオごとの強靱化の推進方針

(1) あらゆる自然災害に対し、750 万人県民の直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅や建築物等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生

(住宅・建築物等の耐震化等の促進)

- 1 地震による死傷者の発生を防ぐため、住宅・建築物の倒壊・崩壊等の被害を最小限に抑える。
特に、地震発生時の避難路を確保するため、緊急輸送道路等の沿道建築物の倒壊による道路閉塞を未然に防ぐ。
- 2 住宅・建築物の耐震化については、老朽化したマンションの再生・除却を促進することが重要であり、マンションの再生の円滑な推進に資する除却の必要性に係る認定対象の拡充や団地における敷地分割制度などの法改正による新たな制度等の着実な実施や所有者の耐震化の必要性に対する認識の向上を図るとともに、住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等に対する支援措置、建物評価手法の普及・定着や既存天井の脱落対策に係る耐震改修、老朽化した公営住宅の建て替え等あらゆる手法を組み合わせ、耐震化を進める。また、超高層建築物等については長周期地震動の影響を考慮した安全性の検証や家具の転倒・移動による危害防止対策を進める。
- 3 各種構造物の耐震基準を俯瞰的に見た上で安全性の確認を行う。

(電柱や大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性の解消等)

- 4 地震発生に伴う土砂災害による住宅等の倒壊を防止するため、大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握・確認等を進める。また、液状化危険度が高い地域については、液状化のリスクを十分に周知し、詳細な調査を促す。
- 5 大規模地震等の道路閉塞のリスクを軽減するため、市街地等の緊急輸送道路において無電柱化を推進するとともに、災害時において迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるための道路ネットワークの機能強化対策を推進する。

(交通施設等における脆弱性の解消)

- 6 交通施設については、立体交差する施設など、沿道沿線を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を進める。

(避難場所の確保)

- 7 一定水準の防災機能を備えたオープンスペースがない都市においては、住民の緊急避難の場や最終避難地、防災拠点等となる公園、緑地、広場等の整備を推進する。

(施設等の質の向上)

- 8 防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設・建築物等の整備を推進し、良好な市街地環境の形成を推進する。

(公共施設等の防災機能強化)

- 9 災害時に避難所としての機能を果たす学校施設、社会教育施設（公民館）、社会体育施設、社会福祉施設や、不特定多数が集まる文化施設等について耐震化を進める。特に、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進めるとともに、個別施設計画の内容の充実や、計画的かつ効率的な長寿命化改修等を推進する。また、トイレ整備や特別教室・体育館等への空調設置、バリアフリー化等、避難生活の環境改善に資する防災機能を強化する。なお、私立学校施設の耐震化等については、設置者に委ねられるものであるため、設置者へ働きかける。

(エレベーターへの閉じ込め防止)

- 10 地震時に閉じ込めが起こりづらく、早期復旧が可能な機能を有するエレベーターの設置を推進する。

(危険な空き家の除却等への支援)

- 11 市町村が行う危険な空き家の除却や空家等対策計画の策定を支援する。

(防災・減災対策の不断の検討)

- 12 地震による多数の死傷者の発生を防止するため、想定される巨大地震について、防災対策の進捗状況や最新の統計情報及び知見を踏まえた被害想定 の推計・見直しを適宜実施し、現状の課題整理や今後取り組むべき防災・減災対策の検討を推進する。

(消防団等の充実強化の促進等)

- 13 災害対応機関等の災害対応力向上や被害状況等の迅速な情報収集・共有を図る仕組みの構築等の推進と合わせ、大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団・自主防災組織の充実強化を図るため、自主防災組織等の活性化や消防団が使用する車両・資機材の充実、消防団拠点施設（詰所）の耐震化の促進、教育訓練等を継続的に推進する。

(継続的な防災訓練や防災教育等の推進)

- 14 地震の発生から揺れが到達するまでの間に少しでも身を守る行動等をとる時間を確保するため、緊急地震速報等の活用を進めていくとともに、家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(火災に強いまちづくり等の推進)

- 1 大規模火災のリスクが高く、低層の木造建築物が密集した市街地において、不燃化された共同建築物の建築、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や広場等の整備を促進する。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の

促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備を推進する。

(感震ブレーカー等の普及)

- 2 地震発生時の住宅火災の発生を抑えるため、住宅用火災警報器や防災品、住宅用消火器、感震ブレーカー等の普及促進を図る。特に解消に向けて課題のある密集市街地においては、電気火災の発生を抑制する感震ブレーカーの普及を強力に進める。

(水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等)

- 3 低層の木造建築物が密集した市街地の解消に向けて引き続き取組を進めるとともに、より一層の安全性を確保するため、防災設備の設置（消防水利、防災備蓄倉庫等）、防災マップの作成や消火・避難訓練の実施等、ソフト対策を強化する。また、密集市街地以外においても、強風等の条件下で火災が広がるおそれがあることから、こうした市街地における火災対策を推進する。

(水道防災の推進)

- 4 上下水道耐震化計画に基づき、その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設等の急所となる最重要施設の耐震化を促進するとともに、災害拠点病院、避難所、防災拠点などの重要施設に接続する水道管路の耐震化を促進する。また、災害時においても速やかな機能確保ができるよう可搬式浄水施設・設備の配備、耐震性貯水槽の整備、給水車の配備、防災井戸の整備、浄水場の防災拠点化を促進する。

(住宅・建築物の耐震化の促進)

- 5 住宅・建築物の耐震化については、住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等に対する支援措置、建物評価手法の普及・定着等あらゆる手法を組み合わせ、耐震化を進める。

(既存不適格建築物等の安全性向上の促進)

- 6 直通階段が一つの既存不適格建築物等の安全性向上のため、2方向避難の確保や避難経路・上階の防火・防煙対策を推進するとともに、当該建築物における適切な避難行動を周知する。

(消防団等の充実強化の促進等)

- 7 地域防災力の向上を図るため、消防団員を確保するとともに、装備や訓練の充実、自主防災組織等との連携強化を推進する。

(農業用燃料タンクの燃料流出防止対策の推進)

- 8 農業用燃料タンクの燃料流出防止対策を推進する。

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

(津波防災地域づくり)

- 1 地域の实情に合った避難方法の構築や、津波ハザードマップの作成・見直し、土地利用のあり方の検討、防災気象情報の利活用、津波災害警戒区域等の指定及び津波ハザードマップに基づく訓練など、関係機関が連携してハード対策とソフト対策を組み合わせた「多重防御」により被害を最小化し、津波防災地域づくりを進める。
- 2 津波災害警戒区域において、避難確保計画の作成など要配慮者利用施設等の警戒避難体制の整備を促進する。

(河川・海岸堤防の耐震化等の推進)

- 3 大規模地震・津波が想定される地域等の河川・海岸において、堤防等の整備や耐震対策、水門・樋門等の自動化・遠隔操作化等の地震・津波対策を進めるとともに、適切に維持管理を行う。また、海岸堤防等の整備に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する。

(河川・海岸の水門等・排水機場等の耐震化の推進)

- 4 河川の河口部や海岸にある水門等が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進する。また、排水機場等については、地震後の地域の排水機能を確保するため耐震対策を推進する。

(住宅・建築物の耐震化等)

- 5 住宅・建築物の倒壊による津波等からの逃げ遅れや避難経路の閉塞を発生させないために、住宅・建築物の耐震化を進めるとともに、学校施設等の老朽化対策を進める。

(海岸防災林の機能の整備・強化)

- 6 津波エネルギー減衰効果等を確実に発揮できるよう、海岸防災林の整備・強化を進める。

(避難場所・避難路の確保・整備等)

- 7 大規模津波による甚大な被害の発生を防ぎ、速やかな復旧等を可能とするため、「粘り強い構造」を導入した防波堤の整備や避難施設の整備等、港湾における津波対策を進める。
- 8 津波発生時の避難は徒歩避難を原則とするが、歩行困難者が避難する場合や徒歩避難が可能な距離に適切な避難場所がない場合等、自動車避難を検討せざるを得ない場合においては、自動車による避難には限界量があることを認識して、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。
- 9 ゼロメートル地帯や南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域など、著しい浸水・津波災害が生じるおそれがある地域や港湾・漁港等の臨海部については、道路等の盛土部、既存のビル、地形を活かした高台等を避難場所として確保するとともに、津波避難タワー等の整備、津波避難ビルの指定を進める。また、これらの避難場所に至る、通学路や歩行空間を含めた避難路・避難階段等の整備のほか、学校、幼・保育園、排水機場等の高所へ避難するための階段設置等を進める。さらに、避難路等のバリアフリー化方策について検討をする。

- 10 津波が到達する前に確実に避難行動を終えることができるよう、避難路の整備、避難場所の整備を進める。また、港の船上や空港の機内など、様々な状況下にいる者を想定した避難方法を整える。
- 11 外国人が迅速・的確に避難行動をとることができるよう、避難情報等の多言語化を進めるとともに、災害や避難に関する知識の普及、地域コミュニティへの参加促進等を図る。
- 12 逃げ切れず、孤立・漂流した者の命を可能な限り救うため、船舶や航空機、ドローン等の配備を進め、迅速な搜索・救助活動や災害関係情報の収集ができる体制を整備する。

(海岸レジャー施設等の安全確保)

- 13 海水浴場その他海岸・河川沿いに立地するレジャー施設等については、周辺の地理に不案内な一時滞在者が集中することから、避難場所及び避難経路を確保し、避難誘導看板を設置するとともに、有効な情報伝達手段を検討し、迅速・的確な避難・誘導体制を構築する。

(情報伝達手段の多重化・多様化の推進等)

- 14 Jアラートなどの仕組みが非常時に確実に動作するよう、情報伝達手段の多重化・多様化を推進するとともに、定期的に訓練等を実施する。また、防災通信設備等の多重化を推進する。

(継続的な防災訓練や防災教育等の推進等)

- 15 一人一人が迅速・的確に避難行動をとることができるよう、ハザードマップの作成や、指定緊急避難場所への誘導標識等の整備を進めるとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。また、国による広域的かつ実践的な訓練の実施を通じた地方公共団体の支援や消防団等の充実強化、地区防災計画制度の普及・啓発等により、防災力を強化する。

(津波等の防災教育の推進)

- 16 「世界津波の日」や「津波防災の日」の意識啓発や津波等の防災教育を推進する。

(南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応)

- 17 南海トラフ地震臨時情報が発表された際は、南海トラフ地震防災対策推進計画（愛知県地域防災計画）に基づき、国、地方公共団体、関係機関等が協力して対応する。

1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮等に伴う市街地等の大規模な浸水による多数の死傷者の発生

(ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進)

- 1 将来見込まれる気候変動を踏まえ、引き続き治水計画等を見直す。
- 2 気候変動による降雨量の増大等により洪水や内水等の被害が毎年のように発生していることを踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの河川整備や下水道・海岸の整備をより一層加速するとともに、雨水貯留浸透施設等の整備や水災害リスクを踏まえたまちづくり・住

まいづくり等の流域対策等を推進し、「流域治水推進行動計画」に基づき関係行政機関が緊密に連携・協力の下、上流・下流や本川・支川の流域全体を見据え、事前防災のためのハード・ソフト一体となった流域治水の取組を強化する。あわせて、特に水害リスクの高い河川においては、特定都市河川の指定を進め、ハード整備の加速に加え、あらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まい方の工夫等を推進する。

(立地の適正化及び市街地の防災機能の強化)

- 3 災害を受けるリスクの高いエリアからの移転、災害に強い市街地の形成等を促進するため、引き続き立地適正化計画を強化（防災を主流化）するとともに、土地のかさ上げやピロティ化、止水板の設置、電源設備の高層階設置、雨水タンク設置等の防災機能強化を図る。

(ゼロメートル地帯等の治水対策の強化)

- 4 大規模氾濫が発生した場合に甚大な被害が想定されるゼロメートル地帯等において、大規模氾濫が発生した場合にも社会経済活動が長期停止することのないよう、まちづくりとも連携しつつ、河川・海岸の堤防、水門等・排水機場等の整備や耐震化、老朽化対策等を推進する。

(粘り強い河川堤防の整備)

- 5 施設の能力を超える洪水に対しても、避難のための時間を確保する、浸水面積を減少させるなどにより、被害をできるだけ軽減することを目的に、決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするなどの減災効果を発揮する粘り強い河川堤防の整備を進める。

(河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等の推進)

- 6 河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等を推進する。

(地下空間における浸水対策等の強化)

- 7 地下空間を管理する主体と連携し、地下空間の浸水に対する危険性について、事前の周知を図るとともに、G 空間地下街防災システム（GPS（全地球測位システム）及び GIS（地理情報システム）を活用した位置情報を用いたシステム）など情報通信技術の利用を検討し、浸水対策及び避難誘導等安全対策の強化を図る。

(河川の改修)

- 8 河川整備計画に基づき、河川改修を進める。特に都市部を流域にもつ河川では、開発の進行による流出量増大等により治水安全度が著しく低下していることから、国管理河川の庄内川や、県管理河川の日光川等の改修を推進するとともに、適切に維持管理を行う。（県管理河川：時間雨量おおむね 50mm～80mm に対応）

(海岸保全の推進)

- 9 海岸保全基本計画を必要に応じて変更するなど、気候変動の影響も考慮した海岸堤防の整備や侵食対策を進める。

(高潮対策施設の整備)

- 10 沿岸地域においては、高潮に対して堤防背後の被害が想定される箇所について、海岸保全施設や河川堤防の嵩上げ、排水機場等の整備などの高潮対策を進める。
- 11 高潮等から背後地を防護するため、また県土の保全に資するよう海岸の侵食対策を推進する。

(浸水想定区域の指定・見直し)

- 12 最大規模の洪水・高潮・内水に係る浸水想定区域図等を作成・公表し、浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成を促進することなどにより、洪水等からの円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る。

(排水機場・ダム等の運用の改善・高度化の推進)

- 13 ダムの事前放流の効果をより発揮させるため、利水ダムを含む全てのダム管理者との情報網を整備する。さらには、AIの活用等による雨量やダムへの流入量の予測精度の向上、ダムの運用の改善・高度化等を図り、治水機能の強化、水力発電の促進、地域振興を両立する「ハイブリッドダム」の取組を進める。
- 14 施設の機能を確実に発揮させるため、引き続き河川管理施設、下水道施設、海岸保全施設等の適切な維持管理・更新を進めるとともに、排水機場・ダム等の遠隔監視・操作化の推進により施設管理の高度化を図る。また、ダムの貯水池機能の回復等のため、順次集中的・計画的に洪水調節容量内等に堆積した土砂の撤去、ダムへの土砂流入量を低減させるための対策等に取り組む。
- 15 下流域での急激な水量増加を防ぐため、適切な水量調整機能を確保するために、ダム建設事業を推進する。

(橋梁や排水施設等の強化)

- 16 河川の増水により、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失を防ぐため、橋梁や道路の洗掘防止等の対策や橋梁の架け替えの検討等を推進する。また、強雨傾向等を踏まえ、道路やアンダーパス部等における排水施設及び排水設備の補修等を推進する。

(鉄道施設の浸水対策の推進)

- 17 電源等の重要施設を含む鉄道施設に対する浸水対策を引き続き推進するとともに、河川橋梁や斜面崩壊対策、異常気象時の二次災害防止のための運転規制等、鉄道の安全・安定輸送を確保するための対策を講じる。

(ため池・農業用排水施設等の防災対策の推進等)

- 18 異常気象等の発生による突発的又は広域かつ長期的な浸水を防ぐため、決壊すると多大な影響を与えるため池の改修、農用地の湛水被害を防止するための農業用排水施設等の整備・改修等を推進する。また、市町村と連携し、ソフト対策として防災重点農業用ため池のハザードマップ作成等を進める。

(田んぼダムの推進)

- 19 「田んぼダム」の取組を広げていくため、多面的支払交付金により地域の共同活動を支援するとともに、農地整備事業等により水田の貯留機能を向上させる農地整備を進める。

(学校施設の浸水対策の推進)

- 20 児童・生徒の学習・生活の場であり、災害時には避難所となる学校施設について、受変電設備のかさ上げ、止水板の設置等による浸水対策を進める。なお、私立学校施設の浸水対策等については、設置者に委ねられるものであるため、設置者へ働きかける。

(グリーンインフラの推進)

- 21 自然環境が有する機能を持続的に発揮し続けるため、様々な関係者による連携・協力体制の構築を図る。また、社会資本整備や土地利用に係る様々な取組にグリーンインフラを波及させるとともに、民間の参入や投資の拡大も取り込みながら継続的にグリーンインフラを推進する。

(住宅・建築物の屋根の耐風対策)

- 22 台風等の強風により屋根被害が発生することを防ぐため、住宅・建築物の瓦屋根の耐風対策を促進する。

(TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化等)

- 23 水害を受けた被災地の早期回復を図る上で、速やかな災害復旧工事等の実施が極めて重要であることから、TEC-FORCE 活動に必要な災害対策用機材の更なる充実を図るとともに、ICT 施工や BIM/CIM 導入による一連の建設生産プロセスの高度化・効率化等に取り組む。また、水防団の充実強化とともに、水防活動の効率化・高度化を図るため、活動現場の状況報告や情報集約、共有等にデジタルデバイスを活用する。

(災害対応力の強化)

- 24 被災市町村への応援体制を整備するとともに、国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。また、市町村間の応援協定の締結や市町村における受援計画の策定など、受援体制の整備を促進する。

(ゼロメートル地帯対策)

- 25 ゼロメートル地帯においては、広範囲にわたり浸水し、さらにその状態が長期間継続することが想定され、これに伴い多数の避難者が発生するおそれがあることから、広域避難体制の整備、避難の実効性確保に向けて検討する。

(気候変動を踏まえた防災の推進)

- 26 気候変動影響評価や適応策の検討のため、引き続き知見の収集・提供を進めるとともに、地域気候変動適応計画策定マニュアル等を踏まえて、市町村における地域気候変動適応計画策定を支援する。
- 27 愛知県気候変動適応計画及び防災関連計画に基づき、気候変動対策と防災・減災対策を包括的に実施する。

28 近年、全国各地で豪雨等による水災害が発生していることに加え、気候変動に伴う降雨量の増加や台風の大規模化等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動に対する国の動向を踏まえて、対応策を検討する。また、気候変動の緩和策としてカーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進する。

(継続的な防災訓練や防災教育等の推進等)

29 大規模災害が発生した時に住民が主体的で適切な避難行動により命を守るためには、住民等が主体となった避難に関する取組の強化や防災意識の向上等の自助・共助を促進する必要があるため、地区居住者等が市町村と連携しながら地区防災計画に関する取組を促進することで、住民等の自発的な防災活動を促進し、地域防災力の強化を図る。

(水防災意識社会の再構築に向けた取組の推進)

30 施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会の再構築」に向けて、県及び国は水防災協議会を設立し、関係機関と連携して円滑な避難、水防活動、減災対策等のため、ハード・ソフト対策を一体的に取り組む。

1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生

(土砂災害・洪水対策等の推進)

- 1 将来見込まれる気候変動を踏まえ、過去に発生履歴を有する等、土砂・洪水氾濫が発生する可能性が高い流域において砂防堰堤等の整備等を行うのみならず、土砂・洪水氾濫が発生した流域と同様の地形的特徴を有する等、対策の優先度が高い流域を調査により抽出・選定した上で、必要な対策を講じる。
- 2 豪雨のみならず、南海トラフ地震等、将来発生が予想されている大地震を踏まえて、人家が集中している箇所やまちづくり等の観点から特に重要な地域及び社会・経済活動を支える基礎的なインフラを守るため、引き続き砂防施設等の整備により土砂・流木災害対策を推進する。
- 3 土砂災害に対して、人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設といった土砂災害防止施設の整備等、維持管理・更新を着実に進める。また、住宅・建築物の土砂災害対策を促進する。
- 4 ソフト対策として、土砂災害警戒区域等の指定や土砂災害警戒情報その他の防災情報の提供、避難訓練を始めとする啓発活動により、平常時及び異常気象時において、土砂災害の危険性の住民への周知を図るとともに、市町村が行う警戒避難体制の整備に対し支援を行う。
- 5 盛土等に伴う土砂災害を防止するため、盛土等の安全性の把握・確認等を進めるとともに、大規模盛土造成地における宅地の耐震化を促進する。

(ため池・農業用排水施設等の防災対策の推進等)

- 6 異常気象等の発生による突発的又は広域かつ長期的な浸水を防ぐため、決壊すると多大な影響を与えるため池の改修、農用地の湛水被害を防止するための農業用排水施設等の整備・改修等を推進する。また、市町村と連携し、ソフト対策として防災重点農業用ため池のハザードマップ作成等を進める。

(山地災害、森林等の保全機能の低下への対応)

- 7 大雨や短時間強雨の発生頻度の増加等により、山地災害が激甚化する傾向にあることを踏まえ、流域治水と連携しつつ、地域の実情に応じて生物多様性にも配慮しながら、山地災害危険地区等におけるきめ細かな治山ダム配置等により、土砂流出の抑制等を進める。
- 8 豪雨災害等による林地の被害の拡大を防ぐためには、山地災害防止や水源涵養機能等の森林の公益的機能の発揮が重要であることから、間伐及び主伐後の再生林を推進する。

(TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化)

- 9 国による地方公共団体等の支援のため、広域的かつ実践的な訓練の実施による防災力の強化や、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化を進める。

(亜炭坑跡地対策の促進)

- 10 亜炭坑跡の実態を把握するための調査及び充填に関する事業の実施など、亜炭坑跡地対策を促進する。

1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

(死傷者の発生防止のための対策)

- 1 大規模な車両滞留の発生や長時間の通行止めによる死傷者の発生を防ぐため、冬期道路交通確保に向けた各道路管理者との更なる連携強化、出控えなどの行動変容を促す取組、高速道路と並行する県道等の同時通行止めも含めた躊躇ない通行止めなどを推し進めるほか、地域の実情に応じて、高速道路の暫定2車線区間や主要幹線道路の4車線化、付加車線や登坂車線の設置、バイパス等の迂回路整備等を実施することを通じ、基幹的な道路ネットワークの強化など、ハード・ソフト両面からの対策を継続する。
- 2 降積雪時における列車の駅間停車による長時間にわたる乗客の閉じ込め等の事態を回避するため、降積雪の状況等に応じた総合的な雪害対策が適切に実施されるよう必要な施策を強化する。特に、最大で1週間にわたる列車運休や、駅間停車による乗客の閉じ込めが発生したことを踏まえ、融雪機等の整備や、気象予報を踏まえた事前の備えの強化、長時間駅間停車が見込まれる場合における運行再開と乗客救出の並行実施の再徹底及び乗客への具体的情報提供の強化、自治体等関係機関との協力体制の強化、具体的場面想定に基づく実践的な訓練などが適切に実施されるよう対策を進める。

- 3 雪害を起因とする死傷者の発生を防ぐため、送配電設備の耐雪害対策を実施するほか、設備損傷の起因となる周辺樹木の事前伐採等を進める。
- 4 雪害時の孤立者に対するメンタルケアを実施できる体制を確保する。

(情報提供手段の多重化・多様化の推進)

- 5 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動が遅れることがないように、他の情報伝達手段（防災行政無線等）により災害情報を配信できるよう整備・多重化する。

- (2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(災害対応の体制・資機材強化)

- 1 自衛隊、警察、消防、海保等において、迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化、情報通信施設、夜間対応も含めた装備資機材等の充実強化を推進する。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化、水防団、自主防災組織等の充実強化、DMAT（災害派遣医療チーム）の養成、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化、道路啓開等を担う建設業の人材等の確保を推進する。また、応援部隊の活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る。さらに、応援部隊の一次集結やベースキャンプ機能を果たす愛知県基幹的広域防災拠点や、海上輸送を担う名古屋港における基幹的広域防災拠点の整備を進める。

(災害対応業務の実効性の向上)

- 2 災害対応において関係機関ごとに体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務、情報共有・利活用等について、標準化を推進する。
- 3 地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなどし、明確な目的や目標をもって合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高める。また、大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める。
- 4 地区・自治会単位で地域住民の生存・所在等の確認や、急を要する救助活動等の必要性を行政関係機関へ伝達できる仕組みを構築する。

(地域の活動拠点施設の耐災害性の強化)

- 5 地域における活動拠点となる警察施設や消防庁舎等の耐災害性を更に強化する。また、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進する。

(臨海部の強靱化の推進)

- 6 物流・産業・生活機能が集積する臨海部において、岸壁・防潮堤等の被災リスクや堤内地・堤外地の浸水リスク、漂流物により海上輸送の大動脈が機能不全に陥るリスク、一つの港湾の被災の影響が広域的に波及するリスク等の増加が懸念されることから、気候変動等を考慮した臨海部の強靱化を推進する。

(道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路・航路啓開の円滑化の推進)

- 7 災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅、踏切除却や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進めるとともに、装備資機材の充実、官民の自動車プローブ情報の活用等による交通状況の迅速な把握、ICT を活用した情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を進め、迅速かつ的確な交通対策や道路・航路啓開といった活動が円滑に行われるように支援する。

(住宅・建築物の耐震化等の促進)

- 8 住宅・建築物の耐震化等を進め、死傷者の発生を抑制する。

(避難行動要支援者の救助・救急活動)

- 9 個別避難計画の作成を促進するとともに、避難行動要支援者一人一人が災害時に的確な避難行動がとれるよう、避難訓練の実施等、個別避難計画の実効性を高める取組などを推進する。

(消防団員の確保)

- 10 地域によっては、火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組を実施する。

(消防団の充実強化の促進等)

- 11 公助の手が回らないことも想定し、消防団の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

(自治体等の活動の支援)

- 12 広域防災活動拠点等となる公園緑地等の整備を促進し、関係自治体等の連携等により、活動拠点・活動経路の耐災害性を向上させる等、円滑な活動を支援する。

(離島における救助・救急活動の検討等)

- 13 離島における救助・救急活動が確実に実施されるよう、船舶の発着岸壁の耐震強化を促進するとともに、移動手段の確保等、離島の救助・救急活動を実施する。

(後方支援を担う新たな防災拠点の確保)

- 14 広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する後方支援を行うため、津波や高潮等による被災リスクが

低く、かつ高速輸送が可能な空港や高速道路網に直結した新たな防災拠点の確保に向けた整備を進捗する。

(ゼロメートル地帯対策)

- 15 ゼロメートル地帯においては、広範囲にわたり浸水し、さらにその状態が長期間継続することが想定され、これに伴い多数の孤立者が発生するおそれがあることから、救助用ボートやヘリコプター等による孤立者の救助を実施する。また、大規模地震発生時の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災活動拠点の確保に取り組む。

(いのちと暮らしを支える交通環境の形成)

- 16 地理的、自然的、社会的条件が厳しい地域においては、災害時の避難活動の迅速化や緊急輸送手段の確保が必要であるため、道路ネットワークの信頼性確保、ヘリコプターの効率的な運用等、複数の手法を適切に組み合わせて対処する。

(ヘリコプターやドローンを活用した情報収集)

- 17 発災時に被害情報の把握が遅れることで救急・救助活動等に支障が出るおそれがあるため、ヘリコプターやドローン等を活用した被災状況等の災害関連情報の収集・集積の高度化を図る。

(防災協力農地として利用できる都市農地の確保)

- 18 都市農地が持つ防災機能を再評価し、災害時の避難場所、資材置き場、食料品の供給拠点等として活用する防災協力農地の市町村の取組を支援する。

2-2 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺

(医療施設の耐震化等の促進)

- 1 未耐震の災害拠点病院や救命救急センター等の救急医療を担っている病院及び耐震性が特に低い建物を有する病院等の耐震整備を推進する。

(災害拠点病院における自立・分散型エネルギー供給の促進)

- 2 災害時における医療提供体制の充実・強化を図るため、医療機関の自家発電設備の強化を実施する。

(医療リソースの供給体制の確立)

- 3 南海トラフ地震など多数の負傷者が想定される災害に対応した、医療リソース（水・食料や燃料、医師や薬剤、治療設備等）の需要量に比し、被災を考慮した地域の医療リソースの供給可能量、被災地域外からの供給可能量、被災地域外からの供給可能量が不足している可能性が高いため、その輸送手段の容量・速度・交通アクセス等も含め、関係自治体間や民間団体等と具体の検討を行い、医療リソースの供給体制を確立する。

- 4 今後発生が想定される南海トラフ地震等の大規模災害への備えとして、災害時における医療提供体制の充実・強化を図るため、災害拠点病院等に対して、病院の診療機能を3日程度維持するために給水設備(受水槽、地下水利用施設)の設置等を推進する。

(連絡体制・通信手段の確保等)

- 5 災害時において医療機関が都道府県や DMAT 等との着実な連絡体制・通信手段を確保するため、災害拠点病院だけでなく、その他の医療機関についても非常用通信手段を整備する。
- 6 広域災害・救急医療に必要な情報収集のシステム機能・体制強化を引き続き推進する。
- 7 災害発生時において社会福祉施設等の被災状況や支援ニーズ等を把握するとともに、関係機関との連携を図り、適切な支援につなげる。

(BCP策定の促進等)

- 8 BCP 未策定の災害拠点病院以外の病院や介護施設・事業所及び地域包括支援センターなどの福祉機能を担う施設に対しても、優先的に BCP 策定研修を実施し、BCP 策定率と実効性の向上を図る。
- 9 災害時における僻地の医療機能を確保するための BCP を検討する。

(DMAT及びDPAT（災害派遣精神医療チーム）の計画的な養成等)

- 10 大規模災害時等に被災地へ急行し救急医療等を行うための訓練を受けた DMAT や災害支援ナースの更なる養成を推進する。
- 11 どの地域で大規模災害が発生した場合でも被災地における精神保健医療機能を維持することにより災害関連死を抑制するため、DPAT の整備を進める。
- 12 災害対策本部において DMAT の派遣調整業務を担う災害医療コーディネーターの養成を推進する。

(広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）等の強化等)

- 13 被災地内で対応が困難な重症患者を被災地外に搬送し治療するための航空搬送拠点・航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)等の強化に向けて、必要な設備や機能や資機材等について検討し、具体化する。

(医薬品等の供給確保)

- 14 大規模災害等発生時における医薬品等の安定供給確保については、有事の際に効果的な対応ができるよう、国との連携体制を構築していくことや、必要に応じた医薬品等の供給計画や備蓄状況等の点検・見直しを求める。また、医薬品のうち輸血用血液製剤については、災害時等に必要な供給を確保するため、日本赤十字社の供給体制に支障が生じることが想定される場合、必要に応じて点検・見直しを求める。
- 15 医薬品・医療ガス・医療機器・食料などのあらゆる必需品が災害時であっても適切に供給できるような体制把握・強化をあらかじめ行う。

(被災者の保健医療福祉ニーズへの対応)

- 16 大規模災害時の保健医療活動チームの指揮・情報連絡を円滑に行い、被災者の保健医療福祉ニーズ等に見合った適切なケア等が行える体制を確保する。

- 17 保健医療行政の指揮調整機能等を応援するために派遣する DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）について、チーム員の育成を進めるとともに、活動体制の充実を図る。

（災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保）

- 18 DMAT 等及び支援物資が災害拠点病院等に到達できるよう、代替性確保のための高規格道路等の整備及びアクセス向上、道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強、無電柱化、下水道のマンホール浮上対策、環状交差点の活用、空港施設の耐震化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を進める。
- 19 患者及び医薬品等の搬送ルートの優先的な確保など道路啓開計画の実効性向上の取組を進める。
- 20 交通渋滞により、緊急車両が到達できない事態を回避するため、官民の自動車プローブ情報の活用、広域交通管制システムの運用、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進める。また、通行止め等の交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を抑えるよう、県民の理解と協力を促す。

（民間事業者との連携による燃料の確保）

- 21 サービスステーションの石油燃料の流通在庫について、石油商業組合と災害時の優先供給協定を締結し、燃料を確保する。また、災害時に円滑な燃料供給が可能となるよう石油連盟と防災拠点施設等の燃料貯蔵施設の情報を共有する協定を締結し、石油燃料の運搬給油体制を確保する。

（人工透析患者等への対策）

- 22 人工透析等、衛生的な水を大量に必要とする患者を抱える病院に対し、平常時からの地下水活用など水源の多重化や、優先的に水道を復旧させる等の協力体制を構築する。また、下水道が使用できない場合にも備える。
- 23 入院患者や人工透析患者等の搬送手段の確保を図る。

（医師の確保）

- 24 離島等、現在、常駐医師がおらず、災害時の迅速な医療提供が困難な地域にあっては、人的被害を拡大させることから、平常時から人口減少・流出対策を含めた医師や薬剤師、看護師、介護士、事務員等の不足が解消される取組を実施するとともに、発災時に常駐医師がいないことに対する対応方策を検討する。

（社会福祉施設の災害対応機能の強化）

- 25 社会福祉施設の耐震化や非常用電源の確保など、災害対応機能の強化を図る。

（要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備）

- 26 各市町村における要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備を図る。

(要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築)

- 27 災害時において要配慮者に対し緊急的に対応を行えるよう、災害派遣福祉チームを編成するなど、民間事業者、団体等の広域的な支援ネットワークを構築する。
- 28 国立大学附属病院施設についても、各附属病院の長期整備計画に基づき、耐震対策や災害等非常時における地域の医療拠点として必要となる施設機能確保等、防災・減災機能強化を含めた施設整備を行う。

(住宅・建築物の耐震化、家具の転倒防止策等の促進)

- 29 そもそも多数の負傷者が発生しないよう、住宅・建築物の耐震化や外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止策等に取り組む。また、災害リスクの高い場所への過度な人口集中状態を緩和し、かつ地方の定住人口が少なくなりすぎて平時からの医療サービスを維持できなくなる状態を回避していくため、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策を検討し、取り組む。

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生

(避難所における良好な生活環境の確保等)

- 1 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等に基づき、スフィア基準等を踏まえた避難所の適切な設置・運営等に資する取組を推進する。
- 2 避難生活支援分野において、災害関連死の防止、避難生活環境の向上を図るため、避難生活支援における地域のボランティア人材を育成するスキルアップ研修を実施するとともに、当該人材を地域・避難所とマッチングするための仕組みを構築する。
- 3 避難所等における生活環境の安全・安心を確保し、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等を防ぐためには、多様なニーズに対応する必要がある、避難所運営を始めとする、男女共同参画の視点からの防災・災害対応の取組を推進する。また、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～（令和2年5月）」を踏まえ、行政機関のあらゆる災害対応において女性職員の参画を図るとともに、自主防災組織や消防団等の地域における女性防災リーダーと連携し、防災の現場における女性の参画を拡大する。

(避難生活における要配慮者支援)

- 4 高齢者や障害者、妊産婦などの要配慮者に配慮した生活環境の整備に必要な措置を講じる。また、避難所における通訳や生活衛生の確保に必要な専門的人材の確保を図ることなどにより、避難生活支援体制の構築を図る。また、要配慮者対策としての福祉避難所の指定の促進、被災者の受入可能な施設等の体制を構築する。

- 5 災害時に障害者が必要な情報を取得することができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備する。
- 6 県内における災害福祉支援ネットワークの構築および災害派遣福祉チームの設置など、災害時の福祉支援体制の整備を進める。

(被災者の健康管理)

- 7 被災地における精神保健医療機能を維持するため、DPAT の整備を進める。
- 8 主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。
- 9 大規模な自然災害の発生に伴い、地方公共団体において、感染症法に基づく消毒や害虫駆除等に必要な防疫業務用設備などの資材供給不足が起きないようにする等、必要に応じた対応が可能な体制を維持する。
- 10 夏季における自然災害発生時に開設された避難所等における熱中症対策を実施する。
- 11 保健医療行政の指揮調整機能等を応援するために派遣する DHEAT について、チーム員の育成を進めるとともに、活動体制の充実を図る。
- 12 保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る。
- 13 災害時歯科保健医療活動の体制整備及び人材確保を図る。
- 14 災害時の栄養・食生活支援活動の体制整備を図る。

(避難所の運営体制等の整備)

- 15 避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者、外国人等にも配慮した事前の利用計画策定を推進する。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保する。避難所の運営にあたっては、デジタル技術を活用するなど、効率化を図る。
- 16 ジェンダーバランスに配慮した避難所運営体制を確保する。
- 17 社会福祉に精通した職員・NPO 等の避難所運営への参画を図る。

(ペット防災の推進)

- 18 「災害時に人とペットが共生できる愛知」の実現を目指し、避難所におけるペット受入れ体制の整備等を推進する。

(避難行動要支援者への支援)

- 19 市町村における避難行動要支援者名簿の作成や活用、個別計画の策定を促進することなどにより、災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援をする。

(避難所以外への避難者の対策の促進)

- 20 車中避難や在宅避難など、多様な避難の在り方を踏まえて、「場所（避難所）の支援」から「人（避難者）の支援」への転換に適切に対応し、避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、対策を強化する。また、迅速な被災者支援のために市町村による被災者台帳作成の事前準備を促進する。

(避難所の耐震化等の推進)

- 21 洪水時において建築物の機能継続を図るため、「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン（令和2年6月）」を踏まえた対策を推進する。
- 22 学校施設の非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策や浸水・土砂災害対策、防災機能強化等を推進する。なお、私立学校施設の老朽化対策等については、設置者に委ねられるものであるため、設置者へ働きかける。
- 23 避難所となる施設等の耐震改修やバリアフリー化、避難場所となる施設等の屋上部分等への対空表示の標示（防災関係機関への地点番号のデータ配布）を行う。また、避難所における再生可能エネルギー等の導入、ライフラインの確保等を促進する。
- 24 下水道が使用できない場合に備え、マンホールトイレの整備など、衛生的なトイレの確保に関する取組を促進する。

(ごみやし尿の処理体制の構築)

- 25 ごみやし尿による避難生活環境の悪化を防止するため、発災後の様相を想定した、市町村によるごみやし尿の収集運搬体制・処理体制の構築を促進する。

(火葬体制の確保)

- 26 大規模災害により多数の死亡者が発生して被災地の火葬能力を超え、多数の遺体の火葬が行われない場合、感染症まん延や医療機関の収容能力の圧迫につながるおそれ等があるため、具体的で実効性のある広域火葬計画を策定する。

(地区防災計画の策定・充実の促進)

- 27 地区防災計画の策定・充実を図るため、引き続き、全国の実施状況や地区防災計画制度の効果の周知、優良事例の情報収集・横展開を実施する。

(住宅・建築物の耐震化等)

- 28 膨大な数の被災者が発生し、避難所が大幅に不足するのを可能な限り回避するため、住宅・建築物の耐震化や常時消防力の強化、消防団等の充実強化等を進める。また、指定避難所とされている公共施設の耐震化等を進め、収容力の低下を防ぐ。

(備蓄等の促進)

- 29 被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める。

(広域防災補完拠点の整備)

- 30 大規模災害が発生した場合に、各種の文教施設等が地域住民・施設利用者の避難所としての役割を果たすため、広域防災補完拠点として必要な役割（災害前における防災・減災教育拠点、災害時における災害対応補完拠点やこれらに対応するために必要なライフラインの機能強化及び災害後における心身の復興拠点）を担うための取組を引き続き実施する。

(避難に関する自治体の相互連携)

- 31 多数の避難者に相当する収容能力のある施設が不足する地域について、県・近隣市町村等の関係機関の施設の相互利用や、民間施設等の利用の可否について検討を進める。また、市町村域をまたいだ広域避難について、自治体間の災害時応援協定を基本とした、相互の避難者受入体制の整備を図る。

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(後方支援体制の構築)

- 1 都道府県や被災影響の少ない周辺市町村の職員が、被災自治体の災害対応の後方支援的業務（避難所への支援物資供給調整等）を担うなど支援体制の構築を進める。

(応急用食料や生活必需品等の調達)

- 2 食料物資や生活必需品が調達できない場合を回避するため、平時に民間事業者等の協力の下、応急用食料や生活必需品の調達可能量の調査を行い、備蓄等により物資の不足が生じないようにする。また、耐震性備蓄倉庫の整備を図る。

(物資調達・供給体制、受援体制の構築等)

- 3 広域受援計画や災害物流に係るマニュアルを整備し、物流体制の強化を図る。
- 4 避難所への物資を滞りなく届けるために、ラストマイルも含めた円滑な支援物資物流の実現に向けた取組を進める。
- 5 大規模災害時に、被災地で食料・飲料水等の生命に関わる物資供給を確実かつ円滑に行うために、輸送オペレーションのデジタル化を進め、訓練・演習を継続的に実施する。
- 6 民間企業による救援・支援物資の提供を円滑に実施するため、災害時であっても通信・ネットワーク機能の遮断を防止する対策を推進する。

(上下水道施設の耐震化等の推進)

- 7 災害等による大規模かつ長期的な断水リスクを軽減するため、上下水道一体となった耐震化や耐震性貯水槽などの代替性・多重性の確保を促進する。

(燃料供給の確保)

- 8 SS の燃料在庫能力の強化を図るとともに、SS における防災訓練を進める。
- 9 SS 過疎地等において災害時に燃料供給途絶が生じないよう関係自治体における対策を推進する。

- 10 大規模自然災害によって製油所等が被災した場合、燃料の供給が途絶するおそれがあるため、石油製品の備蓄を推進する。
- 11 災害発生時に燃料供給が滞った場合を想定し、自家発電の整備・稼働等により、地方公共団体・医療機関等が災害時でも機能確保できるように備える。
- 12 避難施設の機能維持、避難者の安全確保の観点から、災害時にも対応可能な天然ガス利用設備の導入を行うことで、避難者の安全性確保、災害時における重要施設の機能維持が図れるよう備える。
- 13 災害時の燃料として有効性が高い LP ガス・関連機器について避難施設や家庭等への普及を推進する。

(輸送ルートの確保対策の実施)

- 14 渡河部の橋梁流失や河川隣接区間の道路流失等の発生に伴い被災地へアクセスができず孤立が長期化することがないよう、その対策を推進する。
- 15 大規模災害時の救急救命・復旧活動を支えるため、緊急輸送道路の道路橋の耐震補強を推進する。また、交通麻痺により物資が運べなくなることが抑制できるよう、道路構造物の液化化対策を推進する。
- 16 大規模地震発災後の緊急輸送道路等の通行を可能とするため、実動訓練等を通じ、放置車両移動など対応能力を強化する。
- 17 被災地での生命に関わる物資・エネルギー供給の停止を防ぐため、また、全国各地で頻発する災害に対応し的確な支援活動が実施できるよう、災害支援に資する船舶への十分な災害支援機能の整備等を進める。
- 18 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止を防ぐために、現地に燃料等を輸送する体制づくりを進める。引き続き、訓練等を通じ関係機関との協力体制の強化に努める。

(迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備)

- 19 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。
- 20 非常災害時に迅速に航路啓開を実施し、一般水域において迅速な船舶の交通を確保し、緊急物資輸送船の早期入港を可能とするため、事前に必要な事項を BCP 等において検討・計画し、発災時においては、その計画に基づき作業を進める。

(港湾施設の耐震化等の促進)

- 21 気候変動により激甚化・頻発化する気象災害による災害リスクの増大や南海トラフ地震等の大規模地震の発生が切迫していることを踏まえ、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止を防ぐため、気候変動等を考慮した港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や、多様な者が連携・協働するための枠組、港湾機能を最大限活用した災害対応のための物流・人流ネットワークである「命のみなとネットワーク」の形成、効果的な事前対策や民間企業等の活動等を可能な限り円滑に継続できるようにするための港湾防災情報の高度化（DX）を推進する。

(農業水利施設の電源確保)

- 22 停電時において、農業水利施設の運転・監視等に最低限必要な電源の確保のため、非常用電源装置のほか、再生可能エネルギーの活用を推進する。

(食料・燃料等の備蓄)

- 23 地方の防災拠点として期待される「道の駅」の防災機能の充実、整備促進を図る。

(備蓄等の促進)

- 24 被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める。

2-5 想定を超える大量の帰宅困難者等の発生による混乱

(帰宅困難者等の受入態勢の確保)

- 1 大規模地震発生時に大量の帰宅困難者等が徒歩等により一斉帰宅を開始することを防止するため、宿泊施設や企業等と連携して、引き続き、企業等の施設内待機や拠点のない帰宅困難者等の待機場所の確保を促進する。

(帰宅困難者等対策の推進)

- 2 大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域及び主要駅周辺地域等の滞行者等の安全と都市機能の継続を図るため、都市再生安全確保計画等を策定・改定し、官民連携による一体的・計画的なソフト・ハード両面の対策を推進する。
- 3 大量の帰宅困難者等が徒歩等により一斉帰宅を開始した場合に、緊急車両の通行を妨げる等応急活動に支障を来すことを防ぐため、行政機関や鉄道事業者等の関係者が連携し、帰宅困難者等対策を推進する。
- 4 平時より、一斉帰宅抑制の基本原則の普及を図るとともに、災害時において帰宅困難者等が自ら適切な行動を判断するのに必要な情報を取得できる対策を推進する。
- 5 海上輸送機能が停止した場合、離島に帰宅する住民、離島へ滞在中の観光客等が長期の帰宅困難者等になることから、公共交通事業者等と連携しながら受入態勢の確保を図る。

(帰宅支援場所の整備)

- 6 想定を超える大量の帰宅困難者等の発生・混乱を抑えるため、一定水準の防災機能を備えたオープンスペースがない都市において、休憩・情報提供等の帰宅支援場所となる公園、緑地、広場等の整備を推進する。

(災害時の道路情報提供体制の強化)

- 7 災害時における情報提供が遅れないよう、AI による画像認識等も含めた道路管理用カメラ等の活用や、関係機関と連携した災害時の道路の通行可否情報の収集や提供に関する仕組みの構築と情報収集能力向上に向けた取組を推進する。

- 8 大都市圏における大量の帰宅困難者等の発生を抑制するため、鉄道施設の耐震対策・浸水対策、交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用、信号機電源付加装置等の交通安全施設等の整備、災害時における自転車の活用の推進、空港における護岸かさ上げ・排水機能強化による浸水対策、空港 BCP の実効性強化対策、流域治水対策、企業の本社機能の地方移転・拡充の支援等を推進する。

(観光客等滞留者への対応)

- 9 災害発生時における観光客の安全確保を図る。
- 10 訪日外国人旅行者等に必要な災害情報が伝わるよう、多言語化や IT を活用した分かりやすい情報発信等を進める。
- 11 災害発生時には、訪日外国人旅行者が必要とする災害の状況に応じた正確な情報発信（公共交通機関の状況、観光施設の営業状況に関する情報等）を行う。
- 12 訪日外国人旅行者に適切に情報を伝え、安全確保に係る情報収集を支援するため、愛知県多言語コールセンターにより訪日外国人旅行者からの緊急時の問合せに対応するなどの環境整備促進、観光案内所等での災害関連情報の発信強化を図る。
- 13 愛知・名古屋 2026 大会における災害時の安全確保を図る。

2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

(孤立集落等の発生を防ぐ施設整備等の推進)

- 1 災害時に孤立の可能性がある集落等へつながる道路の整備、道路法面の崩壊を防止するための法面保護やアクセスルートの多重化等を推進する。特にゼロメートル地帯等甚大な被害の恐れのある地域や中山間地域及び、半島部等では、耐震性や復旧性を備え災害時に機能するネットワーク整備を図る。また、空からのアクセスも可能となるようあらかじめヘリコプター離着陸適地の選定・確保・整備を図るとともに、孤立集落内との情報連絡手段の確保、集落内の避難生活の支援等を促進する。

(避難路等の確保の促進)

- 2 地域防災計画等に基づき、農林道等が避難路や迂回路に指定されていることを関係者間で常に共有する。また、避難路として利用可能な基幹林道の整備を推進する。
- 3 災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、道路等の啓開に必要な体制の整備、輸送に必要な装備資機材の充実等により、避難経路等の多様な提供手段の確保に向けた取組を推進する。

(被災状況の把握)

- 4 被災状況の把握においては、ドローン・衛星による画像データを AI 技術により画像解析すること等により、迅速かつ効率的に実施する。

- 5 災害時において孤立した集落の被災状況や住民のニーズを外部に伝えるための対策を推進する。

(孤立可能性集落に関する情報収集等)

- 6 孤立可能性のある集落について実態を把握する。

(離島における船舶発着岸壁の耐震強化促進等)

- 7 離島において、海上輸送・連絡が可能となるよう船舶の発着岸壁の耐震・耐津波対策、老朽化対策を促進するとともに、民間及び関係機関が所有する海上輸送設備を活用する。

2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生

(衛生環境の確保等)

- 1 大規模な自然災害の発生に伴い、地方公共団体において、感染症法に基づく消毒や害虫駆除等に必要な防疫業務用設備などの資材供給不足が起きないようにする等、必要に応じた対応が可能な体制を維持する。
- 2 災害時における感染症の発生・まん延を防止するため、平時から予防接種法に基づく予防接種を推進する。また、大規模な自然災害の発生に伴い、ワクチンや注射針など予防接種に必要な資材供給不足が起きないように、ワクチンや予防接種資材の全国的な在庫状況の把握に努める。
- 3 屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止する。

(医療活動を支える取組の推進)

- 4 自然災害時に被災地での医療活動を担う DMAT については、新興感染症等の感染拡大時に対応可能な隊員の養成に向けた感染症に係る研修等を実施する。
- 5 大規模災害発生時、被災自治体の指揮調整機能の混乱、業務量増加、人手不足が生じ、円滑に保健医療福祉活動が進められず、健康危機管理対応が困難となることが懸念されることから、こうした災害において防ぎ得る死と二次健康被害の最小化に対応するため、DHEAT が災害発生時に県に設置される保健医療調整本部や保健所等のマネジメント支援を実施し指揮調整機能が円滑に進むように備える。
- 6 大規模な自然災害時において疫病・感染症等のまん延を防ぐためには、被災地における医療関係者不足の解消や医療施設の防災機能確保などにより医療機能が麻痺しないようにする。

(避難所等における衛生環境の確保)

- 7 感染症まん延下における自然災害対応を円滑に実施するため、避難所の収容力の確保、水、食料、燃料その他の物資等の確保、プライバシーの確保や要配慮者等にも配慮した取組を推進する。
- 8 医療活動や避難所等における感染症対策に必要な資機材確保を支えるため、交通ネットワーク強化を図る。

(下水道施設の耐震化等)

- 9 大規模自然災害時においても、感染症のまん延を防ぐため、防災拠点や感染症対策病院等の重要施設に係る管路や下水処理場等の耐震化・耐水化等を推進し、下水の溢水リスクの低減を図る。

(住宅・建築物の耐震化の促進)

- 10 避難者の発生を抑制するため、住宅・建築物の耐震化を進める。

(3) 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱

(警察施設の耐震化等)

- 1 警察施設の耐災害性強化を促進するとともに、老朽化した警察施設の建て替えや、警察活動に必要な通信設備、通信指令設備の更新整備や、警察用航空機等の更新及び運用体制の強化、機動警察通信隊等の対処能力の更なる向上など、災害時における警察機能の確保を図る。また、地域特性や実災害を踏まえた実践的訓練や関係機関との合同訓練、ドローンの運用訓練を通じ、警察災害派遣隊の対処能力の更なる向上に取り組む等ハード・ソフト一体となって災害対処能力の一層の向上を図る。

(交通機能の確保)

- 2 信号機電源付加装置を始めとする交通安全施設等の整備や、環状交差点の活用等を進める。

(道路交通の混乱を最小限に抑える体制の確立等)

- 3 交通情報の集約や、官民の自動車プローブ情報の活用による迅速かつ的確な交通規制等を実施し、交通情報を一元的に提供することで道路交通の混乱を最小限に抑えるため、災害時においても安定して稼働する広域交通管制システムを運用する。

3-2 首都圏での中央官庁機能の機能不全による行政機能の大幅な低下

(情報伝達体制の確保)

- 1 被害情報を始めとする災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、国・地方公共団体・民間等関係機関との効果的な連携等、非常時においても業務を円滑に遂行するため、情報伝達ルート・設備の多重化を進める。

(首都圏が被災した場合のバックアップ機能等の強化)

- 2 首都や隣接県の機能不全等が発生した場合の代替（バックアップ）・支援機能の強化等も視野に入れながら、県営名古屋空港や名古屋港など中部圏における基幹的広域防災拠点の整備検討を進める。

3-3 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(自治体の業務継続計画の見直し)

- 1 災害対応現場の中心的役割を担う地方公共団体等の機能確保は、レジリエンスの観点から極めて重要であることから、複合災害を含め、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する。そのための業務継続計画については、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めるとともに、最新の知見を踏まえた情報システムの継続性を重視し、また、必要に応じて地域間で連携することも考慮しながら、逐次改訂する。

(行政職員の不足への対応)

- 2 被災市町村への応援体制を整備するとともに、国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。また、市町村間の応援協定の締結や市町村における受援計画の策定など、受援体制の整備を促進する。
- 3 防災訓練や研修等を定期的に実施し、連絡手段の実効性の確保や、スキル・ノウハウの取得、受援体制の強化等を図り、どのような事態でも臨機に対応することで限られた人員でも十分な機能を確保できるよう、災害対応経験のある地方公共団体 OB・OG の活用についても考慮しつつ、検討する。その際、通信設備の整備・強靱化、システムの統合・標準化を通じて、操作性に配慮したデジタル機器を導入する。

(公共施設等の耐震化等の推進)

- 4 公共施設等の耐震強化や非常用電源の整備を進める。

(防災拠点等の電力確保等)

- 5 災害拠点病院、防災関連施設等の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図る。

(業務バックアップ拠点となり得る施設の耐震化等)

- 6 庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る、学校、公立社会教育施設、社会体育施設等の耐震化等を促進する。

(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等)

- 7 災害情報システムや通信手段が、一部の地域若しくは県全体にわたって途絶えることのないよう、情報通信機能の脆弱性評価を行い耐災害性の強化、高度化を図るとともに、情報伝達ルート多重化を進める。

(情報発信体制の強化)

- 8 逃げ遅れを防ぐための情報発信や救助要請等の情報収集・共有等への SNS 活用を検討する。また、個人が発信する SNS 上の災害関連情報の信憑性確保に係るシステム活用を検討する。

(タイムラインの策定)

- 9 最大規模の洪水・高潮等に係る浸水想定を踏まえ、関係機関が連携した広域避難、救助・救急、緊急輸送等ができるよう、協働してタイムラインを策定する。
- 10 大型台風等の接近時などの実際のオペレーションについて、関係者が情報を共有し、連携しつつ対応を行うための関係者一体型タイムラインを策定する。

(被災者支援の取組等)

- 11 被災者台帳の作成等に関して、実務指針をもとに、災害発生時に市町村において被災者台帳を迅速に作成し利用できるよう取り組む。

(応急活動等の継続のための事前対策)

- 12 関係機関が応急活動、復旧・復興活動等を継続できるよう、庁舎や消防署、警察署等の重要施設の浸水リスクが低い場所への立地を促進するほか、浸水防止対策やバックアップ機能の確保等を盛り込んだ BCP の策定を促進する。

(災害応急対策の実施体制の確立)

- 13 降雨時の気象状況、気象等特別警報・警報、洪水予報、土砂災害警戒情報、台風情報等の防災気象情報を収集し、災害の発生が予想される場合には、職員の参集、災害対策本部の速やかな設置等により災害即応態勢の確保を図る。

(国・県・市町村間の連携強化)

- 14 市町村の避難指示等に関する意思決定に対する県からの助言の実施や気象台から県への要員の派遣など、国・県・市町村間の連携強化・情報共有を図る態勢をあらかじめ整備する。

(火葬体制の確保)

- 15 大規模災害により多数の死亡者が発生して被災地の火葬能力を超え、多数の遺体の火葬が行われない場合、感染症まん延や医療機関の収容能力の圧迫につながるおそれ等があるため、具体的で実効性のある広域火葬計画を策定するなど火葬体制の確保を図る。

(遺体の処置体制の確保)

- 16 大規模災害時における遺体の埋火葬等の円滑な実施体制の確保のため、災害時の遺体の埋火葬・保管に係る資機材の確保を図る。

(4)「産業首都あいち」の経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

(個別企業BCP策定等の促進)

- 1 BCP 未策定企業については、BCP の重要性の理解促進が課題であることを踏まえつつ、製造業、物流事業者、及び製造業と物流事業者の連携による BCP の策定等を引き続き促進する。中小企業に対しては、災害時の対応を含めた保険会社や商工団体、金融機関等の支援機関への普及啓発や、BCP の策定・充実やそれに基づく対応・体制確保の支援等を通じ、事業継続力強化計画の認定数の増加を図る。また、実効性を高めるため、災害時オペレーションの改善や事業拠点の分散等にも留意する。
- 2 水害に対する対策を実施している企業は少ないことから、企業等の被害軽減や早期の業務再開を図るため、代替機能の確保、重要な資料やデータ等の上層階等への搬送、電力等が途絶した時の代替手段やサプライチェーンにおけるリダンダンシーの確保等の具体的な内容を定めた、水害も対象とした BCP の作成や浸水防止対策の実施を促進する。

(民間企業における事業継続に資する取組の促進)

- 3 「地域再生法」に基づく本社機能の移転・拡充に対する支援を通じて、企業の本社機能が東京圏に集中することによる本社機能の途絶防止に寄与する。
- 4 利用する港湾・空港が被災した場合の代替ルートを確認し、経由する民間物流拠点の耐災害性強化を図る。
- 5 地震後においても事業活動を継続するため、事業の用に供する建築物の倒壊・崩壊等の被害を最小限に抑える。
- 6 「中小企業強靱化法」に基づき、中小企業の災害対応力を高めるとともに、中小企業の事業活動継続に向けた支援を行う。
- 7 災害からの復旧復興における雇用対策として、雇用の維持・確保への取組や情報発信を推進する。

(地域連携BCP策定の促進)

- 8 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するため、企業ごとの BCP 策定に加え、コンビナート、工業団地等重要な産業施設において、一企業の枠を超えて地域単位で事業継続力強化を図る地域連携 BCP の普及を図るとともに、訓練等を通じて実効性を高める。

(物流事業者BCP策定の促進)

- 9 物流事業者の BCP について、企業毎の BCP 策定に加え、物資輸送に係る物流専門家の派遣、育成、救援物資の第一次集約拠点の検討などを含めた企業連携型 BCP の策定を促進する。

(港湾BCPの推進)

- 10 災害時における臨海部の避難計画や、港湾施設の応急復旧から港湾機能の回復までを迅速かつ効率的に進めるための港湾 BCP を確実に推進する。

(サプライチェーン確保のための人材育成)

- 11 石油化学業界等の多様な産業の原材料となる物資のサプライチェーンの確保に当たっては、被災リスクの軽減、災害発生時の供給施設の被害の把握等に関する知識とノウハウを持ち、プロセス全体を把握することができる人材の育成に努める。

(あいち・なごや強靱化共創センターにおける取組の推進)

- 12 あいち・なごや強靱化共創センターにおいて、愛知県・名古屋市の強靱化を推進するための取組を、引き続き産学官で戦略的に行う。

(愛知県の強靱化に資する適切な民間資金の活用)

- 13 様々な主体との役割分担の中で、県が実施すべきとされた施策についても、民間の活力を活用する各種の手法を検討し、更なる民間活力の導入を推進する。

(耐災害性を高める施策等の推進)

- 14 効果的な海上交通管制の構築、航路啓開計画の策定、道路の防災対策や無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化に加えて、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の物流施設・ルート等の耐災害性を高める施策等を推進する。

(道路ネットワークの整備、道路・港湾・空港施設の災害対策の推進)

- 15 ものづくり愛知の生産拠点と名古屋港、三河港、衣浦港、中部国際空港などの物流拠点を結ぶ、国道 23 号名豊道路、国道 153 号豊田北バイパス、国道 155 号豊田南バイパス、国道 302 号、西知多道路を始めとする幹線道路ネットワークの整備を推進し、名岐道路、浜松湖西豊橋道路の早期事業化や、一宮西港道路、名古屋三河道路の計画の具体化に向けた取組を進める。また、道路の防災、地震対策や無電柱化、港湾・空港施設の耐震・耐津波強化対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する。

(水の安定供給)

- 16 水資源関連施設の改築や建設により、水資源の安定確保や多水源化を図り、大規模自然災害発生時においても、安定供給が可能となる給水体制を目指す。また、異常渇水や火山噴火による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等を実施する。特に、現行の用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行うとともに、水循環基本法（平成 26 年法律第 16 号）、「水循環基本計画」（平成 27 年 7 月 10 日閣議決定）に基づき、水資源関連施設の機能強化、既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を進める。

4-2 コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発等に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

(石油コンビナート等防災本部を中心とした防災体制の強化)

- 1 石油コンビナート等防災本部を中心とした防災体制の強化を図るため、実効性のある防災訓練を継続的に実施する。また、海上災害への対応能力を強化するため、資機材の整備・維持管理や、コンビナート総合防災訓練、船舶火災消火訓練、排出油防除訓練等、地域の特性にあわせた関係機関合同の災害対応訓練を実施し、連携強化を図る。

(スマート保安の普及)

- 2 保安人材の担い手不足が懸念される中、ドローンや AI、音や臭い、振動などのセンシング技術といったデジタル技術を活用し、人が点検することが困難な場所の設備の点検頻度を高める等、技術開発や人材育成を進め、スマート保安の更なる普及を図る。

(有害物質等の流出防止対策)

- 3 火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活環境に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、製油所設備などの耐震化等の対策を促進するとともに、関連する施設設備の更新・補修を適切に実施する。
- 4 有害物質が流出する兆候がある場合を想定し、Lアラート等から情報を関係機関、地域住民等に知らせる手順を整理する。
- 5 有害物質等の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、有害物質等の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備・訓練・研修を行うことにより有害物質等の漏えいへの対応力を高める。
- 6 複数の都道府県が被災するような大規模災害の場合においては、国と連携し、地域間で協力して対応する。
- 7 技術指針に適合していない休廃止鉱山の集積場や坑道について、自然災害時に有害物質等が拡散・流出しないよう、対策を進める。
- 8 水素等の次世代エネルギーについても、遺漏なく安全確保対策を推進する。
- 9 災害時に有害物質の流出等を住民等へスムーズに情報提供できるよう、化学物質関連の届出等の情報の有効活用を図る。

(石綿飛散防止対策)

- 10 災害発生時の倒壊建築物等からの適切な石綿除去作業が実施されるよう、立入検査等の機会を捉え、解体業者に対し「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」に従った対策の徹底を指導する。また、所有者に対しても、平常時から吹き付け石綿及び石綿含有吹き付けロックウールの飛散防止に向けた対策の推進を働きかける。
- 11 災害発生時に速やかに石綿飛散防止等の応急対応を実施するため、平常時から、石綿使用建築物等を把握するとともに、災害時の石綿飛散・ばく露防止体制の整備、応急対応に必要な資機材の確保等について検討を進める。

- 12 地震や津波により生じる石綿管の浮き上がり、露出による破損やその処理の際に発生する石綿の飛散を未然に防止するため、石綿管から塩ビ管等への更新を進める。

(PCB廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減)

- 13 保管中の PCB 廃棄物の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、保管事業者に対し、PCB 廃棄物の適正な保管や早期の処分完了を指導する。また、県有施設の中には災害時に避難場所として使われるものが多いため、特に早期に処分を完了させる。

(環境測定機能の強化)

- 14 大規模自然災害発生時にも、環境面における県民の安全・安心を確保するため、環境調査センターにおける環境測定機能を強化する。

4-3 海上輸送の機能停止による海外貿易、複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響

(海上輸送機能に係る災害対応能力の強化)

- 1 気候変動により風水害が激甚化・頻発化する傾向にあること、くわえて、大規模地震の発生が切迫していることを踏まえ、港湾施設の耐震・耐波性能の機能強化を推進する。
- 2 航路標識の老朽化等対策・耐災害性強化等を計画的に進める。

(海上輸送拠点の耐震化等の促進)

- 3 陸上輸送の寸断に備え、名古屋港、三河港及び衣浦港等において、耐震強化岸壁の確保や防波堤の粘り強い構造への強化など、港湾における地震・津波対策を着実に推進する。
- 4 港湾内に民間事業者が保有する護岸や岸壁等の耐震改修を促進する。

(物流施設・ルートの耐災害性の推進)

- 5 災害時においても港湾物流機能を確保するため、港湾の主要な橋梁の耐震化及び段差対策の推進等、物流ルートや物流施設の耐災害性を高める取組を推進する。

(名古屋港ポートアイランドの土砂流出対策)

- 6 社会経済上重要な航路閉鎖とならないよう、ポートアイランドの土砂流出対策を実施する。

(港湾BCPの充実)

- 7 港湾 BCP の実効性を高めるため、関係機関と協働による港湾 BCP 訓練を継続的に実施し、PDCA サイクルを通じて更なる見直し・改善を図る。

(災害時の空港機能確保)

- 8 地震・台風・高潮等、想定される各種の自然災害が発生した場合でも、国際航空輸送機能に甚大な影響が及ばないよう、滑走路等の耐震対策や浸水対策などのハード対策と、実効性

強化のための「A2-BCP」に基づく訓練の実施、及び火山灰や乱気流等に関する防災気象情報の活用促進や解説強化等によるソフト対策を引き続き進める。

4-4 金融サービス等の機能停止による県民生活・商取引等への甚大な影響

（郵便サービスの確保）

- 1 郵便サービスの停止を防ぐため、日本郵便（株）において、必要に応じて BCP の見直しを行い、実効性を確保するとともに、交通の麻痺が生じないよう道路防災対策等を進める。

（金融機関における防災対策の推進）

- 2 全ての主要な金融機関等において早期に BCP 策定、システムや通信手段の冗長性の確保、店舗等の耐震化、システムセンター等のバックアップサイトを確保する。
- 3 金融関係機関合同の防災訓練を定期的実施し、その結果を基に BCP を見直し、実効性の維持・向上を図る。
- 4 災害時に備え、紙情報の電子化、電子化されたデータファイルやプログラムのバックアップ等、顧客データの安全対策を講じる。
- 5 現金、預金口座情報等を失った被災者が預金の引き出し等を行うことができるよう、預金口座へのマイナンバー付番等を進める。

4-5 食料等の安定供給の停滞に伴う、県民生活・社会経済活動への甚大な影響

（食品産業事業者等の災害対策の強化）

- 1 漁港管理者や漁協等に対して BCP ガイドラインの普及を行い、漁場から陸揚げ、加工・流通に至る漁業地域を一体的に捉えた BCP の策定を促進する。BCP においては、停電による生産・流通機能への影響を踏まえた非常用電源の確保などの対策を位置付ける等、停電時でも稼働できる体制の構築を進める。
- 2 農地や農業施設等の被害の軽減や速やかな経営再開のため、農業版 BCP に対する知識や作成方法等を普及する。
- 3 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、園芸産地における複数農業者による BCP の策定を促進する。また、食品サプライチェーン全体の連携・協力体制の構築の促進・普及啓発、事業者による BCP の策定を促進する。
- 4 生鮮品管理上、不可欠な冷蔵庫・製氷機を有する生産拠点においては、非常用自家発電設備を整備するなど停電時でも稼働できるよう対策を進める。
- 5 平素からの取組として、適切かつ効率的な備蓄の運用、安定的な輸入の確保を図る。また、緊急時には、備蓄の活用、輸入の確保といった対策を推進する。
- 6 食料調達・供給システムの運用に不可欠な情報通信サービス・電力供給システムの強靱化やバックアップ体制の確保、物流施設・倉庫の耐災害性強化等を行う。

(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)

- 7 農林水産業に係る生産基盤等については、ため池等の農業水利施設の耐震化、漁港施設の耐震化・耐津波化、卸売市場の施設整備、農業水利施設や農道橋、林道橋、漁港施設等の保全対策等、総合的な防災・減災対策を推進する。
- 8 農業水利施設の GIS データ整備や、農地浸水マップの作成、農業農村整備に関する防災・減災等に係る新技術の活用等により、農業農村整備に係る防災・減災対策を促進する。

(物流インフラ網の構築)

- 9 川上から川下までサプライチェーンを一貫して途絶させないため、道路橋梁の耐震化や港湾、空港等の物流インフラの耐震化、輸送モード相互の連携、平時における産業競争力強化の観点も兼ね備えた物流インフラ網の構築を進める。

4-6 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(上水道、工業用水道及び農業水利施設の耐震化等の推進)

- 1 上水道、工業用水道及び農業水利施設の耐震化等の耐災害性強化対策や長寿命化も含めた戦略的な維持管理・機能強化、供給支障発生時の早期復旧を可能とするためのデジタル技術を活用した遠隔監視等を進める。

(水資源の有効な利用等の普及・推進)

- 2 大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、節水に関する指導・助言やポンプの貸出し等、総合的に渇水対策を実施する。

(水の安定供給)

- 3 災害時に被災した水道施設の応急復旧や応急給水、工業・農業用水との調整による水道原水のバックアップが円滑にできるよう、水道施設台帳のデジタル化、情報連絡・活動体制に係る訓練、応急給水施設の整備、資機材の確保等の強化を総合的に図る。
- 4 気候変動等の影響により、渇水が更に深刻化するおそれがあることから、関係者が連携して渇水による影響・被害を想定した上で、渇水による被害を軽減するための対策や危機時の代替水源の確保等の取組を推進する。
- 5 工業・農業・水道用水の供給不足が生じた場合における、限られた水量でそれぞれの生産活動・生活への影響を最小限に抑えるための相互融通、バックアップ体制を事前に構築する。

4-7 農地・森林等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下

(農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備)

- 1 農山漁村集落が衰退・消滅し、地域コミュニティが低下することによる、国土保全や水源涵養等の農業・農村等の有する多面的機能の低下を防ぐため、地域における共同活動の継続

的な実施を通じて、地域防災力の向上にも資する農村等のコミュニティの維持・活性化を図る。

- 2 農村において集落機能を維持するため、農業生産基盤や農村生活環境の適切な整備を推進する。
- 3 森林の適切な管理や木材利用の推進に向け、林業の担い手の確保等を推進する。
- 4 豪雨等の発生と森林の管理不足等の連鎖によって生じる山地災害の発生や森林の被害を防止するため、引き続き、CLT 等の建築用木材の供給・利用の促進を強化し、森林の国土保全機能の維持・発揮を推進する。

(農地等の荒廃防止)

- 5 農山漁村集落の衰退・消滅（地域コミュニティ機能の低下）を防ぐため、農山漁村における就業の場の確保、所得の向上及び雇用の増大を実現し、地域活性化を図る。
- 6 遊休農地の適切な管理を、地域の実情に応じて推進する。

(適切な森林の整備・保全)

- 7 豪雨災害等による林地の被害の拡大を防ぐためには、山地災害防止や水源涵養等の森林の公益的機能の発揮が重要であることから、間伐及び主伐後の再造林の確実な実施と、これらの実施に必要な強靱で災害に強く代替路にもなる林道の開設・改良を推進する。あわせて、近年の災害を踏まえ、鉄道等の重要インフラ施設周辺の森林整備を推進する。また、森林被害を防止するための鳥獣害対策を推進する。
- 8 大規模な山地災害等による多数の死傷者の発生防止のため、治山対策による荒廃山地・溪流の整備を推進し、地域の安全・安心を確保する。また、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加、豪雪等により、山地災害が激甚化する傾向にあることを踏まえ、治山対策を推進する。特に、尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の頻発化、広域にわたる河川氾濫など災害の発生形態の変化等に対応して、流域治水と連携しつつ、地域の実情に応じて生物多様性にも配慮しながら、山地災害危険地区等におけるきめ細かな治山ダム配置などによる土砂流出の抑制等を図るとともに、これらに係るハード対策と併せて山地災害危険地区に係る情報提供等のソフト対策を一体的に実施し、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図る。

(適切な公園施設の整備・長寿命化対策の推進)

- 9 近年の台風や豪雨等により自然公園等施設の被災が増大しているため、引き続き自然公園等施設の老朽化対策、災害時の影響軽減、自然生態系の再生に係る施設整備等に取り組む。

(野生鳥獣による食害対策等の推進)

- 10 ニホンジカ等野生鳥獣による食害等は、森林の公益的機能の発揮にも影響を及ぼしているため、適正な鳥獣保護管理を推進する。特にニホンジカについて、広域的な捕獲を推進する等、捕獲強化を継続する。
- 11 遊休農地の増加を防止し、農業の有する多面的機能の維持を図るため、野生鳥獣による農作物被害の防止に向けた対策を推進する。

12 野生鳥獣の捕獲等を行う事業者や鳥獣の保護管理を担う人材の確保・育成を推進する。

(海岸の漂流・漂着物等の撤去)

13 災害時に海岸に大量の漂流・漂着物が発生した状況下では、生態系を含む海岸の環境の悪化、海岸保全機能の低下、漁業や海上交通ネットワークへの影響等が生じることから、速やかな回収・処理等を実施する。

(海岸防災林の整備・強化)

14 大規模津波による多数の死傷者の発生防止や浸水被害の防止・軽減のため、まず、海岸防災林による津波エネルギー減衰効果等を確実に発揮できるよう整備・強化を進める。

(自然と共生した多様な森林づくりの推進)

15 自然災害への暴露の回避及び脆弱性の低減の両面から、現場における Eco-DRR の取組を更に進める。また、生態系の被害の拡大に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下を防ぐためには、国土全体で健全な生態系を保全・再生する。

16 山地災害防止等の森林の公益的機能の低下を防ぐため、地域住民と地域外関係者等が一体となった森林の保全管理や山村活性化の取組、森林境界の明確化を通じた施業の集約化により地域の森林の整備を推進する。

(5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等)

- 1 災害情報システムや通信手段が、一部の地域若しくは県全体にわたって途絶えることのないよう、情報通信機能の脆弱性評価を行い耐災害性の強化、高度化を図るとともに、情報伝達ルートの多重化を進める。
- 2 災害情報を全ての県民が受け取ることができるよう、J アラートと連携する情報伝達手段の多重化を促進する。
- 3 全ての住民が災害情報を迅速かつ確実に受け取ることができるよう、ICT 技術等を活用した情報伝達手段の多重化・強靱化、地方公共団体やライフライン事業者、多様なメディア等による J アラートの更なる利活用を推進する。
- 4 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察、消防、自衛隊、海保等の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上や小型無人機等の新技術活用等を図る。

(緊急通報の事業者間ローミング実現に向けた検討)

- 5 大規模災害時等の非常事態への対処として、緊急通報の事業者間ローミングを電気通信事業者間の連携・協力により実現するため、運用面や技術面における具体的な課題を整理しつつ検討を進める。

(放送設備等の防災対策)

- 6 災害時における被災情報、避難情報等の入手手段として大きな役割を果たすテレビ・ラジオ放送が途絶することのないよう、放送設備の多重化等の対策を推進する。

(河川情報の冗長化の推進)

- 7 きめ細かな河川情報の発信サービスや予測技術等の高度化を促進し、水害時における県民の適切な避難行動につなげるため、オープンデータ化を含めた河川情報の提供を推進するとともに、それらの情報を確実に県民に提供するため、河川情報の冗長化を推進する。

(情報・データ活用環境の整備)

- 8 電力会社等の民間インフラ事業者が保有する情報・データのうち、円滑な災害対応や被災者支援に役立てることができるものについて、個人のプライバシーは確保した上で有効活用可能な環境を整備する。

(情報通信インフラの整備)

- 9 耐災害性、効率性、利便性及び冗長性の観点から、離島を含むすべての地域におけるブロードバンド環境を維持する。また、大規模災害時には契約キャリアに依存せず、すべての人が公衆無線 LAN を使えるよう、災害用統一 SSID「00000JAPAN」の普及・啓発を図る。
- 10 電気通信設備の損壊又は故障等に係る技術基準について、災害による被災状況等（通信途絶、停電等）を踏まえ適宜見直しを実施することとなっており、各事業者は当該基準への適合性の自己確認を継続する。

(道路被害情報共有の強化)

- 11 大規模自然災害時の道路被害情報を共有する道路情報システムについて、道路啓開情報も含めた情報を有効かつ効率的に収集・共有するためシステム連携の強化を図る。

(臨海部への災害情報提供)

- 12 大規模自然災害時の港湾施設被害情報や復旧見通し等の情報を有効かつ効率的に共有するシステム等の仕組み作りを進める。

(水防テレメータシステムの整備)

- 13 県管理河川の水位等に関する観測、情報設備の維持・更新を適切に行うとともに、必要に応じて、水位計・河川監視カメラ等を増設し、洪水時における河川水位等の情報伝達体制の充実を図る。

(土砂災害監視システムの整備)

- 14 土砂災害警戒情報等の継続的な配信のため、土砂災害監視システムの維持・更新を適切に行い、情報伝達体制の充実を図る。

(情報伝達手段・体制の確保)

- 15 情報伝達体制の維持を図るため、防災行政無線、警察・消防等の通信施設及び民間放送事業者（テレビ局、ラジオ局）の中継施設の耐震化を推進するとともに、自家発電装置の設置やその燃料を確保し、電源を確保する。
- 16 また、災害時にも新聞の発行を継続するために、編集用・輪転機用の非常用電源の確保や輪転機を設置する建物の耐震化を実施するほか、他地域の新聞社との間における緊急時相互発行の協定の締結を進める。

(外国人に対する的確な情報発信のための体制強化)

- 17 災害発生時には、訪日外国人旅行者が必要とする災害の状況に応じた正確な情報発信（公共交通機関の状況、観光施設の営業状況に関する情報等）を行う。
- 18 外国人県民が災害時に的確な避難行動ができるよう、知識の普及、避難情報の多言語対応、地域コミュニティへの参画を推進する。

(情報伝達手段の多様化の推進)

- 19 訪日外国人旅行者等に必要な災害情報が伝わるよう、多言語化やITを活用した分かりやすい情報発信等を進める。

(効果的な教育・啓発の実施)

- 20 住宅・建築物の倒壊や家具転倒等による被害等の軽減・防止を図るため、耐震診断・耐震改修等による住宅・建築物等の耐震化、家具等の転倒防止対策を促進するとともに、主体的な避難行動を促進するため、ハザードマップの作成・周知など早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取組を推進する。

(避難指示等の発令)

- 21 市町村が行う避難指示等の発令については、住民等が適切な避難行動をとれることを基本とし、空振りをおそれず、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する。また、関係機関が連携して、説明会の開催やデータ提供等、専門的知見に基づく市町村への技術的助言等を行う。さらに、要配慮者や観光客等に対しても避難指示等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずる。
- 22 避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するとともに、そのような事態が生じ得ることを住民にも平常時から周知する。
- 23 市町村の避難判断プロセスの効率化、災害対応業務の省力化を図るため、愛知県防災情報システムの運用を引き続き行うとともに、市町村への導入を促進する。

(状況情報を基にした主体的避難の促進)

- 24 最大規模の洪水・高潮・内水に係る浸水想定区域図を作成・公表することなどにより、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開する。また、住民の避難力の向上に向けて防災知識の普及に関する施策を展開する。さらに、現在発表されている気象予警報等の各種

防災情報について、必要な改善等を進め、丁寧で適切な情報提供に努めるほか、避難を促す状況情報の提供を行う。

(避難の円滑化・迅速化)

- 25 災害発生前のリードタイムを考慮した避難ができるよう市町村における避難に関するタイムラインや避難計画の策定、これらに基づく避難訓練の実施等を促進するための方策を検討し、避難行動要支援者等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るための事前の取り組みの充実を講じる。
- 26 データセンターが東京圏に集中しており、また国内の海底ケーブルは主に太平洋側に敷設されていることから、地方分散によりデジタルインフラの強靱化を進める。

5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

(電力供給ネットワーク施設の耐災害性強化)

- 1 発電所・製油所・天然ガス等の大型プラントの耐災害性強化を推進する。
- 2 送電塔等の災害対策を強化する。

(電力設備等の早期復旧体制整備の推進)

- 3 災害時を含め、電力融通の更なる円滑化等のための送電網整備に関するマスタープランを踏まえ、関係者による継続的な訓練等、関係する取組を着実かつ迅速に進める。
- 4 大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、県や市町村による倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進める。
- 5 ライフライン事業者の早期の災害復旧作業につなげるため、関係機関との連携を図る。
- 6 電力事業者は、現場の情報を迅速に収集・共有する体制を整備し、停電の早期復旧やユーザーへの迅速かつ適切な情報発信を行う。

(自立・分散型エネルギーの導入の促進等)

- 7 大規模災害による停電時にも、自立運営が可能な機能を有する都市、ビル、避難所等の整備を進める。その際、再生可能エネルギーや廃棄物処理から回収できるエネルギー等、多様なエネルギーを活用しながら進める。
- 8 再生可能エネルギーや水素エネルギー、コジェネレーションシステム、LP ガス等の活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する。

(停電時における電動車等の活用)

- 9 停電している避難所や住宅等へ、非常用電源として電力供給が可能な電動車等の活用を推進・促進する。

5-3 都市ガス供給・石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

(エネルギー供給能力を維持する施設やシステムの強化)

- 1 製油所設備や高圧ガス設備について、製油所の耐性評価を踏まえた設備の耐震強化（耐震・液状化対策、設備の安全停止対策等）や護岸の強化等を進めるとともに、高圧ガス設備について、南海トラフ地震を想定した耐震設計基準の見直しに対応することにより、設備の耐震化を着実に推進する。
- 2 経年劣化したガス管について、耐震設計指針を周知し、耐食性・耐震性に優れたポリエチレン管への取替えを推進する。また、ガス供給の迅速な復旧に関する訓練等について継続する。

(計画に基づく訓練の実施、改善)

- 3 災害時石油供給連携計画及び災害時石油ガス供給連携計画、系列 BCP について、引き続き実動訓練等を実施することで、最新の知見を踏まえた継続的な改善を推進する。

(民間事業者との連携による燃料の確保)

- 4 サービスステーションの石油燃料の流通在庫について、石油商業組合と災害時の優先供給協定を締結し、燃料を確保する。また、災害時に円滑な燃料供給が可能となるよう石油連盟と防災拠点施設等の燃料貯蔵施設の情報を共有する協定を締結し、石油燃料の運搬給油体制を確保する。
- 5 LP ガス協会と災害時の優先供給協定を締結し、災害時における LP ガスの確保を図る。

(燃料輸送対策の推進)

- 6 発災後の迅速な燃料等輸送経路の啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実を図るなど、製油所・油槽所が存在する重要港湾以上の港湾における関係者が連携した港湾 BCP について、実効性を確保する。
- 7 燃料等の供給ルートを実実に確保するため、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備、輸送基盤の地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等を着実に進める。

(SS・LP ガス中核充填所の災害対応力の強化)

- 8 SS の燃料在庫能力の強化や災害訓練等を通じ、災害時に地域のエネルギー拠点となる SS・LP ガス中核充填所の災害対応力の強化を推進する。また、燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆる SS 過疎地問題の解決に向けた対策を推進するほか、燃料備蓄など需要家側の対策についても支援を強化する。

（スマート保安の推進）

- 9 保安人材の担い手不足が懸念される中、ドローンやAI、音や臭い、振動などのセンシング技術といったデジタル技術を活用し、人が点検することが困難な場所の設備の点検頻度を高める等、技術開発や人材育成を進め、スマート保安の更なる普及を図る。

（中部圏の産業活動を守るための産学官連携による取組の推進）

- 10 産業活動を支えるインフラやライフラインの相互依存関係や脆弱性を整理するとともに、限られた人的・物的資源の効率的な配分、事前・事後におけるハード対策等の優先順位の立案に向けた検討を産学官連携により進める。

5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

（上下水道施設の耐震化等の推進）

- 1 災害等による大規模かつ長期的な断水リスクを軽減するため、上下水道一体となった耐震化や耐震性貯水槽などの代替性・多重性の確保を促進する。

（水道施設の防災対策の強化）

- 2 水道施設故障時の応急対応を早期に行うためには、災害等のリスクをあらかじめ想定することや施設の現状の適切な把握が重要であることから、危機管理マニュアルの策定及び施設平面図のデジタル化等を引き続き促進する。
- 3 上水道、工業用水道施設について、地震防災対策実施計画等に基づき、耐震性の不足している施設の耐震化を推進する。また、水道事業者等と連携した訓練等により応急給水の充実に図る。
- 4 上水道、工業用水道の管路更新（耐震管への更新）及び基幹管路の2条化などの管路整備を計画的に進める。
- 5 上水道、工業用水道の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図る。

（下水道施設の耐震化等の推進）

- 6 下水処理場や管路等の耐震化・耐水化を推進する。
- 7 下水道事業についての事業継続計画の充実に図る。

（農業集落排水施設等の耐震化等の推進）

- 8 農業集落排水施設・漁業集落排水施設の耐震性や老朽化状況等の診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策、耐震化等を着実に推進する。

（浄化槽の整備）

- 9 生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。また、位置情報を付与した浄化槽台帳システム整備を進め、設置・管理状況の把握を推進する。

(汚水処理施設の防災対策の強化)

- 10 汚水処理施設の耐震化・耐水化等の推進と合わせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を図る。

(代替水源の確保)

- 11 被災時の生活用水等の確保を図るため、防災井戸や貯留槽、貯留タンク等の代替水源を確保する。

5-5 太平洋ベルト地帯の幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(交通施設の防災対策の推進)

- 1 災害に強い国土幹線道路ネットワークの機能を確保するため、高規格道路のミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化、三大都市圏や地方都市の環状道路の整備等を引き続き推進する。
- 2 災害時の広域避難や救援物資輸送のルートを確保するため、高規格道路等へのアクセス性の向上や緊急輸送道路等の強化を図る。
- 3 その他、道路橋梁の耐震補強、道路の土砂災害防止対策、緊急輸送道路の無電柱化対策、道路の啓開に係る体制整備などを推進する。
- 4 ライフサイクルコストの低減や効率的かつ持続可能な道路施設の維持管理の実現のため、施設の機能や性能に不具合が発生する前に修繕等の対策を講じる予防保全によるメンテナンスへ早期に移行するための措置を集中的かつ計画的に実施する。
- 5 大規模災害時には、被災地への初期移動が困難な状況や各種の災害対応による道路管理者の職員不足も想定されることから、遠隔から網羅的に道路状況が確認できる体制を確保する。
- 6 災害時においても道路交通の安全を確保するため、引き続き道路の交通安全対策を推進する。
- 7 地方公共団体が策定する地域防災計画への位置付けを踏まえ、「防災道の駅」や「防災拠点自動車駐車場」を中心に「道の駅」の防災機能強化を推進しつつ、引き続き防災設備の整備、BCPの策定等の災害対応の体制の構築を推進する。
- 8 災害時に機動的であるという自転車、バイクの特性を踏まえ、災害対応や移動の混乱・混雑等を招かないことに留意しつつ、避難、救助、人員・物資の輸送等への自転車、バイクの活用を推進する。
- 9 地方公共団体が作成する地域再生計画に基づき、道（市町村道、広域農道、林道）など所管省庁が異なる類似施設の一体的な整備を通じた連携強化の取組を引き続き推進する。

- 10 地震発生時に緊急輸送道路の通行機能を確保するため、緊急輸送道路等の沿道建築物の倒壊による道路閉塞を未然に防ぐ。
- 11 自然災害により地域交通事業者が被災した場合でも、地域交通網を確保し、地域コミュニティを維持できるよう、引き続き事業者・関係機関等とも協力・連携し、協定締結を推進する。
- 12 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める。

(鉄道施設の防災対策の推進)

- 13 2022 年 12 月に公表された「新幹線の地震対策に関する検証委員会中間とりまとめ」等も踏まえ、2022 年 3 月の地震において比較的大きな軌道沈下が発生した高架橋と同様の在来線の高架橋については 2027 年度までに優先的に耐震補強を進める。また、これまでの耐震対策の取組によって、南海トラフ地震で震度 6 強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線・緊急輸送道路等と交差・並走する箇所における高架橋等の崩壊を防止する対策については、速やかに完了するとともに、今後は、対象地域を拡大し、それ以外の地域でも緊急輸送道路等と交差・並走する箇所の耐震対策を推進する。くわえて、復旧性の向上のための耐震補強について、南海トラフ地震で震度 6 強以上が想定される地域において推進する。
- 14 電源等の重要施設を含む鉄道施設に対する浸水対策を引き続き推進するとともに、河川氾濫や高潮等による浸水のおそれのある地下鉄道について、接続する他の地下施設と連携した浸水対策を推進する。また、豪雨により流失・傾斜のおそれがある鉄道河川橋梁について、引き続き洗掘防止対策や異常検知システム設置等の豪雨対策を推進する。くわえて、豪雨により斜面崩壊のおそれがある鉄道の隣接斜面について、斜面崩壊対策を推進する。
- 15 老朽化が認められる鉄道施設について、長寿命化に資する鉄道施設の補強・改良を実施し、予防保全による防災・減災対策の強化を図る。また、新幹線の土木構造物の健全性を維持・向上するため、予防保全に基づく大規模改修により、継続的な高速旅客輸送機能の維持に取り組む。
- 16 大規模自然災害の発生時において、鉄道施設が被害を受け都市間の鉄道交通が麻痺することを防ぐため、雪や大雨などの災害に強く、災害時には代替輸送ルートとして機能するリニア中央新幹線等の幹線鉄道ネットワークを整備する。
- 17 近年、頻発化・甚大化する自然災害により、貨物鉄道輸送の長期不通が頻繁に発生し、それに伴う物流網の混乱等が発生しているため、長期不通が発生しないように貨物鉄道ネットワークを強化する。また、長期不通が発生した場合でも、迅速、かつ、安定的に代行輸送を実施できる体制を確立するため、特に脆弱な区間を対象に、代行輸送の拠点となる貨物駅における円滑な積替えを可能とするための施設整備を推進する。さらに、災害時に貨物鉄道が一部寸断された場合に速やかに対応できるよう、代替輸送可能な貨物路線ルートや車両の対応規格等を確認・整理する。

(港湾施設の防災対策の推進等)

- 18 港湾施設の耐震・耐波性能の強化、港湾 BCP の実効性の向上等、港湾施設の防災対策の取組を推進する。
- 19 大規模自然災害による港湾施設の被害を軽減するため、既に老朽化が進行している施設や堆積傾向にある航路・泊地の予防保全対策を推進する。
- 20 自然災害時に閉塞した航路の早期回復を図るため、関係機関が協力・連携して被災後の最低水面決定に必要な基礎情報を整備する。
- 21 発災後に速やかに航路を確保できる体制を構築しておくため、関係機関が協力・連携して航路啓開訓練やその結果を踏まえた航路啓開計画の見直し・充実を図る。
- 22 基幹の海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響を防ぐため、引き続き、関係機関が協力・連携して港湾における走錨事故の防止等に関する対策を推進する。
- 23 被災した港湾施設の損壊箇所の速やかな特定や災害発生時の遠隔による技術支援・施設被災状況把握を実施するため、港湾工事における 3 次元データ活用やデータ共有を推進する。
- 24 発災時に被害情報の把握が遅れることで基幹の海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への影響が長期化するおそれがあるため、衛星やドローン等を活用した港湾被災状況等の災害関連情報の収集・集積の高度化を図る。

(空港施設の防災対策の推進等)

- 25 大規模自然災害時においても基幹の航空交通ネットワーク機能を確保するため、空港施設の浸水対策・老朽化対策や滑走路等の耐震対策を引き続き実施するとともに、A2-BCP の実効性向上を図る。
- 26 台風などの顕著な気象現象や火山噴火が発生した場合でも、国内外の航空輸送機能への影響を最小限とするとともに空港や航空路の安全を確保するため、火山灰や乱気流等に関する防災気象情報の活用促進や解説強化を行う。

(物流機能やサプライチェーンの維持)

- 27 災害発生時においても物流機能やサプライチェーンを維持するため、BCP 未策定の物流事業者における BCP 策定や、平時からの関係者間での連絡体制構築などの取組を促進する。
- 28 太平洋ベルト地帯の新幹線や高速道路が全て止まった際に人流・物流をどのように維持・体制確保するか、どのように代替性（ルート・交通手段など）を担保するかについて、計画的に事前検討する。

(輸送ルート体制の強化)

- 29 港湾内に民間事業者が保有する護岸や岸壁等の耐震改修を促進する。
- 30 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める。

31 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。

（災害時における放置車両対策）

32 大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策や除雪作業等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急通行車両等の通行ルートを早期に確保する。

（道路啓開など総合啓開の連携強化）

33 「中部版くしの歯作戦」について、関係機関の役割を具体化し、計画の実効性を向上させる。併せて、がけ崩れによる孤立集落を支援するため、内陸部への啓開についても検討を進める。

（6）社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

（事前復興、復興方針・体制づくりの推進）

- 1 復興まちづくりのための事前準備に未着手の市町村に対して取組着手を促進するとともに、優良な事例の横展開やガイドラインの策定等により、既に復興事前準備に取り組んでいる市町村についても、事前復興まちづくり計画の策定など、各種取組内容が充実するよう支援する。
- 2 被災後、復興に向けた方針を早期に示すため、復興方針を事前に策定するとともに、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行うため、実施手順等を事前に定める。
- 3 地域の活動組織が実施する森林の保全管理や山村活性化の取組を通じて、地域の防災・減災に資する山村コミュニティの維持・活性化を推進する。
- 4 災害時に被災者にとって必要となる支援制度情報を一元的に集約したデータベースを整備する。
- 5 このほか、サプライチェーン寸断や生活・経済に関わる施設等被害を抑制するため、これらの活動の基盤となる道路・鉄道施設等の耐災害性強化や流域治水対策などの取組を引き続き事前防災対策として推進する。
- 6 災害時においては、被災地の地場産業の早期復興を支援する取組を講ずる。
- 7 災害時において、暴力団等の復旧・復興事業への介入等を防止する。

6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

（復旧・復興を担う人材等の育成等）

- 1 頻発する大規模災害に対応するため、災害で得られた教訓等を収集・展示し、県民への普及啓発等を実施するとともに、防災に係る専門家の育成等を進める。また、防災人材のネットワーク化を推進する。
- 2 被災者支援の災害復旧を下支えする一般ボランティアについては、社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置し調整を図ることが一般化しているが、近年では、専門性を有する NPO 等の連携を図る災害中間支援組織の重要性も高まっていることから、愛知県の災害中間支援組織の育成・機能強化を図る。
- 3 小規模市町村を中心とした被災市町村において復興を支える人材の不足に対応するため、都道府県などで復旧・復興に必要な中長期派遣に係る技術職員をあらかじめ確保する。
- 4 建設産業は高齢者の割合が高い産業構造となっており、将来的に高齢者の大量離職が見込まれるため、中長期的な担い手の確保・育成のための取組を進める。
- 5 現場技術者の立入りが容易ではない災害現場においても、被災した防災インフラの機能を早期復旧するため、自動化・遠隔化・ICT 施工技術の普及促進や必要となる人材・資機材を確保する。

（災害ボランティアの円滑な受入）

- 6 県内ボランティア団体との連携による訓練や人材育成、各種地域組織のネットワークを活かした情報交換や連携体制の構築を図る。
- 7 ボランティアによる適切な支援が行われるよう、関係者が連携し受入体制の整備を図る。
- 8 また、東海圏・中部圏・全国域でボランティアの受入に関する調整を行うため、隣県や国と連携体制の構築について協議を進める。

（事前復興、復興方針・体制づくりの推進）

- 9 大規模災害発生時における迅速な復旧を図るため、特に被災経験が少ない地方公共団体職員を中心とした技術力向上のための研修や、分かりやすいマニュアル・手引の作成等を引き続き実施する。
- 10 復興まちづくりのための事前準備に未着手の市町村に対して取組着手を促進するとともに、優良な事例の横展開やガイドラインの策定等により、既に復興事前準備に取り組んでいる市町村についても、事前復興まちづくり計画の策定など、各種取組内容が充実するよう支援する。
- 11 このほか、自然災害から住宅・建物並びに土木構造物の被害を抑制するため、住宅や各種公共施設の耐災害性強化や流域治水対策などの取組を引き続き事前防災対策として推進する。
- 12 各種行政システムとそれを扱う人材・資機材のバックアップ体制を官民連携の下に構築する。

- 13 地域内に生産拠点を有する企業は、地域コミュニティの一員として、地域の各種防災計画・取組に参画する。

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理計画の実効性の確保)

- 1 市町村の災害廃棄物対応能力向上を支援するとともに、公費解体に係る体制整備や、他都道府県、市町村、業界団体等との連携を図るなどの取組を通じ、県災害廃棄物処理計画の実効性の確保に取り組む。また、継続的に災害廃棄物の仮置場として適用可能な土地をリストアップするとともに、災害発生時に確実に運用できるよう準備を進める。

(ごみ焼却施設等の災害対応力の強化等)

- 2 適切な老朽化対策の実施等により、災害時にも自立稼働が可能で、かつ十分な処理能力を有するごみ焼却施設の導入を引き続き進める。
- 3 処理施設がない離島については、本土側への災害廃棄物の移送が必要となることから、輸送手段を確保する。

(災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理)

- 4 有害廃棄物を含めた災害廃棄物の処理計画や関連技術に係る被災地のノウハウを広く情報共有し、全体の対応能力の強化を図るため、研修・訓練・演習等を継続して実施し、人材育成を進める。
- 5 廃冷蔵庫やエアコン等に含まれるフロンガスの回収が適正に行われるよう、市町村の回収・処理計画の策定を促進する。

(災害廃棄物の広域処理体制の構築)

- 6 災害廃棄物処理の停滞により、人命救助や災害復旧作業の効率性が低下することを回避するため、あらかじめ貨物鉄道や海上輸送の大量輸送特性をいかして災害廃棄物の輸送が可能な体制を構築する。
- 7 南海トラフ地震や首都直下地震等を想定した災害廃棄物の広域処理について、産業廃棄物業者との連携やリサイクル受入先、処分場の選定も含め、県域を越えた処理の実施も視野に、あらかじめ整理する。

(災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携)

- 8 災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市町村の廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア団体が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応する。

6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備等が進まず復興が大幅に遅れる 事態

(被災建築物や被災宅地の危険度判定)

- 1 地震により被災した住宅や地震又は降雨等により被災した宅地の危険度判定を的確に実施するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する。

(家屋被害への対応の迅速化)

- 2 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る。
- 3 家屋の被災状況把握や保険金支払の迅速化に向けて、IT 技術の活用を図る。

(仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化)

- 4 応急仮設住宅の建設候補地について、建設の実現性を考慮した見直しと定期的な候補地台帳の更新を図るほか、市町村や民間企業等との連携により、人材や資機材の確保等を進め、災害後の迅速な建設体制を整備する。候補地の確保にあっては、災害廃棄物仮置場など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う。
- 5 仮設住宅、復興住宅等建設用木材の安定供給に資する取組として、木材の生産・流通・加工体制の強化を図る。また、仮設住宅資材として、県有林材の緊急時の供給を検討する。

(既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保)

- 6 被災者が早期に住居を確保することができるよう、市町村や民間企業との連携により、公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制を整備する。

(生活再建の促進)

- 7 自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を的確かつ迅速にできる体制の整備を促進する。
- 8 被災者の生活再建に向けた支援制度の構築を図るとともに、県、市町村、関係団体、民間企業等、多様な関係者との連携による支援体制の確保を図る。
- 9 県民の保険・共済への加入の促進を図る。

(地籍調査の推進等)

- 10 土地取引の活性化や公共事業の円滑化等のため、引き続き地籍調査の推進により登記所備付地図の整備を進める。
- 11 「第7次国土調査事業十箇年計画」に基づき、土地境界等を明確化する地籍調査につき、より円滑かつ迅速に進める方策を講じつつ推進する。
- 12 国・地方公共団体等が、大規模自然災害が発生した直後から、被災状況を把握・整理する機能を維持するため、緊急撮影等により撮影された空中写真等の地理空間情報を整備・提供するとともに、平時から電子国土基本図等の基本的な地理空間情報、自然災害と地形の関係を表した全国活断層帯情報等の防災地理情報を整備・更新・提供する。また、国土地理院

及び国・地方公共団体等が整備したデジタルの測量成果の統合的な検索・閲覧・入手を可能とする。

(所有者不明土地への対策)

- 13 中部地区土地政策推進連携協議会等の場を通じて、市町村等に対して、改正所有者不明土地法に基づく制度の周知を行い、所有者不明土地対策計画作成制度等の活用を促進する。

6-5 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

(浸水等の被害軽減に資する対策の推進)

- 1 河川・海岸堤防等の耐震化など地震・津波による浸水対策、洪水・高潮等による浸水対策や海岸侵食対策、山地から海岸まで一貫した総合的な土砂管理の取組を着実に推進するとともに、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化等迅速な応急復旧対策・排水対策等による被害軽減に資する流域減災対策を推進する。また、長期湛水が想定される区域における効率的かつ効果的な湛水排除を実施するための事前対策や体制を整備する。
- 2 被災市町村への応援体制を整備するとともに、国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。また、市町村間の応援協定の締結や市町村における受援計画の策定など、受援体制の整備を促進する。

(地盤沈下対策の推進)

- 3 工業用水法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく地下水採取の規制指導を行うとともに、「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」に基づき地盤沈下状況の調査・観測を実施する。

(湛水からの復旧の調整・検討)

- 4 濃尾平野の広域かつ甚大な浸水被害を想定し、人命救助、孤立した避難者の救出、早期の復旧復興等のための広域支援ルート確保を目的に、道路啓開・航路啓開など総合啓開について、堤防仮締切、排水作業等の具体的な方法・手順を整理した濃尾平野の排水計画における関係機関の役割を具体化し、計画の実効性を向上させる。

(ゼロメートル地帯等の河川・海岸堤防等の耐震化等の推進)

- 5 河川・海岸の堤防、水門、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する。

(地籍整備の促進)

- 6 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査や効率的な手法導入推進基本調査等により、更なる地籍整備を促進する。

6-6 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(文化財の耐震化等の推進)

- 1 県民の財産である文化財への被害を抑えるとともに、見学者等の安全を確保するため、適切な周期での必要な修理、耐震診断、耐震補強工事や消火栓・放水銃等の整備、石垣等の地盤の崩落防止措置等を推進する。
- 2 生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める。この際、自然環境の持つ防災・減災機能を始めとする多様な機能をいかす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。

(環境資産の喪失の防止)

- 3 環境的資産の喪失を防止するためには健全な森林生態系を保全していくことが必要であるため、適正な鳥獣保護管理を推進する。

(コミュニティの活力の確保等)

- 4 個々の地域において保存していくべき地域資源や自然環境の魅力を高めていくための取組を推進する。
- 5 都市部地方部問わず、コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物など有形の文化財にも影響するため、コミュニティの活力を保つ。そのため、平時から地域での共同活動等を仕掛ける。
- 6 地域の活力が低下し、定住人口が少なくなりすぎて、万一の際、復興できなくなることが、生活文化・民俗文化の喪失につながることを回避していくため、地方創生の取組等、地域経済に活力を与え、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策に取り組む。

6-7 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

(的確な情報発信のための体制強化)

- 1 災害発生時には、訪日外国人旅行者が必要とする災害の状況に応じた正確な情報発信（公共交通機関の状況、観光施設の営業状況に関する情報等）を行う。
- 2 国際的風評被害を防ぐため、多言語による災害情報発信を行う。
- 3 外国人県民が災害時に的確な避難行動ができるよう、知識の普及、避難情報の多言語対応、地域コミュニティへの参画を推進する。

(金融機関における情報発信のための体制強化)

- 4 災害が発生した場合には、金融機関において、業務の継続状況や被害の復旧状況等に係る情報発信を適時的確に行う。

- 5 金融機能の停止による信用の不安の発生リスクの低減策として、災害時の情報発信手段を複数確保する。

(中小企業におけるバックアップ体制の確保)

- 6 中小企業における生産情報・顧客情報・経理情報等について、デジタル技術を用いて把握・管理するなど、災害時のバックアップ体制確保に向けた取組を促進する。

(事前防災対策の推進)

- 7 様々な自然災害から県民の生命や財産を守り、また発災後の救助・救急・被災者支援・災害復旧等の各種活動の迅速化・円滑化を図ることで、国家経済へ甚大な影響が生ずることを抑制するとともに、各種公共施設の耐災害性強化・防災機能確保、流域治水対策、交通ネットワークの機能強化などの取組を引き続き事前防災対策として推進する。

I. 2 施策分野ごとの強靱化の推進方針

(1) 個別施策分野

①行政機能/警察・消防等/防災教育等

■行政機能

(地方行政機関の業務継続性及び災害対応力の向上)

- 1 複合災害を含め、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する。そのための業務継続計画については、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めるとともに、最新の知見を踏まえ、情報システムの継続性を重視し、また、必要に応じて地域間で連携することも考慮しながら、逐次改訂する。

(非常時優先業務の実施)

- 2 南海トラフ地震をはじめとした大規模自然災害発生時に、非常時優先業務の継続に支障をきたすことのないよう対策を図る。そのため、BCP等を踏まえ、庁舎の耐震化、電力の確保、情報・通信システムの冗長性の確保、物資の備蓄、代替庁舎の確保等を推進する。また、防災拠点と国や地方自治体、関連事業者等との連携等を推進する。

(災害対応力の強化)

- 3 防災訓練や研修等を定期的に実施し、連絡手段の実効性の確保や、スキル・ノウハウの取得、受援体制の強化等を図る。また、どのような事態でも臨機に対応することで限られた人員でも十分な機能を確保できるよう、災害対応経験のある地方公共団体 OB・OG の活用についても考慮しつつ、検討する。その際、通信設備の整備・強靱化、システムの統合・標準化を通じ、操作性に配慮したデジタル機器を導入する。
- 4 県有施設(建築物)の耐震化の防災上の機能及び用途に応じ、想定される地震及び津波に対し、耐震化・津波対策が行われている。耐震化率は98.5%(令和4年12月)となっており、進捗しているものの、老朽化していく県有施設に対して、計画的かつ重点的に事業を執行するとともに、庁舎内の什器の固定、天井等の非構造部分の耐震化等についても災害時の対応機能が損なわれないよう、対策を推進する。また、浸水想定等に基づく水害対策についても取組を進める。
- 5 被災市町村への応援体制を整備するとともに、国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。また、市町村間の応援協定の締結や市町村における受援計画の策定など、受援体制の整備を促進する。
- 6 地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、防災計画等を見直し、備えを充実させる。また、災害対応に当たる要員・資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、要員・資機材の投入判断や外部の支援の要請を行う。

7 想定される全ての事態に対応できるよう対策を講じることとし、不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備する。

8 応援医療チーム等の受援体制の強化を図るため、災害時に公立施設を域外からの支援に提供するなどの対策が講じられるよう、平常時より自施設の災害対応力の把握・充実を図る。

(基幹的広域防災拠点の整備の推進)

9 応急対応に不可欠な基幹的広域防災拠点について、県営名古屋空港や名古屋港などの整備を推進する。

(地方分権の推進)

10 地方分権改革に関する提案募集等を活用して、国から地方への事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等について、国に働きかける。

(防災の主流化)

11 南海トラフ地震の切迫や雨の降り方の局地化・激甚化・集中化に伴う風水害、土砂災害の頻発等が懸念される中、県民の命と暮らしを守る喫緊の取組が不可欠となっていることから、防災をあらゆる政策に反映させる「防災の主流化」を推進する。

(市町村への支援)

12 災害対応力を高めるため、国や関係行政機関、民間等の連携体制の構築を進めながら、平常時より継続的に必要な人材を育成する。とりわけ絶対的な人員不足が懸念される市町村に対する支援を、非常時のみならず平常時から継続的に実施し、県全体の体制強化を図る。

(TEC-FORCEの機能の強化)

13 被災地における速やかな応急復旧等のため、TEC-FORCE 活動に必要な災害対策用機材の更なる充実を図る。

(避難生活環境の向上)

14 避難生活支援分野において、災害関連死の防止、避難生活環境の向上を図るため、避難生活支援における地域のボランティア人材を育成するスキルアップ研修を実施する。

15 避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等も配慮した事前の利用計画策定を推進する。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保する。避難所の運営にあたっては、デジタル技術を活用するなど、効率化を図る。

16 感染症まん延下における自然災害対応を円滑に実施するためには、避難所の収容力の確保、水、食料、燃料その他の物資等の確保、プライバシーの確保や要配慮者等にも配慮した取組を推進する。

■警察・消防等

(情報収集・提供及び通信の高度化・多重化等)

17 被害情報を始めとする災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、国・地方公共団体・民間等関係機関との効果的な連携等、非常時においても業務を円滑に遂行するため、情報伝達ルート・設備の多重化を進める。

18 交通情報の集約や、官民の自動車プローブ情報の活用による迅速かつ的確な交通規制等を実施し、交通情報を一元的に提供することで道路交通の混乱を最小限に抑えるため、災害時においても安定して稼働する広域交通管制システムを運用する。

19 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察、消防、自衛隊、海保等の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上や小型無人機等の新技術活用等を図る。

(訓練等による人材・組織の充実、装備・資機材の充実等による災害対応力の向上)

20 地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなどし、明確な目的や目標を持って合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高める。また、大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める。

21 被災地外からの物資の調達、輸送に向け、道路・航路の啓開や民間輸送業者を含む体制整備を推進する。また、「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用訓練を実施する。

(施設の耐災害性の向上)

22 警察施設の耐災害性強化を促進するとともに、老朽化した警察施設の建て替えや、警察活動に必要な通信設備、通信指令設備の更新整備や、警察用航空機等の更新及び運用体制の強化、機動警察通信隊等の対処能力の更なる向上など、災害時における警察機能の確保を図る。

(救出・救助等に係る体制強化)

23 自衛隊、警察、消防、海保、TEC-FORCE 等において、災害対応力強化のための車両・装備資機材等の充実強化を推進する。また必要に応じて、限られた時間で最適な資源配置が可能となるシステムや、被害状況把握を迅速化するための ICT 機器等のデジタル化を踏まえた取組を進める。

24 TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化、水防団、消防団や自主防災組織の充実強化、DMAT 及び自衛隊災害医療基幹要員の養成、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する。

■防災教育等

(効果的な教育・啓発の実施)

25 一人一人が迅速・的確に避難行動をとることができるよう、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。また、国による広域的かつ実践的な訓練の実施を通じた地方公共団体の支援や消防団等の充実強化、地区防災計画制度の普及・啓発等により、防災力を強化する。

26 教職員が不在の時であっても、児童生徒等が自ら判断し、命を守る行動がとれるよう防災教育を実施するとともに、平時から家庭や地域、関係機関と連携を図る。

27 「世界津波の日」や「津波防災の日」の意識啓発や津波等の防災教育を推進する。

②住宅・都市

(住宅・建築物の耐震化等の促進)

- 1 住宅・建築物の耐震化については、老朽化したマンションの再生・除却を促進することが重要であり、マンションの再生の円滑な推進に資する除却の必要性に係る認定対象の拡充や団地における敷地分割制度などの法改正による新たな制度等の着実な実施や、所有者の耐震化の必要性に対する認識の向上を図るとともに、住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等に対する支援措置、建物評価手法の普及・定着や既存天井の脱落対策に係る耐震改修、老朽化した公営住宅の建て替え等あらゆる手法を組み合わせ、耐震化を進める。また、超高層建築物等については長周期地震動の影響を考慮した安全性の検証や家具の転倒・移動による危害防止対策を進める。
- 2 地震による死傷者の発生を防ぐため、住宅・建築物の倒壊・崩壊等の被害を最小限に抑える。特に、地震発生時の避難路を確保するため、緊急輸送道路等の沿道建築物の倒壊による道路閉塞を未然に防ぐ。
- 3 そもそも多数の負傷者が発生しないよう、住宅・建築物の耐震化に加えて、外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止策等に取り組む。
- 4 地震時に閉じ込めが起こりづらく、早期復旧が可能な機能を有するエレベーターの設置を推進する。
- 5 地震発生に伴う土砂災害による住宅等の倒壊を防止するため、大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握・確認等を進める。また、液状化危険度が高い地域については、液状化のリスクを十分に周知し、詳細な調査を促す。

(火災対策)

- 6 低層の木造建築物が密集した市街地の解消に向けて引き続き取組を進めるとともに、より一層の安全性を確保するため、防災設備の設置（消防水利、防災備蓄倉庫等）、防災マップの作成や消火・避難訓練の実施等、ソフト対策を強化する。
- 7 直通階段が一つの既存不適格建築物等の安全性向上のため、2方向避難の確保や避難経路・上階の防火・防煙対策を推進するとともに、当該建築物における適切な避難行動を周知する。
- 8 地震発生時の住宅火災の発生を抑えるため、住宅用火災警報器や防災品、住宅用消火器、感震ブレーカー等の普及促進を図る。特に解消に向けて課題のある密集市街地においては、電気火災の発生を抑制する感震ブレーカーの普及を強力に進める。

(地下空間対策、帰宅困難対応)

- 9 地下街や地下鉄の浸水等の都市型水害に対しては、河川の氾濫防止対策や下水道による浸水対策を推進するとともに、ゼロメートル地帯等における台風時の洪水、高潮、内水による浸水対策を推進する。
- 10 名古屋駅等の大規模ターミナル駅周辺においては、大量の帰宅困難者等の発生が予想されることから、受け入れ先としての一時滞在施設等の確保やその耐震化、物資の備蓄等のソフ

ト・ハード両面の対策を推進する。また、混乱の発生を避けるため、駅等に Wi-Fi スポットなど帰宅困難者等が情報を得られる環境を整備・強化することを検討する。

- 11 一定水準の防災機能を備えたオープンスペースがない都市においては、住民の緊急避難の場や最終避難地、防災拠点等となる公園、緑地、広場等の整備を推進する。
- 12 大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域及び主要駅周辺地域等の滞在者等の安全と都市機能の継続を図るため、都市再生安全確保計画等を策定・改定し、官民連携による一体的・計画的なソフト・ハード両面の対策を推進する。

(水の確保、排水・汚水処理機能の確保)

- 13 災害等による大規模かつ長期的な断水リスクを軽減するため、上下水道一体となった耐震化や耐震性貯水槽などの代替性・多重性の確保を促進する。また、供給支障発生時の早期復旧を可能とするためのデジタル技術を活用した遠隔監視等を進める。さらに、災害等のリスクをあらかじめ想定することや施設の現状の適切な把握が重要であることから、危機管理マニュアルの策定及び施設平面図のデジタル化等を引き続き促進する。
- 14 災害時に被災した水道施設の応急復旧や応急給水が円滑にできるよう、水道施設台帳のデジタル化、情報連絡・活動体制に係る訓練、応急給水施設の整備、資機材の確保等の強化を総合的に図る。
- 15 大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備する。また、節水に関する指導・助言やポンプの貸出し等、総合的に渇水対策を実施する。
- 16 大規模自然災害時においても、感染症のまん延を防ぐため、防災拠点や感染症対策病院等の重要施設に係る管路や下水処理場等の耐震化・耐水化等を推進し、下水の溢水リスクの低減を図る。
- 17 水道施設の耐震化を着実に促進するとともに、水道事業者等と連携した訓練等により応急給水の充実を図る。

(各種施設の災害対応機能の強化)

- 18 災害時に避難所としての機能を果たす学校施設、社会教育施設（公民館）、社会体育施設、社会福祉施設等や、不特定多数が集まる文化施設等について耐震化を進める。特に、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検や安全対策等を進めるとともに、地方公共団体における個別施設計画の内容の充実を促しつつ、地方公共団体における計画的かつ効率的な長寿命化改修等を推進する。また、トイレ整備や特別教室・体育館等への空調設置、バリアフリー化等、避難生活の環境改善に資する防災機能を強化する。また、広域防災補完拠点として必要な役割(災害前における防災・減災教育拠点、災害時における災害対応補完拠点やこれらに対応するために必要なライフラインの機能強化及び、災害後における心身の復興拠点)を担うための取組を引き続き実施する。なお、私立学校施設の耐震化等については、設置者に委ねられるものであるため、設置者へ働きかける。
- 19 洪水時において建築物の機能継続を図るため、「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン(令和2年6月)」を踏まえた対策を推進する。

- 20 児童・生徒の学習・生活の場であり、災害時には避難所となる学校施設について、受変電設備のかさ上げ、止水板の設置等による浸水対策を進める。なお、私立学校施設の浸水対策等については、設置者に委ねられるものであるため、設置者へ働きかける。
- 21 学校施設の非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策や浸水・土砂災害対策、防災機能強化等について、事例集・手引の周知や、講演・事例紹介等を行うセミナーを行い、普及・啓発を図り、対策を推進する。なお、私立学校施設の老朽化対策等については、設置者に委ねられるものであるため、設置者へ働きかける。
- 22 災害を受けるリスクの高いエリアからの移転、災害に強い市街地の形成等を促進するため、引き続き立地適正化計画を強化（防災を主流化）するとともに、土地のかさ上げやピロティ化、止水板の設置、電源設備の高層階設置等の防災機能強化を図る。
- 23 防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設・建築物等の整備を推進し、良好な市街地環境の形成を推進する。

（大規模盛土造成地における宅地の耐震化の促進）

- 24 大規模地震発生時に被害を受けやすい大規模盛土造成地の施設・構造物は脆弱性を有している可能性があることから、大規模盛土造成地マップを公表し、施設等の所有者に対し啓発を図る。

（危険な空き家の除却等への支援）

- 25 市町村が行う危険な空き家の除却や空家等対策計画の策定を支援する。

（関係機関による連絡調整）

- 26 大規模自然災害からの円滑な避難、帰宅の実現に必要な交通インフラの早期復旧や、物資の供給停止の回避等を実施するため、道路の防災、地震対策や無電柱化、沿道建築物の耐震化を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策の推進に係る連携調整を関係機関等が事前に行う。

（道路の防災対策の推進）

- 27 ものづくり愛知の生産拠点と名古屋港、三河港、衣浦港、中部国際空港などの物流拠点を結ぶ、国道 23 号名豊道路、国道 153 号豊田北バイパス、国道 155 号豊田南バイパス、国道 302 号、西知多道路を始めとする幹線道路ネットワークの整備を推進し、名岐道路、浜松湖西豊橋道路の早期事業化や、一宮西港道路、名古屋三河道路の計画の具体化に向けた取組を進める。また、耐震強化岸壁へのアクセスとしての臨港道路等の防災、地震対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を推進する。さらに、災害発生時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や踏切除却、停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討、災害時に高度な防災機能を発揮する「道の駅」の整備を推進する。また、「道の駅」の防災活動拠点としての活用を検討する。

（多様な手法を活用した迅速な仮設期の住まいの確保）

- 28 応急仮設住宅（建設型・賃貸型）、公営住宅、住宅の応急修理など、多様な手法を活用して迅速な仮設期の住まいの確保を推進する。

29 生業（農畜産業等）上の理由により自宅を離れることができない被災者を始め、沿岸部・農村部・山間部などの地域における被災者など、個別の事情や地域の実情などに対応できるよう、仮設期の住まいの確保について検討を進める。

（復興に向けた住まいの在り方）

30 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。

31 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る。

32 県民の保険・共済への加入の促進を図る。

（浸水対策の推進）

33 浸水被害軽減のため、河川改修、排水機場や管渠、貯留施設の整備を推進するとともに、浸水実績や浸水想定区域に合わせて避難情報を記載した内水ハザードマップ作成を推進するなど、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた対策を推進する。

34 都市化の進展した地域では下水道管理者と民間が連携した浸水対策を推進する。

（流域治水の推進）

35 都市化の進展の著しい新川流域及び境川・猿渡川流域は、将来の気候変動の影響による降雨量の増加や流域の更なる開発に伴う雨水流出量の増加に対応し、これまでの総合治水対策に加え、水災害に対応したまちづくりとの連携など、効果的かつ円滑な流域水害対策の推進を図る。また、その他の流域においても関係機関と連携して流域治水に努める。

（文化財の防災対策等）

36 県民の財産である文化財への被害を抑えるとともに、見学者等の安全を確保するため、適切な周期での必要な修理、耐震診断、耐震補強工事や消火栓・放水銃等の整備、石垣等の地盤の崩落防止措置等を推進する。

③保健医療・福祉

（医療施設等の耐震化・施設等整備の推進）

- 1 未耐震の災害拠点病院や救命救急センター等の救急医療を担っている病院及び耐震性が特に低い建物を有する病院等の耐震整備を引き続き推進する。
- 2 災害時における医療提供体制の充実・強化を図るため、引き続き、災害拠点病院等の自家発電設備の強化や病院の診療機能を3日程度維持するために給水設備（受水槽、地下水利用施設）の設置等を推進する。
- 3 災害時において医療機関が都道府県やDMAT等との着実な連絡体制・通信手段を確保するため、災害拠点病院だけでなく、その他の医療機関についても非常用通信手段の整備を推進する。

- 4 国立大学附属病院施設についても、各附属病院の長期整備計画に基づき、耐震対策や災害等非常時における地域の医療拠点として必要となる施設機能確保など、防災・減災機能強化を含めた施設整備を行う。

(災害医療体制の整備)

- 5 BCP 未策定の災害拠点病院以外の病院や介護施設・事業所及び地域包括支援センターなどの福祉機能を担う施設に対しても、優先的に BCP 策定研修を実施し、BCP 策定率と実効性の向上を図る。
- 6 大規模災害時等に被災地へ急行し救急医療等を行うための訓練を受けた DMAT や災害支援ナースの更なる養成を進める。また、新興感染症等の感染拡大時に対応可能な隊員の養成に向けた感染症に係る研修等を実施する。さらに、県災害対策本部において DMAT の派遣調整業務を担う災害医療コーディネーターの養成を推進する。
- 7 どの地域で大規模災害が発生した場合でも被災地における精神保健医療機能を維持することにより災害関連死を抑制するため、DPAT の整備を進める。
- 8 被災地内で対応が困難な重症患者を被災地外に搬送し治療するための航空搬送拠点・航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)等の強化に向けて、必要な設備や機能、資機材等について検討し、具体化する。
- 9 南海トラフ地震など多数の負傷者が想定される災害に対応した、医療リソース（水・食料や燃料、医師や薬剤、治療設備など）の需要量に比し、被災を考慮した地域の医療リソースの供給可能量、被災地域外からの供給可能量が不足している可能性が高く、その輸送手段の容量・速度・交通アクセス等も含めた部局横断的な具体の検討を行い、医療リソースの供給体制を確立する。
- 10 大規模災害等発生時における医薬品等の安定供給確保については、有事の際に効果的な対応ができるよう、国と県で連携体制を構築していくことや、必要に応じた医薬品等の供給計画や備蓄状況等の点検・見直しを求める。また、災害時等に必要な輸血用血液製剤の供給を確保するため、発災時等に日本赤十字社の供給体制に支障が生じることが想定される場合、必要に応じて点検・見直しを求める。
- 11 広域災害・救急医療に必要な情報収集のシステム機能・体制強化を引き続き推進する。
- 12 災害福祉支援ネットワークの構築や災害派遣福祉チームの設置等、災害時の福祉支援体制の整備を進める。
- 13 入院患者や人工透析患者等の搬送手段の確保を図る。
- 14 かかりつけ医・かかりつけ薬局が被災した場合や広域避難時においても、他の医療機関や薬局で被災者の投薬歴（お薬手帳やオンライン資格確認等システム）等を参照し、適切な治療が行われるようにする。

(感染症対策)

- 15 大規模な自然災害の発生に伴い、地方公共団体において、感染症法に基づく消毒や害虫駆除等に必要な防疫業務用設備などの資材供給不足が起きないようにする等、必要に応じた対応が可能な体制を維持する。

- 16 災害時における感染症の発生・まん延を防止するため、平時から予防接種法に基づく予防接種を推進する。また、大規模な自然災害の発生に伴い、ワクチンや注射針など予防接種に必要な資材供給不足が起きないように、ワクチンや予防接種資材の在庫状況の把握に努める。

(災害時保健活動の確保)

- 17 大規模災害発生時、被災自治体の指揮調整機能の混乱、業務量増加、人手不足が生じ、円滑に保健医療福祉活動が進められず、健康危機管理対応が困難となることが懸念されることから、こうした災害において防ぎ得る死と二次健康被害の最小化に対応するため、適切な DHEAT の派遣要請及び派遣された DHEAT が災害発生時に県に設置される保健医療調整本部や保健所等のマネジメント支援を実施し、指揮調整機能が円滑に進むように、受援体制を整備する。
- 18 主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉塞症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。
- 19 大規模災害により多数の死亡者が発生して被災地の火葬能力を超え、多数の遺体の火葬が行われない場合、感染症まん延や医療機関の収容能力の圧迫につながるおそれ等があるため、具体的で実効性のある広域火葬計画を策定する。
- 20 保健医療行政の指揮調整機能等を応援するために派遣する DHEAT について、チーム員の育成を進めるとともに、活動体制の充実を図る。
- 21 保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る。

④エネルギー

(エネルギー供給体制の強化)

- 1 災害時を含め、電力融通の更なる円滑化等のための送電網整備に関するマスタープランを踏まえ、関係者による継続的な訓練等、関係する取組を着実かつ迅速に進める。
- 2 災害発生時に燃料供給が滞った場合を想定し、自家発電の整備・稼働等により、地方公共団体・医療機関等が災害時でも機能確保できるように備える。
- 3 SS 過疎地等において災害時に燃料供給途絶が生じないように関係自治体における対策を推進する。
- 4 災害時石油供給連携計画、災害時石油ガス供給連携計画及び系列 BCP について、引き続き実動訓練等を実施することで、最新の知見を踏まえた継続的な改善を進める。

(エネルギー関連施設の機能向上)

- 5 SS の燃料在庫能力の強化や災害訓練等を通じ、災害時に地域のエネルギー拠点となる SS・LP ガス中核充填所の災害対応力の強化を推進する。また、燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆる SS 過疎地問題の解決に向けた対策を推進するほか、燃料備蓄など需要家側の対策についても支援を強化する。
- 6 保安人材の担い手不足が懸念される中、ドローンや AI、センシング技術といったデジタル技術を活用し、人が点検することが困難な場所の設備の点検頻度を高める等、スマート保安の更なる普及を図る。

(エネルギー供給の多様化)

- 7 大規模災害による停電時にも、自立運営が可能な機能を有する都市、ビル、避難所等の整備を進める。その際、再生可能エネルギーや廃棄物処理から回収できるエネルギー等、多様なエネルギーを活用しながら進める。
- 8 再生可能エネルギーや水素エネルギー、コジェネレーションシステム、LP ガス等の活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する。

(災害時のエネルギー供給の優先順位の整理)

- 9 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、関係機関・事業者等と連携しながら、供給先の優先順位の考え方を事前に整理する。

(民間事業者との連携による燃料の確保)

- 10 石油商業組合との災害時の優先供給協定に基づき、SS の石油燃料の流通在庫が確保できる体制を強化する。また、災害時に円滑な燃料供給を可能とするため、石油連盟との協定に基づき、石油連盟と共有する防災拠点施設等の燃料貯蔵施設の情報の整備を図る。

(電力設備の早期復旧体制整備の推進)

- 11 大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、県や市町村による倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進める。
- 12 電力事業者は、現場の情報を迅速に収集・共有する体制を整備し、停電の早期復旧やユーザーへの迅速かつ適切な情報発信を行う。
- 13 災害拠点病院、防災関連施設等の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図る。

(停電時における電動車等の活用)

- 14 停電している避難所や住宅等へ、非常用電源として電力供給が可能な電動車等の活用を推進・促進する。

⑤金融

(金融関連施設の機能向上)

- 1 全ての主要な金融機関において、店舗等の耐震化や自家発電機の設置、システムセンター等のバックアップサイトの確保、通信手段の多様化等の対策を早期に実施する。

(金融サービスの体制強化)

- 2 金融決済機能の継続性を確保するため、金融庁・中央銀行と各金融機関が合同で防災訓練等を定期的実施するとともに、その結果を基に BCP を見直し、実効性の維持・向上を図る。

(金融機関における情報発信)

- 3 災害が発生した場合には、各金融機関において、業務の継続状況や被害の復旧状況等に係る情報発信を適時的確に行う。また、金融機能の停止による信用の不安の発生リスクを低減させるため、災害時情報発信手段を複数確保する。

⑥情報通信

(情報提供・共有の充実)

- 1 防災関係機関間の確実な災害情報の伝達・共有のために国が整備している総合防災情報システムとの連携強化を進める。
- 2 全ての住民が災害情報を迅速かつ確実に受け取ることができるよう、ICT 技術等を活用した情報伝達手段の多重化・強靱化、地方公共団体やライフライン事業者、多様なメディア等によるアラートの更なる利活用を推進する。

(情報通信施設の耐災害性の向上)

- 3 防災無線網の通信路途絶により情報収集ができなくなり、行政の機能不全に陥ることを防ぐため、防災通信設備の維持・更新を適切に行うとともに、通信手段を含めた情報伝達ルート多重化を進める。
- 4 電気通信設備の損壊又は故障等に係る技術基準について、災害による被災状況等（通信途絶、停電等）を踏まえ適宜見直しを実施されることとなっており、各事業者は当該基準への適合性の自己確認を継続する。
- 5 災害情報を全ての県民が受け取ることができるよう、J アラートと連携する情報伝達手段の多重化を促進する。
- 6 郵便事業の継続及び速やかな復旧を可能とするため、日本郵便（株）において、BCP に沿った適切な災害対応を行うとともに、必要な場合には BCP を見直し、実効性の向上を図る。

(情報手段の多様性の確保)

- 7 災害時における被災情報、避難情報等の入手手段として大きな役割を果たすテレビ・ラジオ放送が途絶することのないよう、引き続き可搬型予備送信設備の運用体制、中継局の整備等を行うとともに、ケーブルテレビネットワークの光化等を進める。

- 8 データセンターが東京圏に集中しており、また国内の海底ケーブルは主に太平洋側に敷設されていることから、地方分散によりデジタルインフラの強靱化を進める。
- 9 災害時に障害者が必要な情報を取得することができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備する。
- 10 外国人を含む旅行者等への情報提供として、災害時に高度な防災機能を発揮する「道の駅」の整備促進など、多様な手段により情報を伝達する施策を着実に推進する。

(災害情報システムの機能向上等)

- 11 リアルタイムで被害情報を集約・分析・共有するために整備・運用している各機関の災害情報システムについて、他の情報システムとの連携や最新のデジタル技術の活用を進め、より迅速かつ的確な災害情報の把握が可能となるシステムへの機能向上を図る。
- 12 また、アクセス集中等によるシステムダウンを回避する関係施策の充実を図る。
- 13 大規模災害時等の非常事態への対処として、緊急通報の事業者間ローミングを電気通信事業者間の連携・協力により実現するため、運用面や技術面における具体的な課題を整理しつつ検討を進める。

(情報の集約化と提供体制の確立)

- 14 避難誘導や情報伝達等に係る共通ルールを確立する。また、平常時における情報の収集・提供の実施による体制の実効性確保や衛星携帯電話等の通信機器の整備を図る。

(情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進)

- 15 情報通信の提供に必要となる電力等の長期供給停止を発生させないように、電力・ガス等の供給ネットワークの災害対応力の強化や電力・ガス等の制御システムのセキュリティ確保のための評価認証基盤整備を推進する。また、道路の防災、地震対策や無電柱化を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する。

(地震・津波観測体制の充実・強化等)

- 16 地震予知観測網の整備充実や調査・研究の推進、伊勢湾・三河湾における海底地震計の新設等により、地震・津波観測体制の充実・強化の促進を図る。

(迅速で分かりやすい災害情報等の提供)

- 17 地震、津波、台風、豪雨等に際し、予測や被災状況の把握、適時・的確な防災情報を提供するため、気象衛星及び海底地震津波観測網の活用や防災情報システムの高度化、地理空間情報の整備・活用、防災技術開発等に取り組む。
- 18 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保等に5段階の警戒レベルを付して提供することにより、住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にする。

(情報通信機能の被災の復旧体制の強化)

- 19 大規模災害発生時に通信サービスが途絶した場合における迅速な応急復旧のため、国・地方公共団体・通信事業者等により、初動対応を想定した訓練を実施し、電力供給、燃料供給、倒木処理等に係る関係機関との連携強化を図る。また、実際に災害が発生した際に通信サービスが途絶してしまった場合であっても早期に復旧できるよう、電気通信事業者や被災

自治体等に対し、移動電源車や災害対策用移動通信機器を迅速に貸し出せる等の体制を整備する。

⑦産業・経済

(事業継続体制の構築に向けた支援)

- 1 BCP 未策定企業については、BCP の重要性の理解促進が課題であることを踏まえつつ、製造業、物流事業者、及び製造業と物流事業者の連携による BCP の策定を引き続き促進する。中小企業に対しては、保険会社や商工団体、金融機関等の支援機関への普及啓発を含め、事業継続力強化計画の認定数の増加を図る。
- 2 企業の本社機能等の地方移転・拡充を積極的に支援するとともに、移転・拡充が円滑に進むよう、事業環境の整備を総合的に推進する。
- 3 事業継続の観点から、テレワーク（在宅勤務）による事業継続の取組を促進する。
- 4 災害からの復旧復興における雇用対策として、雇用の維持・確保への取組や情報発信を推進する。

(産業施設・設備の耐震化や非常用電源確保等)

- 5 産業施設・設備の耐震化や非常用電源確保等による災害対応力の強化を図る。また、自家発電設備、燃料備蓄・調達等を関係企業や地域内で融通する取組を促進する。

(サプライチェーン全体の災害対応力の強化)

- 6 多様な視点からのリスク回避のためのサプライチェーンの複線化、部品の代替性の確保、工場・事業所等の災害リスクが高いエリアを踏まえた移転・分散配置等について検討・促進する。また、自家発電設備、燃料備蓄・調達等を関係企業や地域内で融通する取組を促進する。

(臨海部の安全対策)

- 7 臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、臨海工業地帯、漁港等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関が連携して、海岸保全施設等の総合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化等の総合的な取組を進める。

(建設業における担い手の確保等)

- 8 災害時の道路啓開等の復旧復興を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等によって担い手が不足しており、担い手確保・育成の観点から、就労環境の改善を図るとともに、デジタル化を通じて生産性の向上を図る等、若者にとって魅力ある職場環境を構築する。

(中小企業の事業活動継続への支援)

- 9 「中小企業強靱化法」に基づき、中小企業の災害対応力を高めるとともに、中小企業の事業活動継続に向けた支援を行う。

(あいち・なごや強靱化共創センターにおける取組の推進)

- 10 あいち・なごや強靱化共創センターにおいて、愛知県・名古屋市を中核とした中部圏の社会経済活動が維持されるための取組を、引き続き産学官で戦略的に行う。

(中部圏の産業活動を守るための産学官連携による取組の推進)

- 11 産業活動を支えるインフラやライフラインの相互依存関係や脆弱性を整理するとともに、限られた人的・物的資源の効率的な配分、事前・事後におけるハード対策等の優先順位の立案に向けた検討を産学官連携により進める。

(愛知県の強靱化に資する適切な民間資金の活用)

- 12 様々な主体との役割分担の中で、県が実施すべきとされた施策についても、民間の活力を活用する各種の手法を検討し、更なる民間活力の導入を推進する。

⑧交通・物流

(道路施設の耐震化、耐災害性向上)

- 1 輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、県内の都市間を連絡する国道 153 号豊田西バイパスや幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、無電柱化、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や踏切除却など、交通施設等の耐震化等を着実に進めるとともに、道路ネットワークの相互利用による早期の広域支援ルートの確保や道路網及び鉄道網等の輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。また、災害のおそれのある区間を回避するネットワーク確保のため、国道 153 号伊勢神改良などの推進やう回路として活用できる道路について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する。さらに、道路における冠水対策や積雪・除雪対策、放置車両対策などの防災対策を推進する。
- 2 大規模災害時の救急救命・復旧活動を支えるため、緊急輸送道路の道路橋の耐震補強を推進する。また、交通麻痺により物資が運べなくなることを抑制するため、道路構造物の液状化対策を推進する。
- 3 河川の増水により、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路が流失し被災地へアクセスできず孤立が長期化することを防ぐため、橋梁や道路の洗掘防止等の対策や橋梁の架け替え等を推進する。また、強雨傾向等を踏まえ、道路やアンダーパス部等における排水施設及び排水設備の補修等を推進する。
- 4 大規模災害時の救急救命・復旧活動を支えるため、緊急輸送道路の法面・盛土において、レーザプロファイラ調査や SAR 衛星の活用等により把握される災害リスクや近年の被災

事例等を踏まえ、耐災害性評価（リスクアセスメント）等も参考にしつつ、効率的・効果的に対策を推進する。

- 5 大規模地震等の道路閉塞のリスクを軽減するため、市街地等の緊急輸送道路において無電柱化を推進する。
- 6 交通施設については、立体交差する施設など、沿道沿線を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を促進する。
- 7 津波が到達する前に確実に避難行動を終えることができるよう、避難路の整備、避難場所の整備を進める。また、船上や航空機の機内など、様々な状況下にいる者を想定した避難方法を整える。
- 8 大規模な車両滞留の発生や長時間の通行止めによる死傷者の発生を防ぐため、冬期道路交通確保に向けた各道路管理者との更なる連携強化、出控えなどの行動変容を促す取組、高速道路と並行する国道等の同時通行止めも含めた躊躇ない通行止めなどを推し進めるほか、地域の実情に応じて、高速道路の暫定2車線区間や主要幹線道路の4車線化、付加車線や登坂車線の設置、バイパス等の迂回路整備等を実施することを通じ、基幹的な道路ネットワークの強化など、ハード・ソフト両面からの対策を継続する。
- 9 災害により分断、機能停止する可能性を前提に、三遠南信自動車道、名豊道路や西知多道路など、緊急輸送道路や重要物流道路（代替路・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備を着実に推進する。また、名岐道路、浜松湖西豊橋道路については早期事業化を、一宮西港道路、名古屋三河道路については計画の具体化に向けた取組を進めるとともに、新広域道路交通計画に位置づけられた路線の内、未整備路線の早期実現に向けた取組を進める。加えて、輸送モード相互の連携・代替性の確保について、関係機関が連携して幅広い観点から更なる検討を進めるとともに、高速道路ネットワークの利便性を高めるスマートインターチェンジの整備を推進する。

新広域道路交通計画 広域道路ネットワーク路線一覧表

分類	路線名
高規格道路	豊橋浜松道路、名岐道路、名古屋高速道路、名古屋瀬戸道路、知多中央道路、知多横断道路、西知多道路、一宮西港道路、名豊道路、名濃道路、名古屋三河道路、春日井インター道路、名古屋港道路、浜松湖西豊橋道路
一般広域道路	名浜道路、衣浦豊田道路、豊橋環状道路、名古屋豊田道路、東三河環状道路、岡崎衣浦道路、名古屋岡崎道路、国道1号、国道19号、国道22号、国道23号、国道41号、国道153号、国道155号、国道302号
構想路線	三遠伊勢連絡道路、渥美半島道路、関小牧連絡道路、西三河南北道路、三河東美濃連絡道路、三河湾口道路

※高規格道路について、高規格幹線道路は表記していない

- 10 併せて、新東名高速道路を始めとする高速道路・高規格道路ネットワークの着実な整備を図る。

(交通網・交通拠点の整備)

- 11 災害に強い国土幹線道路ネットワークの機能を確保するため、高規格道路のミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化、環状道路の整備等を引き続き推進する。
- 12 災害時の広域避難や救援物資輸送のルートを始め避難路や輸送路の確保にも資するため、高規格道路等へのアクセス性の向上や緊急輸送道路等の強化を図る。
- 13 医療活動や避難所等における感染症対策に必要な資機材確保を支えるため、交通ネットワーク強化を図る。
- 14 大規模災害等の際に道路交通が麻痺することを防止し、安全な道路交通を確保するため、引き続き道路の交通安全対策を推進する。
- 15 愛知県地域防災計画への位置付けを踏まえ、「道の駅」の防災機能強化を推進しつつ、引き続き防災設備の整備、BCPの策定等の災害対応の体制の構築を推進する。
- 16 地域再生計画に基づき、道（市町村道、広域農道、林道）など所管省庁が異なる類似施設の一体的な整備を通じた連携強化の取組を引き続き推進する。

(交通マネジメント、交通情報の提供)

- 17 自然災害により地域交通事業者が被災した場合でも、地域交通網の確保や地域コミュニティを維持できるよう、引き続き事業者・関係機関等とも協力・連携し、協定締結を推進する。
- 18 災害時に機動的であるという自転車、バイクの特性を踏まえ、災害対応や移動の混乱・混雑等を招かないことに留意しつつ、避難、救助、人員・物資の輸送等への自転車、バイクの活用を推進する。
- 19 交通渋滞により、緊急車両が到達できない事態を回避するため、官民の自動車プローブ情報の活用、広域交通管制システムの運用、ICTを活用した情報収集・共有、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進める。また、通行止め等の交通規制や渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、県民の理解と協力を促す。
- 20 災害時における情報提供が遅れぬよう、AIによる画像認識等も含めた道路管理用カメラ等の活用や、関係機関と連携した災害時の道路の通行可否情報の収集や提供に関する仕組みの構築と情報収集能力向上に向けた取組を推進する。

(緊急輸送道路等の確保対策)

- 21 ライフサイクルコストの低減や効率的かつ持続可能な道路施設の維持管理の実現のため、施設の機能や性能に不具合が発生する前に修繕等の対策を講じる予防保全によるメンテナンスへ早期に移行するための措置を集中的かつ計画的に実施する。
- 22 災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、道路等の啓開に必要な体制の整備、輸送に必要な装備資機材の充実等により、避難路等の多様な提供手段の確保に向けた取組を推進する。

- 23 大規模地震発災後の緊急輸送道路等の通行を可能とするため、実動訓練等を通じ、放置車両移動など対応能力を強化する。
- 24 大規模災害時には、被災地への初期移動が困難な状況や各種の災害対応による道路管理者の職員不足も想定されることから、遠隔で網羅的に道路状況が確認できる体制を確保する。
- 25 道路啓開等総合啓開などの復旧・復興業務を迅速に行うため、これらの業務を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成を促進する。
- 26 また、「中部版くしの歯作戦」について、関係機関の役割を具体化し、計画の実効性を向上させる。併せて、がけ崩れによる孤立集落を支援するため、内陸部への啓開についても検討を進める。

（幹線鉄道ネットワークの整備）

- 27 大規模自然災害の発生時において、鉄道施設が被害を受け都市間の鉄道交通が麻痺することを防ぐため、雪や大雨などの災害に強く、災害時には代替輸送ルートとして機能するリニア中央新幹線等の幹線鉄道ネットワークを整備する。
- 28 また、リニア中央新幹線の高速特性による効果をより広域的に波及させるとともに、災害に強い強靱な地域づくりを推進するため、リニア中央新幹線駅へのアクセス性向上を検討し、結節機能の強化を図る。

（鉄道施設の浸水対策、耐震化、危機管理体制）

- 29 電源等の重要施設を含む鉄道施設に対する浸水対策を引き続き推進するとともに、河川氾濫や高潮等による浸水のおそれのある地下鉄道について、接続する他の地下施設と連携した浸水対策を推進する。また、河川橋梁や斜面崩壊対策、異常気象時の二次災害防止のための運転規制等、鉄道の安全・安定輸送を確保するための対策を講じる。
- 30 電源等の重要施設を含む鉄道施設に対する浸水対策を引き続き推進するとともに、豪雨により流失・傾斜のおそれがある鉄道河川橋梁について、引き続き洗掘防止対策や異常検知システム設置等の豪雨対策を推進する。また、豪雨により斜面崩壊のおそれがある鉄道の隣接斜面について、斜面崩壊対策を推進する。
- 31 2022年12月に公表された「新幹線の地震対策に関する検証委員会中間とりまとめ」等も踏まえ、2022年3月の地震において比較的大きな軌道沈下が発生した高架橋と同様の在来線の高架橋については2027年度までに優先的に耐震補強を進める。また、これまでの耐震対策の取組によって、南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線・緊急輸送道路等と交差・並走する箇所における高架橋等の崩壊を防止する対策については、速やかに完了するとともに、今後は、対象地域を拡大し、それ以外の地域でも緊急輸送道路等と交差・並走する箇所の耐震対策を推進する。くわえて、復旧性の向上のための耐震補強について、南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域において推進する。
- 32 降積雪時における列車の駅間停車による長時間にわたる乗客の閉じ込め等の事態を回避するため、降積雪の状況等に応じた総合的な雪害対策が適切に実施されるよう必要な施策を強化する。また、最大で1週間にわたる列車運休や、駅間停車による乗客の閉じ込めが発生し

たことを踏まえ、降積雪の状況等に応じた総合的な雪害対策が適切に実施されるよう対策を進める。

- 33 老朽化が認められる鉄道施設について、長寿命化に資する鉄道施設の補強・改良を実施し、予防保全による防災・減災対策の強化を図る。また、新幹線の土木構造物の健全性を維持・向上するため、予防保全に基づく大規模改修により、継続的な高速旅客輸送機能の維持に取り組む。
- 34 近年、頻発化・甚大化する自然災害により、貨物鉄道輸送の長期不通が頻繁に発生し、それに伴う物流網の混乱等が発生しているため、長期不通が発生しないように貨物鉄道ネットワークを強化する。また、長期不通が発生した場合でも、迅速、かつ、安定的に代行輸送を実施できる体制を確立するため、特に脆弱な区間を対象に、代行輸送の拠点となる貨物駅における円滑な積替えを可能とするための施設整備を推進する。さらに、災害時に貨物鉄道が一部寸断された場合に速やかに対応できるよう、代替輸送可能な貨物路線ルートや車両の対応規格等を確認・整理する。

(帰宅困難者等対策)

- 35 大量の帰宅困難者等が徒歩等により一斉帰宅を開始した場合に、緊急車両の通行を妨げる等応急活動に支障を来すことを防ぐため、行政機関や鉄道事業者等の関係者が連携し、帰宅困難者等対策を推進する。
- 36 大規模地震発生時に大量の帰宅困難者等が徒歩等により一斉帰宅を開始することを防止するため、宿泊施設や企業等と連携して、引き続き、企業等の施設内待機や拠点のない帰宅困難者等の待機場所の確保を推進する。
- 37 想定を超える大量の帰宅困難者等の発生・混乱を抑えるため、一定水準の防災機能を備えたオープンスペースがない都市において、休憩・情報提供等の帰宅支援場所となる公園、緑地、広場等の整備を推進する。

(産業競争力を兼ね備えた港湾物流インフラ網の構築・維持)

- 38 背後に集積するグローバルなものづくり産業の国際競争力を物流面から支えるため、災害時における輸送モードの確保に加え、平常時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減に資するターミナル整備を、名古屋港、三河港及び衣浦港において着実に推進し、物流インフラ網の構築及び維持を図る。

(港湾等の災害対策)

- 39 気候変動により風水害が激甚化・頻発化する傾向にあること、くわえて、大規模地震の発生が切迫していることを踏まえ、港湾施設の耐震・耐波性能の機能強化を推進する。
- 40 大規模津波による甚大な被害の発生を防ぎ、速やかな復旧等を可能とするため、名古屋港、三河港及び衣浦港等において、「粘り強い構造」を導入した防波堤の整備や避難施設の整備等、港湾における津波対策を進める。
- 41 港湾内に民間事業者が保有する護岸や岸壁等の耐震改修を促進する。
- 42 海上・航空輸送ネットワークの確保のための事前の体制構築、迅速・円滑な航路啓開、動静監視等を確保するための体制強化について、関係機関が連携して進める。

- 43 気候変動に伴い、物流・産業・生活機能が集積する臨海部において、岸壁・防波堤等の被災リスクや堤内地・堤外地の浸水リスク、漂流物により海上輸送が機能不全に陥るリスク、一つの港湾の被災の影響が広域的に波及するリスク等の増加が懸念されることから、港湾地域のすべての関係者が協働してハード・ソフト対策に取り組む「協働防護」に基づき、港湾地域の強靱化を推進・促進する。
- 44 港湾 BCP の実効性を高めるため、関係機関と協働による港湾 BCP 訓練を継続的に実施し、PDCA サイクルを通じて更なる見直し・改善を図る。
- 45 耐風速対応型レーダーの活用等による、より安定的な海上交通管制の実施や、航路標識の老朽化等対策・耐災害性強化等を計画的に進める。
- 46 大規模自然災害による港湾施設の被害を軽減するため、既に老朽化が進行している施設や堆積傾向にある航路・泊地の予防保全対策を推進する。
- 47 被災した港湾施設の損壊箇所の速やかな特定や災害発生時の遠隔による技術支援・施設被災状況把握を実施するため、港湾工事における 3 次元データ活用やデータ共有を推進する。
- 48 発災時に被害情報の把握が遅れることで基幹的海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への影響が長期化するおそれがあるため、衛星やドローン等を活用した港湾被災状況等の災害関連情報の収集・集積の高度化を図る。
- 49 自然災害時に閉塞した航路の早期回復を図るため、関係機関が協力・連携して被災後の最低水面決定に必要な基礎情報を整備する。
- 50 発災後に速やかに航路を確保できる体制を構築しておくため、関係機関が協力・連携して航路啓開訓練やその結果を踏まえた航路啓開計画の見直し・充実を図る。
- 51 基幹的海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響を防ぐため、引き続き、関係機関が協力・連携して港湾における走錨事故の防止等に関する対策を推進する。

(空港等の災害対策)

- 52 地震・台風・高潮等、想定される各種の自然災害が発生した場合でも、国際航空輸送機能に甚大な影響が及ばないよう、空港施設の浸水対策・老朽化対策や、滑走路等の耐震対策や浸水対策などのハード対策と、「A2-BCP」に基づく訓練の実施による実効性強化のソフト対策を引き続き進める。
- 53 台風などの顕著な気象現象や火山噴火が発生した場合でも、国内外の航空輸送機能への影響を最小限とするとともに空港や航空路の安全を確保するため、火山灰や乱気流等に関する防災気象情報の活用促進や解説強化を行う。

(中部国際空港の機能強化)

- 54 災害に強い強靱な地域づくりを推進するため、我が国の国際ゲートウェイの一翼を担う中部国際空港の第二滑走路の整備をはじめとした機能強化を促進する。

(旅行者対策)

- 55 災害発生時には、訪日外国人旅行者が必要とする災害の状況に応じた正確な情報発信（公共交通機関の状況、観光施設の営業状況に関する情報等）を行う。

56 訪日外国人旅行者に適切に情報を伝え、安全確保に係る情報収集を支援するため、愛知県多言語コールセンターにより訪日外国人旅行者からの緊急時の問合せに対応するなどの環境整備促進、観光案内所等での災害関連情報の発信強化を図る。

(物流に係る災害対策)

57 大規模災害時に、被災地で食料・飲料水等の生命に関わる物資供給を確実かつ円滑に行うため、輸送オペレーションのデジタル化を進め、訓練・演習を継続的に実施する。また、避難所への物資を滞りなく届けるため、ラストマイルも含めた円滑な支援物資物流の実現に向けた取組を進める。

58 災害発生時においても物流機能やサプライチェーンを維持するため、BCP 未策定の物流事業者における BCP 策定や、平時からの関係者間での連絡体制構築などの取組を促進する。

59 荷主、運送事業者、交通事業者、道路等の管理者、研究機関が幅広く連携し、幹線交通が分断するリスクについて認識の共通化を進め、平時からの関係者間での連絡体制構築などの取組を促進する。

⑨農林水産

(農山漁村における人命・財産を守る防災・減災対策)

- 1 大規模津波による多数の死傷者の発生防止や浸水被害の防止・軽減のため、海岸防災林による津波エネルギー減衰効果等を確実に発揮できるよう整備・強化を進める。
- 2 異常気象等の発生による突発的又は広域かつ長期的な浸水を防ぐため、決壊すると多大な影響を与えるため池の改修、農用地の湛水被害を防止するための農業用排水施設等の整備・改修等を推進する。また、市町村と連携し、ソフト対策として防災重点農業用ため池のハザードマップ作成等を進める。
- 3 「田んぼダム」の取組を広げていくため、地域の共同活動を支援するとともに、水田の貯留機能を向上させる農地整備を進める。

(国内の食糧生産のためのハード対策とソフト対策を組み合わせた災害対策等の強化)

- 4 農林水産業に係る生産基盤等については、ため池等の農業水利施設の耐震化、漁港施設の耐震化・耐津波化、卸売市場の施設整備、農業水利施設や農道橋、林道橋、漁港施設等の保全対策、漁港 BCP の充実等、総合的な防災・減災対策を推進する。
- 5 農業水利施設の GIS データ整備や、農地浸水マップの作成、農業農村整備に関する防災・減災等に係る新技術の開発・共有等により、農業農村整備に係る防災・減災対策を促進する。
- 6 農業水利施設の耐震化等の耐災害性強化対策や長寿命化も含めた戦略的な維持管理・機能強化、供給支障発生時の早期復旧を可能とするためのデジタル技術を活用した遠隔監視等を進める。

(農林水産業の振興、農山漁村コミュニティの維持による災害対応力向上)

- 7 農山漁村集落が衰退・消滅し、地域コミュニティ機能が低下することを防ぐため、農山漁村における就業の場の確保、所得の向上及び雇用の増大を実現し、地域活性化を図る。また、県土保全や水源涵養等の農業・農村等の有する多面的機能の低下を防ぐため、地域における共同活動の継続的な実施を通じて、地域防災力の向上にも資する農村等のコミュニティの維持・活性化を図る。
- 8 農村において集落機能を維持するため、農業生産基盤や農村生活環境を適切に整備する。
- 9 森林の有する多面的機能の低下を防ぐため、地域の活動組織が実施する森林の保全管理や山村活性化の取組を通じて、地域の防災・減災に資する山村コミュニティの維持・活性化を図る。
- 10 地域防災計画等に基づき、農道等が避難路や迂回路に指定されていることを関係者間で常に共有する。
- 11 漁港・漁村の防災機能の強化、山地災害防止等、ハード・ソフト対策を組み合わせた防災・減災対策を推進する。

(災害に強い森林づくり等の推進)

- 12 大規模な山地災害等による多数の死傷者の発生防止のため、治山対策による荒廃山地・渓流の整備を推進し、地域の安全・安心を確保する。また、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加、豪雪等により、山地災害が激甚化する傾向にあることを踏まえ、治山対策をより一層推進する。特に、尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など災害の発生形態の変化等に対応して、流域治水と連携しながら、山地災害危険地区等におけるきめ細かな治山ダムの配置等により、土砂流出の抑制等を図るとともに、これらに係るハード対策と併せて山地災害危険地区に係る情報提供等のソフト対策を一体的に実施し、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図る。
- 13 豪雨災害等による林地の被害の拡大を防ぐため、山地災害防止や水源涵養等の森林の公益的機能の発揮が重要であることから、間伐及び主伐後の再生林の確実な実施と、これらの実施に必要な強靱で災害に強く代替路にもなる林道の開設・改良、重要インフラ施設周辺の森林整備を推進する。また、地域住民と地域外関係者等が一体となった森林の保全管理や山村活性化の取組、森林境界の明確化を通じた施業の集約化により地域の森林の整備を行う。さらに、森林被害を防止するための鳥獣害対策を推進する。
- 14 地域コミュニティ等と連携した森林の整備・保全活動を推進するとともに、災害時における県有林材の仮設住宅資材としての供給を検討する。
- 15 豪雨等の発生と森林の管理不足等の連鎖によって生じる山地災害の発生や森林の被害を防止するため、CLT等の建築用木材の供給・利用の促進を強化し、森林の持つ公益的機能の維持・発揮を推進する。

(サプライチェーンの災害対応力の強化)

- 16 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、強靱な道路網の整備を推進するとともに、園芸産地における複数農業者によるBCPの策定を促進する。また、食品サプラ

イチェーン全体の連携・協力体制の構築の促進・普及啓発、事業者による BCP の策定を促進する。

- 17 漁港管理者や漁協等に対して BCP ガイドラインの普及を行い、漁場から陸揚げ、加工・流通に至る漁業地域を一体的に捉えた BCP の策定を促進する。BCP においては、停電による生産・流通機能への影響を踏まえた非常用電源の確保などの対策を位置付ける等、停電時でも稼働できる体制の構築を進める。また、土地改良施設を管理する土地改良区等における BCP の策定等を推進する。

(応急用食料等物資供給体制の充実及び備蓄の推進)

- 18 食料物資や生活必需品が調達できない場合を回避するため、平時に民間事業者等の協力の下、応急用食料や生活必需品の調達可能量の調査を行い、備蓄等により物資の不足が生じないようにする。また、耐震性備蓄倉庫の整備を図る。
- 19 被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める。

(都市農業の振興等)

- 20 都市及びその周辺の地域においては、災害時の防災空間の確保など都市農業の持つ多様な機能が発揮されるよう、都市農業の振興を図る。
- 21 都市農地が持つ防災機能を再評価し、災害時の避難場所、資材置き場、食料品の供給拠点等として活用する防災協力農地の市町村の取組を支援する。

⑩県土保全

(総合的な県土保全対策の推進)

- 1 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害に対して備えるため、引続き土砂災害防止施設の整備、河川改修、河川・海岸堤防等の耐震化、高潮防波堤の整備、港湾・漁港施設の耐震・耐津波対策、下水道施設の機能強化・耐震化等の施設整備、海岸保全施設の整備等を推進するとともに、土地利用と一体となった減災対策、土砂災害警戒区域等の指定、想定し得る最大規模の洪水、内水、津波及び高潮を想定したハザードマップの作成推進及び周知徹底、災害発生時の的確な情報伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を実施する。
- 2 河川の整備に係る計画等について、洪水、内水、土砂災害、高潮、高波等の自然現象が気候変動によってどの程度変化するか将来予測を行い、降雨量の増加、潮位の上昇などを考慮して見直しを行う。
- 3 気候変動による降雨量の増大等により洪水や内水等の被害が毎年のように発生していることを踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの河川整備や下水道・海岸の整備をより一層加速するとともに、雨水貯留浸透施設の整備や水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の流域対策等を推進し、「流域治水推進行動計画」に基づき、関係行政機関の緊

密な連携・協力の下、上流・下流や本川・支川の流域全体を見据え、事前防災のためのハード・ソフト一体となった流域治水の取組を強化する。あわせて、特に水害リスクの高い河川においては、特定都市河川の指定を進め、ハード整備の加速に加え、あらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まい方の工夫等を推進する。

- 4 大規模氾濫が発生した場合に甚大な被害が想定される大都市部のゼロメートル地帯等において、大規模氾濫が発生した場合にも社会経済活動が長期停止することのないよう、まちづくりとも連携しつつ、河川・海岸の堤防、水門等・排水機場等の整備や耐震化、老朽化対策等を推進する。
- 5 施設の能力を超える洪水に対しても、避難のための時間を確保する、浸水面積を減少させるなどにより、被害をできるだけ軽減することを目的に、決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするなどの減災効果を発揮する粘り強い河川堤防の整備を進める。
- 6 ダムの事前放流の効果をより発揮させるため、利水ダムを含む全てのダム管理者との情報網を整備する。さらには、AI の活用等による雨量やダムへの流入量の予測精度の向上、ダムの運用の改善・高度化等を図り、治水機能の強化、水力発電の促進、地域振興を両立する「ハイブリッドダム」の取組を進める。
- 7 豪雨や地震等に伴う土砂災害から県民の生命・財産の被害を防止・軽減するため、砂防施設等の整備を推進する。
- 8 大規模地震・津波が想定される地域等の河川・海岸において、堤防等の整備や耐震対策、水門・樋門等の自動化・遠隔操作化等の地震・津波対策を進める。
- 9 施設の機能を確実に発揮させるため、引き続き河川管理施設、砂防設備、下水道施設、海岸保全施設等の適切な維持管理・更新を進めるとともに、排水機場・ダム等の遠隔監視・操作化の推進により施設管理の高度化を図る。また、ダムの貯水池機能の回復等のため、順次集中的・計画的に洪水調節容量内等に堆積した土砂の撤去、ダムへの土砂流入量を低減させるための対策等に取り組む。
- 10 自然環境が有する機能を持続的に発揮し続けるため、様々な関係者による連携・協力体制の構築を図る。また、社会資本整備や土地利用に係る様々な取組にグリーンインフラを波及させるとともに、民間の参入や投資の拡大も取り込みながら継続的にグリーンインフラを推進する。
- 11 気候変動影響評価や適応策の検討のため、引き続き知見の収集・提供を進めるとともに、地域気候変動適応計画策定マニュアル等を踏まえて、市町村における地域気候変動適応計画策定を支援する。
- 12 愛知県気候変動適応計画及び防災関連計画に基づき、気候変動対策と防災・減災対策を包括的に実施する。
- 13 津波災害警戒区域において、避難確保計画の作成など要配慮者利用施設等の警戒避難体制の整備を促進する。
- 14 近年、全国各地で豪雨等による水災害が発生していることに加え、気候変動に伴う降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動を踏まえた水

災害対策について、国の動向を踏まえ、対応について検討する。また、気候変動の緩和策としてカーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進する。

(ソフト対策の充実)

- 15 洪水時の被害軽減、早期復旧のため、要配慮者利用施設や地下街の事業所等における避難確保・浸水防止計画作成等に関する取組を促進する。
- 16 豪雨や台風時における住民の主体的な避難行動を促進するため、洪水・内水・高潮・津波等による浸水被害を想定したハザードマップ及びGISデータの作成、緊急速報メールを活用したプッシュ型配信、避難情報の的確な発令を支援する水害対応タイムラインの作成等を進める。
- 17 頻発化する土砂災害に対し、高精度な地形図を活用した基礎調査を実施し、引き続き土砂災害警戒区域等の指定を進めるとともに、都道府県と気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の精度向上等に取り組むことで、住民等の円滑な避難を促進する。
- 18 人工衛星による昼夜・天候を問わない観測や、UAVによる即時性の高い調査を通じて、深層崩壊・天然ダム・火山噴火による降灰等の状況を調査し、土砂・洪水氾濫等の土砂移動の影響範囲の把握を迅速化することにより、二次災害防止対策の実施、住民等の実効性のある警戒避難体制構築の支援を促進する。
- 19 地域の実情に合った避難方法の構築や、津波ハザードマップの作成・見直し、土地利用のあり方の検討、防災気象情報の利活用、津波災害警戒区域等の指定及び津波ハザードマップに基づく訓練など、関係機関が連携してハード対策とソフト対策を組み合わせた「多重防御」により被害を最小化し、津波防災地域づくりを進める。
- 20 気候変動等の影響により、渇水が更に深刻化するおそれがあることから、関係者が連携して渇水による影響・被害を想定した上で、渇水による被害を軽減するための対策や危機時の代替水源の確保等の取組を推進する。

(効果的な施設整備)

- 21 施設整備については、コスト削減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行うとともに、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を進める。

(既存施設の管理・活用の推進)

- 22 海岸保全施設、河川管理施設、港湾・漁港施設、下水道施設、土砂災害防止施設等の長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理を行うとともに、既存施設の効率的な管理・活用を推進する。

(市町村等への技術的支援)

- 23 災害復旧に不可欠な人材の育成や災害復旧に関する人材・ノウハウが不足している市町村等への技術的支援を迅速に行うための事前の体制を整備する。

(健全な水循環の維持、回復)

24 水循環の変化は、様々な要因によることから、関係機関が連携して、流域の総合的かつ一体的な管理、異常渇水への対応など、健全な水環境を維持し、又は回復するための施策を包括的に推進する。

(遠州灘の砂浜の回復・保全)

25 海岸侵食の原因である、土砂収支の地域的なアンバランスを解消するとともに、沿岸全域において海岸が被災を受けない砂浜幅を保持するため、潜堤整備、養浜による対策、サンドバイパスの検討を行う。

(活断層に関する情報提供の実施)

26 愛知県内の活断層について、引き続き県民に広く周知する。

(災害対応策の高度化等)

27 被災地における速やかな災害復旧等のため、ICT 施工や BIM/CIM 導入による一連の建設生産プロセスの高度化・効率化等に取り組むとともに、土砂崩落等により人の立入りが困難な被災現場における活動を可能とするため、建設機械の自動化・自律化・遠隔化技術等の開発・改良等を促進する。また、防災・減災の担い手となる建設産業の担い手の確保・育成に中長期的に取り組むとともに、自治体職員の技術力向上、災害復旧事業等への支援体制の強化等を進める。

⑪環境

(自然生態系を活用した防災・減災の推進)

- 1 社会の強靱性の向上に資する自然生態系の機能の更なる活用に向け、自然環境の保全・再生に適した場所の可視化方法や生態系機能の評価方法など、技術的知見の蓄積を図る。また、その情報発信、取組支援等を通じ、Eco-DRR の現場実装を進める。
- 2 環境的資産の喪失を防止するためには健全な森林生態系を保全していくことが必要であるため、適正な鳥獣保護管理を推進する。
- 3 近年の台風や豪雨等により自然公園等施設の被災が増大しているため、引き続き自然公園等施設の老朽化対策、災害時の影響軽減、自然生態系の再生に係る施設整備等に取り組む。

(大規模自然災害発生時の災害廃棄物処理)

- 4 適切な老朽化対策の実施等により、災害時にも自立稼働が可能で、かつ十分な処理能力を有するごみ焼却施設の導入を引き続き進める。
- 5 継続的に災害廃棄物の仮置場として適用可能な土地をリストアップするとともに、災害発生時に確実に運用できるよう準備を進める。

6 災害廃棄物処理の停滞により、人命救助や災害復旧作業の効率性が低下することを回避するため、あらかじめ貨物鉄道や海上輸送の大量輸送特性をいかして災害廃棄物の輸送が可能な体制を構築する。

7 災害時に海岸に大量の漂流・漂着物が発生した状況下では、生態系を含む海岸の環境の悪化、海岸保全機能の低下、漁業や海上交通ネットワークへの影響等が生じることから、速やかな回収・処理等を実施する。

(市町村における災害廃棄物処理計画の実効性の向上等)

8 市町村における災害廃棄物処理計画の実効性の向上に向けた教育訓練による人材育成等を行い、災害廃棄物処理体制の充実を図る。さらに、災害廃棄物の円滑な処理に向け、他都道府県、市町村、業界団体等との広域連携を図る。

(有害物質の排出・流出時における監視・拡散防止策の強化)

9 化学物質の漏えいへの対応力を高めるとともに、複数の都道府県が被災するような大規模災害の場合においては、国と連携し、地域間で協力して対応する。また、関連する施設設備の更新・補修を適切に実施する。

10 技術指針に適合していない休廃止鉱山の集積場や坑道について、自然災害時に有害物質等が拡散・流出しないよう、対策を進める。

(浄化槽の災害対応力の強化)

11 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止を防止するため、浄化槽台帳システムの整備を進めるとともに、災害に強く早期復旧が可能な合併浄化槽の導入促進及び導入による管理の高度化を検討する。また、施設の老朽化・耐震対策を実施する。

(地球環境問題への対応等)

12 近年増加している大雨などの背景には、地球温暖化による影響があると考えられており、今後は大雨の頻度と強度の増加、強い台風の増加などによる自然災害の増加、渇水の深刻化などが予想されているため、脱炭素社会の実現に向けた取組を進める。

13 夏季における自然災害発生時に開設された避難所等における熱中症対策を実施する。

⑫土地利用

(安全な地域づくり)

1 南海トラフ地震等の発生が懸念されている大規模地震の特性や地形地質条件等の特性、地域住民の意向等を踏まえながら、施設そのものの被害の防止と土地利用に係る規制・誘導を柔軟に組み合わせ、復旧・復興段階をも事前に見据えて検討し安全な地域づくりを進める。

2 持続可能で多様に富む強靱な地域を形成するため、新たな国土形成計画に示された「シームレスな拠点連結型国土」の考えを基本に、質の高い交通やデジタルのネットワーク強化を通じた災害時等のリダンダンシー確保のための取組等を推進する。

- 3 都市部地方部問わず、コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物など有形の文化財にも影響するため、コミュニティの活力を保つ。そのため、平時から地域での共同活動等を仕掛ける。

(復興事前準備・事前復興の推進)

- 4 被災後、復興に向けた方針を早期に示すため、復興方針を事前に策定するとともに、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行うため、実施手順等を事前に定める。
- 5 復興まちづくりのための事前準備に未着手の市町村に対して取組着手を促進するとともに、優良な事例の横展開やガイドラインの策定等により、既に復興事前準備に取り組んでいる市町村についても、事前復興まちづくり計画の策定など、各種取組内容が充実するよう支援する。

(地籍整備の促進)

- 6 緊急輸送道路整備などの事前防災関連事業の計画的実施や災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査等を推進し、土地境界等を明確化するとともに、登記所備付地図を整備する。

(所有者不明土地への対策)

- 7 中部地区土地政策推進連携協議会等の場を通じて、市町村等に対して、改正所有者不明土地法に基づく制度の周知を行い、所有者不明土地対策計画作成制度等の活用を促進する。

(首都機能をバックアップできる県土構造の構築)

- 8 東京への一極集中を是正し、国土強靱化に資するよう、中枢機能を適切に分担、バックアップできる県土構造の構築に取り組む。
- 9 「自律・分散・協調」型社会を実現するため、県・市町村、地域コミュニティ、企業等の各主体が連携し、それぞれの地域や市町村の強靱化を進める。

(2) 横断的分野

①リスクコミュニケーション

(地域強靱化に関する教育等の推進)

- 1 国土強靱化の取組の土台を支えるのは、民間企業や団体のほか、地域住民、コミュニティ、NPO 等による防災の取組であり、これらの主体が中心となって実施される自助・共助の取組を効果的で持続的なものとする。このため、全ての関係者が自助・共助・公助の考え方を十分に理解し、自発的に行動するよう、国土強靱化に関する教育、訓練、啓発等による双方向のコミュニケーションに継続的に取り組む。
- 2 災害発生時に一人一人が迅速・的確に行動をとることができるよう、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、実践的な防災訓練や防災教育等を推進する。住民が主体的で適切な行動により命を守るためには、住民等が主体となった避難に関する取組の強化や防災意識の向上等の自助・共助を促進する必要があるため、地区居住者等が市町村と連携しながら地区防災計画に関する取組を促進することにより、住民等の自発的な防災活動を促進し、地域防災力の強化を図る。また、国による広域的かつ実践的な訓練の実施を通じた地方公共団体の支援や消防団等の充実強化、地区防災計画制度の普及・啓発等により、防災力を強化する。

(地域の災害対応力の向上)

- 3 災害時の住民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上、被災者の心のケアに重要な役割を果たす地域コミュニティの機能を平常時から維持・向上させるとともに、復興ビジョンを平常時から検討しておくなど、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整える。また、防災ボランティア等、地域を守る組織、団体の主体的な活動について、後方支援や交流の場の充実・拡大等により促進する。

(災害対応業務の実効性の向上)

- 4 民間企業や防災に関する専門家の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなど、災害対応業務の実効性を高める。

(自助の取組の促進)

- 5 BCP の策定や実効性の向上、住宅・建築物の耐震化、備蓄など、個人や家庭、地域、企業、団体等における地域強靱化への投資や取組を促進するための普及啓発、情報提供等を進める。

(非被災地への情報発信)

- 6 非被災地に対して、被害の状況、支援の要望とともに、過度の風評、経済停滞を招かないよう、今後の復旧・復興の見込み等に関する情報発信の体制を構築する。

(要配慮者への対応)

- 7 要配慮者への災害情報伝達、避難路・避難所・仮設住宅等のバリアフリー化、災害時医療機能の確保を図る。

(災害対応業務の標準化等)

- 8 大規模自然災害発生時には、国や地方自治体、関連事業者等が、相互に効果的かつ効率的な連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような態勢を確立することが重要であるため、災害対応業務、災害情報の標準化、共有化に関する検討を推進する。

(共助社会づくり)

- 9 地域コミュニティの弱体化は、災害に対する脆弱性の増大に繋がることから、コミュニティの再生や多様な主体による共助社会づくりを推進する。
- 10 地域を支える担い手を、中長期的な視点に立って、戦略的に育成する。

(高齢者の役割の再認識)

- 11 高齢化社会を迎えている中で、元気な高齢者は地域の強靱化の大きな担い手であるとともに、災害時に助けられる側ではなく、助ける側に回れる高齢者を増やす必要があるため、高齢者の健康を維持する。

(避難の円滑化、迅速化等)

- 12 「自らの命は自らが守る」意識の徹底や災害リスクと住民のとるべき避難行動の理解促進を図る。
- 13 高齢者等の要配慮者の避難の実効性を確保するため、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について、関係機関が連携して支援を行う。
- 14 各地域において自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるようにするため、防災の基本的な知見を兼ね備えた地域防災リーダーを育成する。
- 15 避難の円滑化、迅速化等を図るため、市町村におけるタイムラインの策定等を促進するとともに、民間ビルなどの活用も含め、避難場所や避難経路等を安全な場所に確保する。
- 16 想定し得る最大規模の津波・洪水・高潮・内水に対しては、ハード対策では限界があるため、最低限、人的被害防止につながるハザードマップの作成支援のために、浸水想定区域を指定・公表することなどにより、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開する。
- 17 水害に直面した際に県民が正しい行動がとれるよう、県民目線の情報提供や、県民の自発的な行動を促す地域協働型の取組など「みずから守るプログラム」の推進を図る。

(地震に関する調査及び情報提供)

- 18 想定される巨大地震等について、防災対策の進捗状況や最新の統計情報及び知見を踏まえた被害想定 of 推計・見直しを適宜実施し、調査結果を周知する。
- 19 愛知県内の地震の発生状況等について分析を行い、県民に周知する。
- 20 愛知県内の活断層について、引き続き県民に広く周知する。
- 21 頻発する大規模災害に対応するため、災害で得られた教訓等を収集・展示し、県民や公共団体への普及啓発等を実施するとともに、防災に係る専門家の育成等を進める。

②人材育成

（人材の育成と技術的支援体制の整備）

- 1 災害復旧に不可欠な人材の育成やノウハウを身につける防災・減災教育をけん引する施設を整備する。また、東日本大震災等での事例や県内市町村の災害ボランティア受入体制の整備状況を踏まえ、災害時のボランティア活動の支援体制を整備する。
- 2 頻発する大規模災害に対応するため、災害で得られた教訓等を収集・展示し、県民や公共団体への普及啓発等を実施するとともに、防災に係る専門家の育成等を進める。また、防災人材のネットワーク化を推進する。
- 3 小規模市町村を中心とした被災市町村において復興を支える人材の不足に対応するため、復旧・復興に必要な中長期派遣に係る技術職員をあらかじめ確保する。
- 4 大規模災害発生時における迅速な復旧を図るため、特に被災経験が少ない地方公共団体職員を中心とした技術力向上のための研修や、分かりやすいマニュアル・手引の作成等を引き続き実施する。
- 5 行政職員に対して、防災訓練や研修等を定期的に行い、連絡手段の実効性の確保や、スキル・ノウハウの取得、受援体制の強化、災害救助法の理解促進等を行う。
- 6 大規模な自然災害の発生に備えて、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化、水防団、消防団や自主防災組織の充実強化、DMAT や災害支援ナース、自衛隊災害医療基幹要員の養成、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する。
- 7 自然災害時に被災地での医療活動を担う DMAT については、新興感染症等の感染拡大時に対応可能な隊員の養成に向けた感染症に係る研修等を実施する。
- 8 災害対策本部において DMAT の派遣調整業務を担う災害医療コーディネーターの養成を推進する。
- 9 どの地域で大規模災害が発生した場合でも被災地における精神保健医療機能を維持することにより災害関連死を抑制するため、DPAT の整備を進める。
- 10 災害福祉支援ネットワークの構築および災害派遣福祉チームの設置など、災害時の福祉支援体制の整備を進める。
- 11 建設産業は高齢者の割合が高い産業構造となっており、将来的に高齢者の大量離職が見込まれるため、中長期的な担い手の確保・育成のための取組を進める。
- 12 現場技術者の立入りが容易ではない災害現場においても、被災した防災インフラの機能を早期復旧するため、自動化・遠隔化・ICT 施工技術の普及促進や必要となる人材・資機材を確保する。
- 13 石油化学業界等の多様な産業の原材料となる物資のサプライチェーンの確保に当たっては、被災リスクの軽減、災害発生時の供給施設の被害の把握等に関する知識とノウハウを持ち、プロセス全体を把握することができる人材の育成に努める。
- 14 保安人材の担い手不足が懸念される中、ドローンや AI、音や臭い、振動などのセンシング技術といったデジタル技術を活用し、人が点検することが困難な場所の設備の点検頻度を高める等、スマート保安の更なる普及を図る。

- 15 有害廃棄物を含めた災害廃棄物の処理計画や関連技術に係る被災地のノウハウを広く情報共有し、全体の対応能力の強化を図るため、研修・訓練・演習等を継続して実施し、人材育成を進める。

(指導者等の育成)

- 16 学識者、地方公共団体、民間事業者等関係者が参加する、リスクコミュニケーションの取組の中核となる連絡協議会を設置・開催することなどにより、災害から得られた教訓・知識を正しく理解し実践的な行動力を習得した指導者・リーダー等の人材の育成等を支援する。特に、復興の観点からはまちづくり・地域づくりに関わる仕組等を理解した次世代を担う若者の育成に取り組む。

③老朽化対策

(インフラ老朽化対策等の推進)

- 1 インフラの老朽化の割合が加速度的に増加する等、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することが課題となっている。限られた財源の中で膨大な県有施設の老朽化に対応するため、愛知県公共施設等総合管理計画及び施設類型ごとの長寿命化計画（個別施設計画）に基づき、計画的かつ着実に維持管理・更新等を推進する。

(維持管理の体制整備)

- 2 インフラ維持管理・更新の担い手の減少や、多くのインフラを管理するための予算や人的資源の不足が懸念されているため、ドローンやAI、IoTを活用したリモートセンシング等、少ない人手で効率的に対応できるような技術活用や実行性ある維持管理体制の整備を進める。

(市町村への支援)

- 3 社会資本の多くは市町村が管理を行っているが、技術面、人材面で課題を抱える市町村が持続可能なメンテナンス体制を構築できるように、関係機関が連携して支援する。

④研究開発

(技術開発成果の転用と活用)

- 1 地域の特性等を踏まえて災害・被災情報（災害の種類・規模、被災した個人・構造物・インフラ等）をきめ細かく予測・収集・共有し、個人に応じた防災・避難支援、自治体による迅速な救助・物資提供、民間企業と連携した応急対応などを行うネットワークを構築する。

- 2 CASE（コネクテッド、自動運転、シェアリング、電動化）や MaaS（モビリティ・アシスタンス・サービス）など、地域強靱化以外の分野を含めた技術開発成果の転用、活用について検討し、長期的な視点に立って効率的、効果的な技術開発を進める。

（イノベーションの創造）

- 3 戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）による、スマート防災ネットワークの構築等のプログラムにおいて、研究開発を着実に推進し、その成果の活用を図る。

⑤産学官民・広域連携

（大規模災害時の広域連携）

- 1 広域的な連携体制や応援体制の構築にあっては、愛知県に直接的な被害が生じないものの、間接的な影響がある他地域の大規模自然災害等も考慮し、大規模地震や火山噴火等により、首都圏が被災した場合のバックアップ機能や他地域が被災した場合のサポート機能の充実により国全体の強靱化に寄与する。
- 2 国及び地方公共団体と民間企業や業界団体との協定の締結、連携を反映した各県の計画や地域等で連携した計画の策定、大規模災害を想定した広域的な訓練や業界横断的な訓練等の実践的な共同訓練の実施等を推進する。

（産学官民の連携）

- 3 道路・航路啓開や緊急復旧工事、避難所の運営や生活支援、帰宅困難者等対策、緊急支援物資の調達や輸送といった災害対応に、民間企業や地域の専門家等の有するスキル・ノウハウ、民間企業の施設設備や組織体制等を活用するための官民連携体制を確保する。
- 4 連携先となる地域に精通した民間企業等の人員・資機材の維持・確保や自立・分散型エネルギーの導入、施設の堅牢化等についても平時から推進するとともに、自主防災組織の充実強化を進める。
- 5 被害情報を始めとする災害対応や地域経済社会の再建等に必要な情報の迅速な収集・提供・共有、円滑な避難行動の促進や物資の調達・輸送に向け、デジタル活用等の新技術の導入、ビッグデータの収集・整備に向けた研究開発及び活用、情報の一元的提供等の官民で連携した取組を推進する。
- 6 個人ボランティアや NPO 等による災害時の被災地支援活動が効果的に行われるよう、地方公共団体と社会福祉協議会、自治会、地域 NPO が連携した受入体制の整備をする。また、災害対策本部に民間の専門家等を受け入れる体制の検討を進める。
- 7 平時から地域と地域の産業を連携させた政策が、災害時に防災効果を発揮するとの視点からの取組を促進する。
- 8 大学等の研究組織と連携しながら、地震など大規模自然災害への対策に関する調査・研究を行い、県内の中小企業や大企業、住民等に広く情報発信、教育・普及啓発する。また、実際の防災・減災対策において、得られた研究成果の活用を図る。

- 9 愛知県の強靱化に係る課題等について、継続的に議論される場を整備するとともに、この地域における防災・減災に関するシンクタンク機能を充実させる。

(あいち・なごや強靱化共創センターにおける取組の推進)

- 10 あいち・なごや強靱化共創センターにおいて、愛知県・名古屋市の強靱化を推進するための取組を、引き続き産学官で戦略的に行う。

(愛知県の強靱化に資する適切な民間資金の活用)

- 11 様々な主体との役割分担の中で、県が実施すべきとされた施策についても、民間の活力を活用する各種の手法を検討し、更なる民間活力の導入を推進する。

(南海トラフ地震の関係都府県市との連携)

- 12 県域を越えた広域連携体制を確認するために、近隣県との連携による広域的な訓練など必要な取組を実施する。また、防災・危機管理に関する連絡会及び協議会等に参加することにより、関係都府県市との連携を密なものにするとともに、様々な課題について情報収集、情報交換を行い、相互の認識の共有化を図る。

(市町村間の協調・連携に係る取組の推進)

- 13 名古屋市近隣市町村防災担当課長会議、海部地域防災行政研究会、知多地域防災減災研究会、西三河防災減災連携研究会、東三河地域防災協議会等の市町村間の協調・連携に係る取組を推進する。

(新時代に地域力をつなぐ国土の形成)

- 14 「新たな国土形成計画」で示された「新時代に地域力をつなぐ国土」の形成に向け、未曾有の人口減少、少子高齢化や巨大災害リスクの切迫化など地域が直面する諸課題を克服する「地域力」を高めるため、「共」の視点から、主体・事業・地域間の連携により、デジタル活用を含め、地域の自立的・内発的で持続的な発展に向けた新たな発想からの地域マネジメントを構築する。

(地域の民間企業等との連携)

- 15 交通事業者や公益企業者等による交通機関・ライフラインの復旧、建設業者等による道路啓開や応急復旧、サプライチェーン確保による食料・燃料の安定供給など、地域の民間企業が果たす役割は大きいと、地域レベルでの官民の連携協力を促進する。
- 16 建設業者等との連携に当たっては、関係業者、関係団体との防災協定等を締結するとともに、その実効性を確保するための連絡体制の整備、資機材及び人員の確保、訓練の実施等の取組を促進する。
- 17 物流機能やサプライチェーンの維持のため、物流事業、製造業、農林水産業関係者のBCP未策定企業に対するBCP策定への理解促進とともに、関係者間で連携したBCPの策定を進める。さらに、一定程度BCPの策定が進んでいる金融機関、交通事業者、通信事業者、ライフライン事業者においては、災害対応の実効性を高めるために実動訓練による継続的な改善を図る。

- 18 「地域再生法」に基づく本社機能の移転・拡充に対する支援を通じて、企業の本社機能が東京圏に集中することによる本社機能の途絶の防止や帰宅困難者等の発生の抑制に寄与する。

⑥デジタル活用

（デジタル技術の活用）

- 1 TEC-FORCE 等による被災状況の迅速な把握や応急活動の現場の状況報告、情報集約、共有等にデジタルデバイスを活用するとともに、災害情報システムの連携や浸水常襲箇所への低コストな浸水センサ設置等によって災害情報を把握するなど、正確な状況判断を行うための取組を推進する。
- 2 施設台帳や図面のデジタル化、民間企業における財務・経理情報のデジタル化など、災害時の早期復旧や事業継続を図るための取組を推進する。
- 3 国土強靱化の取組を効率的に進めるために、現場におけるロボット、ドローン、AI 等の活用、ICT 施工の実施、遠隔監視等のデジタル技術の活用を推進する。

Ⅲ 市町村及び関係団体の取組

Ⅲ. 1 市町村及び関係団体の取組

市町村の取組としては、名古屋市及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の市町の協力を得て、取組を例示した。

関係団体の取組としては、「愛知・名古屋地域強靱化推進会議」の構成員及び防災関係機関の主な取組を記載した。

<リスクシナリオ>

1 あらゆる自然災害に対し、750 万人県民の直接死を最大限防ぐ

1－1 大規模地震に伴う、住宅や建築物等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生

- 1 住宅の耐震化の推進
- 2 民間建築物の耐震化
- 3 市営住宅の耐震対策
- 4 木造住宅密集地域改善助成
- 5 地下鉄構造物の耐震対策
- 6 市有建築物の耐震対策
- 7 学校施設等の耐震化の推進
- 8 市有建築物の天井等落下防止対策
- 9 公共施設の非構造部材の耐震化の推進
- 10 学校施設等の非構造部材の耐震化
- 11 小中学校等における非構造部材の防災対策
- 12 市有施設におけるブロック塀等の撤去等
- 13 商店街共同施設災害対策支援事業
- 14 家具等の転倒防止対策の推進

1－2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

- 1 市施行土地区画整理事業及び住宅市街地総合整備事業の推進
- 2 市街化区域内の公園緑地整備の推進
- 3 住宅火災による被害を抑制する対策の推進
- 4 事業所などの防火安全性の向上

1－3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

- 1 津波避難対策事業の推進
- 2 高台移転の促進

- 3 河川・排水施設等の耐震化
- 4 避難場所の確保の推進
- 5 津波避難マウンドの整備
- 6 避難場所の確保、避難路の設置、避難誘導標識等の設置の促進

1－4 突発的又は広域的な洪水・高潮等に伴う市街地等の大規模な浸水による多数の死傷者の発生

- 1 河川整備の推進
- 2 ダムの建設事業の推進
- 3 ダムの再生事業の推進
- 4 ダムの安全性や二次災害発生後の対応計画の策定
- 5 河川台帳の調製
- 6 公共施設における雨水流出抑制の推進
- 7 民間施設における雨水流出抑制の促進
- 8 雨水排水情報システムの運用
- 9 下水道による浸水対策
- 10 水防活動準備
- 11 集約連携型まちづくりの推進
- 12 河川・水路等の維持管理
- 13 要配慮者利用施設等における避難確保計画作成等支援
- 14 土地改良区の排水機場の維持管理事業
- 15 排水機場等の機能強化
- 16 社会全体での水害被害軽減対策（水防災意識社会再構築ビジョン）

1－5 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生

- 1 公園内のがけ崩れ危険箇所対策
- 2 盛土等の安全対策推進に係る調査

1－6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

- 1 雪害予防施設の整備及び除雪体制の強化

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 1 防災拠点の機能確保
- 2 基幹となる広域防災拠点の整備検討
- 3 広域防災拠点及び防災拠点の整備
- 4 緊急消防援助隊の充実強化
- 5 救急出動体制の充実
- 6 救急需要増加緩和策の推進
- 7 防災関係機関との情報共有等による連携の強化
- 8 消防施設の整備
- 9 消防・救助体制の充実強化
- 10 消防団の充実強化
- 11 消防団の体制・装備の充実強化
- 12 避難地として計画された公園の整備
- 13 防災協力農地登録制度の推進

2-2 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺

- 1 愛知県医師会災害医療救護活動マニュアルに則った活動
- 2 医療救護体制、保健活動体制の整備
- 3 災害拠点病院の医療機能の充実
- 4 愛知県広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の運用
- 5 災害支援ナースの養成
- 6 医療救護所等運営体制の充実
- 7 医療救護所設置訓練
- 8 医療関係者との連絡会議の開催
- 9 災害時の医療提供のための陸海空の支援ルートの構築

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

- 1 避難所建物の応急対応防災訓練
- 2 災害対策住民リストの整備
- 3 要配慮者の避難場所の充実

- 4 要配慮者の避難支援対策の推進
- 5 災害時におけるお薬手帳の意義の啓発
- 6 被災者の健康保持のための啓発
- 7 災害用トイレの備蓄
- 8 公園トイレの洋式化

2－4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

- 1 災害救助用物資の備蓄
- 2 大規模小売業者等との協定締結の推進
- 3 飲料水及び生活用水の確保
- 4 支援物資輸送に関する課題の解消に向けた取組
- 5 伊勢湾緊急確保航路における航路啓開体制の構築
- 6 家庭内備蓄の推進

2－5 想定を超える大量の帰宅困難者等の発生による混乱

- 1 民間再開発事業による帰宅困難者収容施設等の導入の促進
- 2 帰宅困難者の受入体制の確保
- 3 帰宅困難者対策等の推進
- 4 帰宅困難者等支援対策の推進
- 5 久屋大通の再生

2－6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

- 1 孤立可能性の高い集落への対応

3 必要不可欠な行政機能を確保する

3－3 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- 1 名古屋市業務継続計画（震災編）の改定・検証
- 2 大規模風水害時における業務継続体制の確保
- 3 受援計画の策定
- 4 職員の健康管理・メンタルヘルスにかかる教育・啓発
- 5 業務継続における職員OBとの協力体制の運用
- 6 庁舎の書庫等転倒防止、ガラス飛散防止

- 7 非常用電源設備の強化
- 8 総合防災情報システムの充実
- 9 情報システムの早期復旧対策等
- 10 災害対応能力向上に向けた市本部・区本部運営に係る研修・訓練
- 11 非常配備・動員計画の運用・検証
- 12 土木事務所の防災体制の維持・強化
- 13 遺体処置体制等の確保

4 「産業首都あいち」の経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

- 1 中小企業のBCP策定支援事業
- 2 中小企業の事業継続計画策定支援
- 3 企業防災の啓発・防災人材の育成支援
- 4 事業所の防災対策の促進
- 5 災害応急体制の見直し
- 6 平常時からの企業への啓発
- 7 被災中小企業支援
- 8 中部ものづくり産業レジリエンス手法の実装推進
- 9 名商安否確認アプリケーションの開発・サービス化

4-2 コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発等に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

- 1 アスベストの飛散防止

4-3 海上輸送の機能停止による海外貿易、複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響

- 1 名古屋港におけるふ頭再編整備
- 2 衣浦港における国際物流ターミナルの整備

4-4 金融サービス等の機能停止による県民生活・商取引等への甚大な影響

- 1 郵便事業の業務継続計画の策定
- 2 中央銀行におけるBCPの策定

4－5 食料等の安定共有の停滞に伴う、県民生活・社会経済活動への甚大な影響

- 1 国営尾張西部土地改良事業（国営施設機能保全）
- 2 国営矢作川総合第二期土地改良事業（国営総合農地防災）
- 3 国営新濃尾土地改良事業（国営総合農地防災）
- 4 農業用水路の改良
- 5 土地改良機械器具無償貸付

5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早急に復旧させる

5－1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

- 1 災害時の通信手段の強化、リエゾン派遣等
- 2 非常通信協議会の通信訓練
- 3 統合災害情報システム（DiMAPS）のシステム連携
- 4 情報伝達手段の整備
- 5 Lアラート（災害情報共有システム）による情報伝達・収集
- 6 災害時の情報伝達体制の充実
- 7 災害時の情報収集・共有体制の充実・更新
- 8 地上基幹放送等の耐災害性の強化
- 9 民放ラジオの難聴解消
- 10 半島部を中心とした通信回線の増強
- 11 道路施設被害情報の収集・提供
- 12 道路・河川等の防災情報収集、提供
- 13 非常用電源の確保や印刷工場の耐震化、用紙倉庫の整備、電子版無料公開
- 14 緊急時相互発行協定の締結（他社との災害協定による）
- 15 災害時の外国人支援に関する研修

5－2 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

- 1 電力供給ネットワーク施設の耐災害性強化
- 2 被害情報の共有手法や道路啓開、燃料調達など復旧迅速化のための連携強化

3 避難所等への再生可能エネルギーの導入

5－3 都市ガス供給・石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

1 災害時の燃料供給の円滑化

5－4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

1 上下水道施設の耐震化の推進

2 水道基幹施設の耐震化

3 配水管の耐震化

4 下水道基幹施設の耐震化

5 下水管の耐震化

6 下水道基幹施設の耐水化

7 下水道基幹施設の停電対策

5－5 太平洋ベルト地帯の幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

1 緊急輸送道路等の道路啓開計画の策定

2 緊急輸送道路の地震対策等の機能強化

3 緊急輸送道路等の防災対策の促進

4 緊急輸送道路等の橋梁の地震対策の促進

5 緊急輸送道路の橋梁の補修・補強の推進

6 緊急輸送道路等の整備

7 橋りょうの耐震化

8 緊急輸送道路等の応急対策実務に関する合同訓練の実施

9 無電柱化の推進

10 電線類の地中化

11 道路斜面や盛土等の防災対策

12 側溝の補修・改良及び側溝しゅんせつ等の実施

13 道路の維持補修

14 街路樹の適切な維持管理

15 道路インフラの老朽化対策の推進

16 橋りょうの老朽化対策

17 愛知県道路メンテナンス会議の開催

18 特定鉄道等施設の耐震化の促進

- 1 9 名古屋港の港湾施設の耐震化の推進
- 2 0 名古屋港の港湾 BCP に基づく事前対策及び内容の充実化
- 2 1 名古屋港における防災施設等の強化
- 2 2 名古屋港・衣浦港・三河港における予防保全の実施
- 2 3 名古屋港の防災機能強化
- 2 4 中部国際空港の機能強化
- 2 5 電源施設等の耐水対策工事の実施

6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

- 6－1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
 - 1 復興イメージトレーニング
- 6－2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
 - 1 防災人材のネットワーク化の推進
 - 2 災害ボランティアセンター設置運営研修・訓練
 - 3 災害対応支援部会の実施
 - 4 災害ボランティアの円滑な受入
- 6－3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
 - 1 災害廃棄物処理に係る訓練
 - 2 公園の適切な維持管理
- 6－4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
 - 1 被災建築物応急危険度判定体制の強化
 - 2 被災宅地危険度判定体制の強化
 - 3 応急仮設住宅配置計画図及び応急仮設住宅建設候補地台帳の整備
- 6－5 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
 - 1 排水計画の策定

- 2 地盤沈下状況の把握
- 3 長期湛水に対する復旧・復興体制の強化
- 4 ポンプ施設の維持修繕及び運転管理
- 5 排水ポンプ施設の改築
- 6 排水路の改良・補修
- 7 ポンプ施設の耐水化
- 8 ポンプ施設の更新・整備
- 9 雨水ます等の清掃の啓発
- 10 簡易水防工法の普及啓発

＜横断的分野＞

① リスクコミュニケーション

- 1 男女平等参画の視点から考える防災についての意識啓発
- 2 市民向け防災に関するイベント・訓練等による普及啓発
- 3 各種媒体を活用した戦略的な普及啓発
- 4 港防災センターにおける普及啓発
- 5 市民の防災意識を高める講座・事業の実施
- 6 応急手当の普及啓発
- 7 防災教育の推進
- 8 児童・生徒への防災教育
- 9 児童・生徒の保護者の防災意識の啓発
- 10 保育所入所児童への防災教育
- 11 保育所入所児童の保護者への防災教育
- 12 地域防災マネジメント事業の推進（自助力向上の啓発・支援）
- 13 防災安心まちづくり事業の推進
- 14 地域防災力の向上
- 15 なごや市民総ぐるみ防災訓練
- 16 総合水防訓練
- 17 関係機関合同訓練の実施
- 18 地域防災マネジメント事業の推進（自主防災組織の活動支援）
- 19 外国人防災啓発事業
- 20 水防法改正等に伴うハザードマップの周知・啓発
- 21 ハザードマップの作成

- 2 2 大規模災害時に向けた防災行動の理解促進
- 2 3 地区防災カルテを活用した防災活動の推進
- 2 4 地震災害危険度評価図情報等の提供
- 2 5 自然災害に関する歴史的文献の調査・公開

② 人材育成

- 1 被災地派遣職員等による講演
- 2 TEC-FORCE の派遣体制の確立
- 3 災害ボランティアコーディネーター養成講座
- 4 防災に関する教員研修の実施
- 5 戦略的な防災人材育成事業

③ 老朽化対策

- 1 道路・河川施設の長寿命化計画（個別施設計画）の策定
- 2 道路・河川施設の点検計画の策定・実施

⑤ 産学官民・広域連携

- 1 広域的な防災体制の整備・訓練の実施
- 2 国及び自治体間の相互連携の推進

愛知県地域強靱化計画

2015年8月策定
(2016年3月拡充)
2020年3月改訂
2025年3月改定

愛 知 県

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-961-2111 (代表)

